

令和3年度 第1回野田市児童福祉審議会資料

- 資料1 会長及び副会長の選任について
- 資料2 令和2年度野田市エンゼルプラン第5期計画進捗状況調査表
- 資料3 令和2年度野田ひとり親家庭支援総合対策プラン第4次改訂版の進捗状況調査表
- 資料4 子ども館整備の進捗状況について
- 資料5 待機児童・保留者解消野田市計画と保育量について
- 資料6 子どもの安心生活推進委員会及び子ども家庭総合支援拠点機能充実専門委員の設置について
 - 野田市子どもの安心生活推進委員会設置要綱
 - 野田市子ども家庭総合支援拠点機能充実専門委員設置規則
- 資料7 コロナ禍における子育て世帯に対する市独自の給付金について
- 資料8 保育施設の確認にかかる利用定員の設定・変更について

資料 1

会長及び副会長の選任について

児童福祉審議会では、野田市児童福祉審議会条例第 4 条第 1 項の規定で、「審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める」、第 6 条第 1 項の規定で、「審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる」とされております。

本来は、委員委嘱後の最初の会議で会長の選任をお願いするところですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため審議会を開催せず、書面により会長、副会長職の選任をお願いしたいとするものです。

つきましては、小倉委員から下記委員の会長・副会長職の選任について推薦がありましたので、委員の皆様の御同意をお願いするものです。

(敬称略)

職名	氏名	経歴等
会長	渡辺 隆	条例区分：社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者 推薦団体：野田市社会福祉協議会 平成 29 年 6 月から現在まで審議会委員 平成 29 年 7 月から審議会会長

(敬称略)

職名	氏名	経歴等
副会長	森田 邦子	条例区分：母子寡婦福祉会を代表する者 推薦団体：野田市母子寡婦福祉会 令和元年 5 月から現在まで審議会委員 平成元年 5 月から審議会副会長

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
1	P65	既存	低年齢児の受入れ 体制整備促進	保育課	・計画に位置付けた3号認定（低年齢児）の保育の量を確保するため、民間活力により必要な施設の整備を進める。 ・既存保育所の定員増や定員の弾力的運用などを講じるとともに、必要な保育士の確保に努める。 ・保育の量の確保に当たっては、認可保育所の設置を原則とするが、今後の保育量の確保の状況により、0歳児から2歳児までを対象とする地域型保育事業についても検討する。	・受入実績（3月1日現在） 24園 0歳 167人 1歳 377人 2歳 442人 計 986人	年度末における年少児の入所受入確保量の不足及び年度当初の供給過大について検討する必要がある。	0	公立保育所における低年齢児の受入について、保育士の確保に努めていく必要がある。 低年齢児の待機児童数を見極めた整備を検討する。	0
2	P66	既存	保育所の施設整備 の推進	保育課	・計画に位置付けた保育の量を確保するため、民間活力により必要な施設の整備を進める。 ・既存保育所の定員増や定員の弾力的運用や見直しなどを講じるとともに、必要な保育士の確保に努める。	・(3月1日現在) 定員(24か所) 2,400人 入所実績 2,364人 (内訳) 公設公営(3か所) 383人 公設民営(6か所) 773人 私立(11か所) 908人 認定こども園(3か所) 286人 事業所内(1か所) 14人 ・2年10月1日 野田市立東部保育所を指定管理者へ移管 「アートチャイルドケア野田東部みどり保育園」が開園 2年度及び3年度において施設整備を実施 ・3年4月1日 小規模保育事業所 「柳沢くくる保育園」が開園 定員19人	待機児童と入所保留者の状況を踏まえつつ、保育所の整備の検討及び幼稚園の預かり保育活用を検討する必要がある。	177,230	保育所の施設整備に対する建設補助や開設に向けた事務的支援を行う。 (施設概要) 施設名称 アートチャイルドケア野田東部みどり保育園 事業者 アートチャイルドケア株式会社 開園予定日 4年4月1日 定員 128人 施設名称 (仮称)しみず空と杜の保育園 事業者 社会福祉法人すくすくどろんこの会 開園予定日 4年4月1日 定員 60人	449,243
3	P68	既存	駅前保育の整備	保育課	・駅前等の利便性の高い場所にて保育サービスを提供する駅前保育施設の整備を検討する。 ・現状においては駅前保育の利便性を享受できるニーズは少ないため、緊急の必要性は低いものの、今後の住宅開発等による需要と供給のバランスを把握しつつ、民間保育所の動向を注視していく。	駅前等の利便性の高い場所にて保育サービスを提供する駅前保育施設の整備を検討する。	保護者の通勤形態等を検証し、駅前保育所の利用ニーズ等を見極める必要がある。	0	駅前保育施設の施設整備に対する建設補助や開設に向けた事務的支援を行う。 開園場所 清水公園駅（東武野田線）東口駅前 施設名称 (仮称)しみず空と杜の保育園 事業者 社会福祉法人すくすくどろんこの会 開園予定日 4年4月1日 定員 60人	0

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2 年度実績	評価及び課題	2 年度決算額 (千円)	3 年度の事業内容	3 年度当初 予算額(千円)
4	P69	既存	産休・育休明け保 育の円滑な利用の 確保 H12.8～ (乳児保育所)	保育課	・ 生後3か月未満の乳児を保育する公立 の乳児保育所及び民間活力による保育 サービスの充実として民間保育園及び 事業所内保育所において産休明け保育 を実施する。 ・ 産休明け保育については、計画に位 置付けた0歳児の保育の量の確保を進 めることでニーズに対応していく。 ・ 引き続き育児休業明けの保育所利用 申請者については、利用調整に当たり 優先的な配慮を行う。	・ 利用実績 乳児保育所 1人 聖華保育園 0人 コビープリスクールのだ保育園 0人 コビープリスクールせきやど保育園 0人 アスク七光台保育園 0人 アスク川間保育園 1人 コビープリスクール さくらのさと保育園 0人 すくすく保育園 0人 アスク古布内保育園 0人 やまざき社の保育園 0人 アートチャイルドケア 野田東部みどり保育園 0人 コビープリスクールあたご保育園 1人 聖華未来のこども園（認定こども園）0人 ひばり保育園(事業所内) 1人 《参考》 令和元年度利用実績 1人 平成30年度利用実績 2人 平成29年度利用実績 3人	公立1か所、民間保育園等12園、事業所 内保育所1か所で産休明け保育を実施して おり、施設数は拡充されているが、育児 休業制度の普及により、利用者が少な い。 利用状況を踏まえ、今後、民間活力を 導入していく場合は産休明け保育の実施 の必要性があるかを検討する必要があ る。 30年度から育児休業明け保育所利用予 約を実施し、育児休業を取得している保 護者が円滑に職場復帰をすることを支援 した。	0	育児休業制度の普及を踏まえ、 今後見込まれる産休明け保育の利用 ニーズに留意しつつ、子ども・ 子育て支援新制度における基本指 針を踏まえ、事業の充実を検討す る。 引き続き産休・育休明け保育所 利用申請者については、利用調整 に当たり優先的に配慮することを 継続する。	0
5	P70	既存	子ども・子育て支 援法に基づく事業 所内託児施設の設 置促進	保育課	・ 仕事と育児の両立、雇用環境整備の ため、「事業所内託児施設助成金」制 度の周知とともに、子ども・子育て支 援法に基づく地域型保育給付に関する 情報提供を行う。 ・ 地域型保育給付への移行について は、計画に位置付けた3号認定（低年 齢児）の保育量の確保の状況により、 方策の一つとして推進する。	・ 平成2年度の事業所内保育施設の利用状 況実績（実人数） 野田病院内保育室 男8人 女9人 計17人 かぞヤクルト販売㈱春日町保育ルーム 男3人 女2人 計5人 かぞヤクルト販売㈱関宿保育ルーム 男3人 女7人 計10人 かぞヤクルト販売㈱野田保育ルーム 男6人 女7人 計13人 キッコーマン総合病院内託児所 （まめっこ保育室） 男12人 女10人 計22人 岡田病院たんぽぽ保育室 男4人 女7人 計11人 船形サルビア保育園 男7人 女5人 計12人	・ 子ども・子育て支援新制度では地域 型保育事業に「事業所内保育施設」が 位置付けられ、市の認可・確認により 地域型給付に移行できることとなっ ている。しかし、これまでに移行した施 設は1施設（ひばり保育園・H28移行） のみである。地域型保育施設への移行 は待機児童等の解消に繋がられものと 考えることから、移行していない施設 に改めて移行の意思等を確認する必要 がある。	0	・ 子ども・子育て支援新制度で は「事業所内保育施設」の位置 付けが明確になったことから、 低年齢児の待機児童及び入所保 留者の推移を見ながら、地域型 保育施設への移行を推奨してい く。 ・ また、国が実施している「企 業主導型保育施設」等と子ど も・子育て支援新制度に位置付 けられている「地域型保育施 設」の相違点について、新設や 移行を検討している事業者に対 し、周知していく。	0
6	P71	既存	子ども・子育て支 援法に基づく幼稚 園の預かり保育の 拡充	学校教育 課、保育課	・ 保護者が仕事の都合や急用が生じた ときなどに、降園時間を延長するサー ビスを実施する。	・ 公立幼稚園は実施していない。 ・ 私立幼稚園5園で実施している。	・ 公立幼稚園の預かり保育の新たな参 入は、民業圧迫にもなりかねないた め、現時点で実施する考えはない。 ・ 多様なニーズに対応するとともに、 高まる保育所ニーズに対して代替的に 機能していることから、各私立幼稚園 の実施状況を引き続き把握していく必 要がある。	0	保護者が仕事の都合や急用が生 じたときなどに、降園時間を延 長するサービスを実施する。 なお、公立幼稚園の預かり保育 の新たな参入は、民業圧迫にも なりかねないため、現時点で実 施する考えはない。	0

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
7	P73	既存	3歳児の保育士配置基準の改善	保育課	・子ども・子育て支援法が定める「教育・保育」の質の改善の趣旨に基づき、教育・保育施設における3歳児の保育士の配置基準を改善する。 （子ども20人に保育士1人の配置から、子ども15人に保育士1人に改善） ・計画に位置付けた保育の量の確保とともに、質改善のためにも保育士が確保できるよう、早期の対応と工夫に努める。	・公定価格における「3歳児配置改善加算」の活用により、国基準以上の保育士の配置について支援した。 ・実績 私立保育所 11園 聖華保育園 コビープリスクールのだ保育園 コビープリスクールせきやど保育園 アスク七光台保育園 アスク川間保育園 コビープリスクールさくらのさと保育園 すくすく保育園 やまざき杜の保育園 アスク古布内保育園 コビープリスクールあたご保育園 アートチャイルドケア野田東部みどり保育園 公立保育所 7園 清水保育所 花輪保育所 東部保育所 南部保育所 北部保育所 尾崎保育所 木間ヶ瀬保育所 認定こども園 3園 聖華未来のこども園 のだのこども園 やなぎさわ幼稚園・保育園	・野田市ではほぼ全ての施設で3歳児の配置基準の改善（15：1）を実施している。 近年の保育士不足の中で、この保育士配置基準の改善（15：1）を維持するためにも保育士全体の処遇改善を図り、保育士を確保することで配置基準の改善に努める必要がある。	0	保育士合同就職説明会の実施や保育士就労奨励金等の助成により保育士の処遇改善を図ることで保育士の市内施設への就労を促進する。	0
8	P76	既存	乳児家庭全戸訪問事業・産婦訪問事業	子ども支援室	・新生児、産婦家庭訪問 ・乳児家庭全戸訪問	新生児・産婦訪問指導件数 産婦：784人 新生児：247人 乳幼児：537人	・訪問実施率は前年度と比べほぼ横ばいである。専門職による訪問の初回訪問において継続支援が必要と判断されたケースが昨年度と同様にあると考えられる。複数回の訪問できめ細やかな支援に努め保護者の育児不安の軽減につなげている。 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症流行の影響で新生児訪問を希望しない産婦もいたため、電話での状況聴取や育児相談で対応し育児不安の軽減に努めた。また3か月健診において育児状況や養育環境の確認を丁寧に行っていく必要がある。	1,239	・専門職の家庭訪問を行うことによって、即時的な問題解決を行っていくとともに、リスクのある家庭においては、産婦や新生児・乳児だけでなく家族全体を対象ととらえた視点で支援を行う。 ・コロナウイルス感染予防のため、新生児訪問を断りたいという産婦もいるが、目視確認が必要であるということと、予防接種の予診票を渡す目的もあるので、全数に新生児訪問し対面できるようにする。	1,403
9	P78	既存	育児支援家庭訪問事業	子ども家庭総合支援課	・子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に支援員を派遣し、過重な負担がかかる前の段階において育児、家事の援助等を行う。	・利用者数 3人 （内訳 産じょく2人、虐待予防1人） ・派遣日数 25日 ・派遣時間 65.5時間	・支援が必要と思われるケースで、利用を勧めても利用につながらない場合や、利用につながった後、利用が継続されないケースにつき、積極的利用について対応を検討する必要がある。 また、委託先の野田市社会福祉協議会とも連携し、実績報告等を踏まえ、適切な対応を検討していく。	230	・子ども家庭総合支援拠点事業及び家庭児童相談室の相談業務、また保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業といった母子保健事業との連携を通じて、出産前から支援が必要な妊婦、育児不安や育児ストレスを感じている家庭などに訪問員を派遣し、育児、家事等の援助や育児相談・指導を行う。	919

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
10	P79	既存	ファミリー・サ ポート・センター 事業	児童家庭課	・生後6か月以上から小学校修了前までの児童を対象とし、育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）を会員とする組織により、保育所までの送迎や降園後の一時的な預かり等育児について、相互に助け合いを行う。	・利用実績 ○利用会員 890人 ○提供会員 128人 ○両方会員 39人 合 計 1,057人 ○延べ利用件数 1,993件 ・ひとり親世帯や非課税世帯に対し利用料の1/2助成を行い、31件、629時間の利用があり、222,870円を助成した。 ・令和3年10月から、当該事業の一時預かりが、無償化の対象となり、14件、409.5時間の利用があり、290,750円を助成した。	・市報やホームページ、窓口等で事業の周知を図ったことで、利用会員が増えた。 ・利用件数については、学童や保育所の送迎が多い傾向にあるが、会員の利用頻度によって年度により件数が増減する。 ・今年度は、感染症予防のため、学校の休校や外出控え、テレワークなどの影響から、昨年度より2,000件以上減少した。 ・利用会員が増えていることから、提供会員の確保を重点的に進める必要がある。 ・低所得者等に対する利用助成制度や保育の無償化について広く周知する必要がある。	7,230	・社会福祉協議会に委託し事業を継続するとともに、援助を受けることが多い学童保育所利用者の入会を促進する。また、事業の周知をホームページや各種通信により行う。 ・ホームページや各種通信により提供会員への協力について広く募集する。 ・利用会員の対象外となった会員に提供会員への移行を促すなど提供会員の増加に努める。 ・利用助成制度や保育無償化について、ホームページやSNSを通じて周知に努める。	8,138
11	P81	既存	充実した学童保育 サービスの提供	児童家庭課	・指導員の確保に努めるとともに、指導員に対する研修を実施し、資質向上に努める。 ・放課後児童指導員となる資格を有する全ての指導員に認定研修を受講させる。 ・会計年度任用職員の創設に伴い、継続雇用が可能となることから、児童の保育環境を第一に考え、社会福祉協議会への委託方針を見直すことも含めて検討する。	・指導員の質の向上を図るために、市内全学童保育所指導員が集まる学童保育所定例会において研修を2回実施した。また、直営学童保育所指導員のための研修を2回予定していたが、開催時期が緊急事態宣言発出と重なったことから感染症予防のため中止とした。 ・県が行う放課後児童認定資格資格研修を6名受講させ指導員の質の向上に努めた。	・新型コロナウイルス感染症の影響もあり早急に連絡周知する必要があることから、面談や電話以外で一斉に連絡できる体制を構築する必要がある。 ・会計年度任用職員の本格導入後の処遇が決まっていないことから委託方針の見直しの検討まで至らなかった。	357,237	・年2回の自主研修会を実施し、指導員のスキルアップを図る。 ・県が行う認定資格研修は、72名受講済みとなっており、更に未受講者3名に対し受講をさせる。 ・保護者に速やかに連絡周知等が行えるようメールによる配信サービス「マチコミ」の活用を開始する。 ・児童の保育環境を第一に考え、会計年度任用職員の処遇を踏まえ、社会福祉協議会への委託方針を見直すことも含めて検討する。	405,570
12	P82	既存	学童保育所の受入 れ体制の整備	児童家庭課	・運営指針に基づき、おおむね40人以上の集団をクラス分けし、指導員を適切に配置する。 ・学校区単位での過密化解消のため、年間を通して過密化する場合は、学童保育所の整備を進める。 ・複数の学童保育所がある学校区において、入所児童数バランスにより過密化が懸念される場合は、抽選による児童の振分けを行い過密化の改善に努める。	・直営14学童14クラス、委託18学童45クラスを開所し希望者全員入所できた。 ・過密化解消のために、新1年生を対象に過密化している学童への通所希望者を同一学校区内の過密化していない学童へ振り分けるための抽選会を3学校区4学童に対し行い、12人の児童を学校区内の過密化していない学童へ振り分けた。 利用状況(延べ) 直営 5,539人 委託 12,503人 計 18,042人	・学校区単位での過密化は一時解消したことから、今年度は施設整備を実施しなかったが、令和3年6月現在において2学校区が過密化となっていることから、今後の児童数の推移を注視し年間を通して過密化する場合は、施設整備を検討する必要がある。	0	・児童数の推移を注視し、年間を通して過密化する場合は、施設整備を検討する。 ・児童の入所バランスにより過密化が懸念される場合は、抽選により1年生の振分けを行う。	0
13	P83	既存	学童保育所の施設 環境整備の推進	児童家庭課	・老朽化が著しい学童保育所施設について、ファシリティマネジメントに基づき長寿命化を図っていくとともに緊急度を勘案し整備を行う。 ・また、校外にある老朽化した学童保育所については、可能な学校から余裕教室を活用し移転を検討する。	・宮崎学童フェンス張替工事 616千円 ・野田学童外灯設置工事 318千円	・昭和50年前半に建設され、35年以上経過した学童が多くみられことから、ファシリティマネジメントに基づき長寿命化とともに余裕教室の活用を進める必要がある。 ・トイレの洋式化を計画的に進める必要がある。	934	・緊急性や安全性を踏まえ施設修繕等を行う ○トイレ改修工事（野田）	1,587

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
14	P84	既存	病児・病後児保育 の充実	保育課	・病気又は病気回復期の児童が集団保 育できない状態にあり、保護者の家庭 で保育できない場合を対象に、施設型 の病児・病後児保育事業として小張総 合病院に委託し、定員4人とする「ひば りルーム」を病院敷地内に開設し、保 育を実施する。 ・利便性の向上に配慮していくととも に、感染症における利用の制限等につ いても理解を得るため、周知を図る。	小張総合病院「ひばりルーム」 延べ 0人 (参考) 利用状況(延べ人数) H29年度 354人 H30年度 500人 R1年度 495人	令和2年度は新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため小張総合病院「ひばり ルーム」における病児・病後児保育の利 用を停止し、利用人数は0名となった。	1,564	・医療法人社団 圭春会への委託 (小張総合病院の敷地内で実施) については、新型コロナウイルス 感染症の影響で、再開の見通しが 立っていない。 ・令和4年4月1日に開設予定の (仮称)しみず空と杜の保育園で の保育所併設型病児・病後児保育 事業の実施に向けて整備・調整等 を行う。	0
15	P85	既存	一時預かり事業の 拡充	保育課	・保護者の疾病その他の理由により、家 庭において保育されることが一時的に 困難となった乳児又は幼児について、適 当な設備を備える保育所等において、保 育を行う。 ・既に実施している民間保育園4園 (聖華保育園、アスク七光台保育園、 コビープリスクールせきやど保育園、 コビープリスクールさくらのさと保育園 園)で引き続き実施していく。 ・子ども・子育て支援新制度におい て、地域子育て支援事業の一つとして 位置付けられ委託事業として再編され ることから、他の地域子育て拠点の事 業や幼稚園(自園預かり)の事業を含 め、ニーズ量への対応を図る。	・一時保育 コビープリスクールせきやど保育園 延べ 85人 アスク七光台保育園 延べ 2人 コビープリスクールさくらのさと保育園 延べ 213人	年間の利用状況は26年度をピークに減 少傾向にあることから、必要量は充足し ているものと思われる。 今後は子育てサロン等、他の地域子育 て拠点事業も含めた、一時預かり事業の 適切な実施と内容の充実を図る必要があ る。	6,091	民間保育園において引き続き実 施するとともに、民間保育所等の 整備計画の中で実施の可能性を検 討する。	9,366
16	P86	既存	子育てサロン事業 の充実	児童家庭課	・子育て世代の交流や相談、一時預か りなどを行う「子育てサロン」を運営 するNPO法人等に対し、子育て支援法に 基づく地域子育て支援事業で位置付け る基本4事業(交流・相談・情報提供・ 講座)を委託により実施する。	・利用状況(延べ) ○ゆう&みい 2,661人 ○ゆっくっく 369人 ○どろんこの会 596人 ・新型コロナウイルス感染症予防のため R2.4.1 ~ R2.6.21 R3.1.8 ~ R3.3.31 の期間電話による相談のみ行った。	・NPO法人3団体に子供子育て支援法に 基づく地域子育て支援として、交流・ 相談・情報提供・講座の基本4事業を 実施することでサービスを共通化し利 便性の向上に努める。 ・新型コロナウイルス感染症の影響に より開設できない期間があったことか ら、利用者が減少した。 ・開設できない時など、直接会うこと が出来ない状況における子育て支援と してSNS等の活用を検討する。	10,853	・地域の子育て支援拠点とし て、多様なサービスを提供でき るよう引き続きNPO法人に運営 を委託し、地域子育て支援拠点 における事業(交流・相談・情 報提供・講座の4事業)の共通 化を継続する。 ・サロンに出来ない状況を想定 し、SNS等を活用した支援を行 う。	10,045

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
17	P87	既存	つどいの広場事業 の充実	児童家庭課	・ 関宿地域において、乳幼児を持つ保護者同士が打ち解けた雰囲気の中で気軽に交流を図る場を設けるだけでなく、アドバイザーが保護者からの相談や助言を行うことにより子育てへの不安感を取り除き、育児負担を軽減する場として、「つどいの広場」をNP0法人に委託し、子育て支援法に基づく地域子育て支援事業で位置付ける基本4事業（交流・相談・情報提供・講座）を実施する。	・ 利用状況(延べ) ○大 人 863人 ○乳幼児 1,139人 計 2,002人 ・ 新型コロナウイルス感染症予防のため R2.4.1 ～ R2.6.21 R3.1.8 ～ R3.3.31 の期間電話による相談のみ行った。	・ 関宿地域における乳幼児とその保護者が気軽に集い打ち解けた雰囲気ですぐに合う中で交流を図るとともに育児相談等を行う場として子育て中の保護者の負担感の緩和に努めた。 市内の地域子育て支援拠点のサービスの共通化のため交流・相談・情報提供・講座関係の4事業を実施した。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により開設できない期間があったことから、利用者が減少した。 ・ 開設できない時など、直接会うことが出来ない状況における子育て支援としてSNS等の活用を検討する。	3,618	・ 関宿地域の子育て拠点としてNP0法人への委託により事業を継続する。 ・ 地域子育て支援拠点における事業（交流・相談・情報提供・講座の4事業）の共通化を継続する。 ・ つどいの広場に出来ない状況を想定し、SNS等を活用した支援を行う。	3,349
18	P88	既存	地域子育て支援センターの整備	保育課	・ 地域における子育て拠点として、子育て世代の交流・相談・サークル支援等を実施する。 ・ 基本的には地域における子育て拠点として、4か所（アートチャイルドケア野田東部みどり保育園、聖華保育園、アスク七光台保育園、聖華未来のこども園）を整備することとし、地域バランスに配慮しつつ新設の民間保育所等での実施を検討する。	サークル、イベント参加人数(延べ人数) ・ 野田東部みどり子育て支援センター 531名 （アートチャイルドケア野田東部みどり保育園内） ・ さくらんぼルーム 240名 （聖華保育園内） ・ ぽかぽかひろば 99名 （アスク七光台保育園内） ・ コアラルーム 529名 （聖華未来のこども園内） ・ 子ども館(6館合計) 3,674名	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、支援センターは4月～6月並びに1月～3月は電話相談のみとし利用人数が減少した。	22,232	新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた上で、電話での子育て相談、子育て支援情報の提供、子育てに役立つ講座・講演会の開催等の事業を実施し子育て支援や、情報交換、子育て世代同士の交流しやすい環境の充実に努める。	27,808
19	P89	既存	巡回相談等による 相談支援体制の充実	子ども家庭 総合支援課	・ 虐待などの未然防止のため、日程を工夫しながら、各保育所、学童保育所、子ども館などを訪問し、保護者などからの相談等を受け、適切な支援を行う。	・ 家庭児童相談員が、小中学校、幼稚園、保育所、学童保育所等の施設を訪問し、職員に家庭児童相談室のリーフレットを渡し、利用啓発を図っている。 ・ 幼稚園、託児所等のサークル活動や園庭開放へ参加し、直接保護者に家庭児童相談室のリーフレットを渡し、利用啓発を図る予定であったが、新型コロナウイルス感染防止対策のため、令和2年度は未実施となった。 ・ 施設訪問 133施設 職員からの相談 116件	・ 子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室を含む）への相談につながるよう、さらなる利用啓発を実施する必要がある。	0	・ 子ども家庭支援員が小中学校、幼稚園、保育所、学童保育所等の施設を訪問し、サークル活動や園庭開放へ参加し、保護者に家庭児童相談室のリーフレットを渡し、家庭児童相談室及び子ども家庭総合支援拠点事業の利用啓発を図る。 ・ 施設等の職員が相談しやすいよう、相談があった場合、施設に赴いての相談も積極的に行う。 ・ 巡回先の職員や子ども、保護者から直接話を聞くことにより、より身近な相談者として寄り添う支援を積極的に実施する。	0
20	P90	既存	公民館での電話及び 面接相談の実施	公民館	・ 東部、南部梅郷、北部、川間、福田、関宿中央、関宿、二川、木間ヶ瀬公民館に配属されている社会教育指導員を相談員とし、毎月第3日曜日の「家庭の日」を相談日として、電話及び面接による相談事業を実施する。	・ 各公民館に配属されている社会教育指導員を相談員として電話及び面接による相談事業を行った。 ○相談件数 3件	・ 現場に精通する指導員ならではの相談対応に、相談者からも高い評価を受けている。 ・ 課題としては、平日の指導員出勤日以外にも、毎月の第3日曜日の「家庭の日」を相談日としていることを引き続き周知していくなど、相談しやすい環境づくりに努めていく必要がある。	0	・ 2年度に引き続き、毎月第3日曜日の「家庭の日」を相談日として、電話及び面接による個別の子育てに関する悩みなどの相談に応じていく。	0

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
21	P91	既存	心配ごと相談事業 の充実	社会福祉協 議会	・日常生活における悩みごとの初期相 談窓口として、毎週火曜日及び第1金 曜日に相談所を開設。 ・相談所のPR活動を図るとともに、 事例検討や定期研修等を実施し、相談 員の資質向上を図る。	・相談件数 26件	・様々な相談に対応するため、更なる 相談員の資質向上に努める。 ・相談件数が横ばいであるため、事業 の周知を図る。	179	・日常生活における悩みごとの 初期相談窓口として、毎週火曜 日及び第1金曜日に相談所を開 設する。 ・相談所のPR活動を図るととも に、事例検討や定期研修会を実 施し、相談員の資質向上を図 る。	454
22	P92	既存	子育て支援総合コー ディネート事業	子ども支援 室	・「にじいろnavi」の周知につとめる。 あわせて「にじいろnavi LINE公式アカウ ント」でも定期的に情報発信する。 ・母子保健事業に参加し、子育て情報を 提供する。	・情報収集 754件 ・相談 36件 ・関係機関との調整 7件 ・各施設への取材 1件 ・LINE配信 30回 ・ホームページ閲覧 15,882件	・新型コロナウイルス感染症の流行に伴 い、情報収集や相談件数が減少した。関 係機関の事業の中止や再開など最新の情 報を載せるよう努めた。 ・「にじいろnavi」の周知につとめ、常 に最新の情報を収集・掲載した。あわせ て「にじいろnavi LINE公式アカウント」 でも毎月3回程度情報発信した。 ・両親学級や乳幼児健診に参加し、子育 て情報を提供した。	3,012	・引き続き、「にじいろnavi」の 周知につとめ、常に最新の情報を 収集・掲載する。あわせて「にじ いろnavi LINE公式アカウント」 でも毎月2回程度情報発信する。 ・両親学級や乳幼児健診に参加 し、子育て情報を提供する。	3,536
23	P94	既存	延長保育の充実	保育課	・全公立保育所で午前7時から午後7時 までの延長保育を実施する。 ・保育所の指定管理者導入に伴い、公立 保育所において午後7時以降の延長保育 を実施する。 ・私立保育園において午後8時までの延 長保育を実施する。 ・事業所内保育所では、ひばり保育園 (午後8時)で延長保育を実施する。 ○午後8時 (公立) 清水、花輪、東部、北部、 尾崎、木間ヶ瀬保育所 (私立) 聖華保育園 コビーのだ保育園 コビーせきやど保育園 アスク七光台保育園 アスク川間保育園 コビーさくらのさと保育園 すくすく保育園 コビーあたご保育園、 すくすく保育園分園、 ひばり保育園(事業所内保育所) ○午後10時 (公立) 南部保育所	・子ども・子育て支援新制度施行により、 保育標準時間の原則的保育時間は、午前7時 から午後6時までとなり、午後6時を超えた 時間を延長保育としている。 ・延べ利用児童数 公立 (月極利用) (日割利用) 午後7時まで 1,559人 8,394人 午後8時まで 162人 1,648人 午後9時まで 0人 82人 午後10時まで 0人 5人 計 1,721人 10,129人 私立 (月極利用) 午後7時まで 1,076人 午後8時まで 132人 計 1,208人	・保育所における延長保育の実施時間の 拡大については、今後の利用状況や実施 に係る人材確保の状況を見極めながら検 討する。 短時間認定保護者が午前8時まで、ま たは16時以降に保育を利用しても延長保 育料を徴収されず、標準時間認定保護者 との比較において不公平な運用となって いたため、令和3年度から徴収すべく規 則改正を行った。	0	引き続き全保育所で延長保育を 実施する。 民間活力を導入したことで、延 長保育事業の拡充が図られている が、今後、延長時間の拡大等につ いては、これまでの実績と保育無 償化の影響を踏まえ、今後の利用 ニーズを検討する。 短時間認定についても延長保育 料を設定し、利用の適正化を図 る。	0
24	P95	既存	休日保育の充実	保育課	休日出勤やその他の理由により保育で きない場合等に対応するため、指定管 理者を導入した公立保育所1カ所及び民 間保育所1カ所で休日保育を行います。 特定非営利活動法人2施設において保育 を必要とする全ての保護者が保育認定 事由に関わらず利用できる休日預かり 保育事業を行います。	・休日保育 コビープリスクールあたご保育園 延べ 416人 尾崎保育所 延べ 173人 ・休日預かり保育事業 ゆうアンドみい 延べ 2人 子育てネットワークゆくく 延べ 12人	・就労、家事、子育ての負担を一人で背 負うこととなる、ひとり親家庭への保育 サービスについて、多様なニーズを把握 しながら充実を図る必要がある。休日保 育の利用減少については、新型コロナウ イルス感染拡大防止のため登園自粛要請 を発令した影響が考えられる。 また、休日預かり保育事業は令和2年10 月に創設したこともあり利用数が少ない ため周知を図り促進を進める必要があ る。	1,860	多様な保育サービスの周知を図 り、利用促進に努める。 利用児童数の推移を注視しなが ら、保育無償化の影響を踏まえ、 利用ニーズを把握し、定員や実施 施設について検討する。	3,960

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2 年度実績	評価及び課題	2 年度決算額 (千円)	3 年度の事業内容	3 年度当初 予算額(千円)
25	P95	既存	病児・病後児保育 の充実	保育課	【事業番号14再掲】					
26	P95	既存	子ども・子育て支 援法に基づく幼稚 園の預かり保育の 拡充	学校教育 課、保育課	【事業番号6再掲】					
27	P96	既存	子育てサービス等 利用支援事業の実 施	保育課	保育所等の利用の決定を保留されてい る保護者、利用予約により保育所の利 用が決定した保護者、保育所・幼稚園 等入所者に対し、子育てサービス （ファミリー・サポート・センター事 業、認可外保育施設、一時預かり事 業）を利用した費用の一部を助成しま す。	子育てサービス等利用支援事業 ・助成金の額 利用した子育てサービスに要した費用の 1/2（児童1人につき1か月当たり上限2万 円） ・支給延べ件数 440件 【内訳】 保育所保留者 159件 2, 294, 780円 保育所等入所者 281件 873, 895円	令和2年10月から事業を開始した。当該 事業は保育所入所を申し込んだが、保育 所に入所できず、認可外保育施設等を利 用する保護者の経済的負担を軽減し、ま た、既に入所している人でも、入所施設 以外に子育てサービスを利用した場合に 費用の一部を助成するものである。 令和2年10月以前の「代替保育利用支援 事業」と比較し、対象者を拡大したた め、制度改正についての一定の効果は あった。	3,168	対象となる保護者への周知を図 るとともに、幼児教育・保育無償 化の影響を踏まえ保護者の様々な 保育ニーズに対応できるよう、必 要に応じて子育てサービス等利用 支援事業の事業内容等の見直しを 検討する。	4,620
28	P97	既存	保育所の耐震補強 の実施	保育課	・平成24年度から25年度に実施した耐 震診断の結果を踏まえ、耐震補強を要 する5保育所5棟（清水、中根、東 部、北部、尾崎）について、他の公共 施設の計画や推進状況、具体的な補強 等の方法及び時期等について検討す る。	東部保育所については、現指定管理事 業者からの移管及び園舎建替えの申出が あり、保護者の意向確認ができたことか ら令和2年9月30日で公立保育所を廃止 し、令和2年10月1日から民間保育所とし て開設し、2年度及び3年度において施設 整備を実施	・他の公共施設の耐震補強工事の進捗状 況を見極めながら、耐震補強を必要とす る尾崎保育所の整備計画を検討する。ま た、工事費の財源確保等についても検討 する必要がある。	0	東部保育所については、現指 定管理事業者からの移管及び園 舎建替えの申出があり、保護者 の意向確認ができたことから令 和2年9月30日で公立保育所を廃 止し、令和2年10月1日から民間 保育所として開設し、2年度及 び3年度において施設整備を実 施	0
29	P98	既存	保育環境向上のた めの施設整備の推 進	保育課	・施設維持に伴う修繕及び保育児童数 等の変化に対応する改修工事の検討・ 実施。また、更新時期を迎えているエ アコン設備等の計画的な整備を行う。	・空調設備改修工事実施保育所保育室 中根（4台）、花輪（1台） 尾崎（2台）、福田（2台） ・空調設備改修工事厨房 花輪（2台）、尾崎（2台） ・保育所施設改修工事実施保育所 駐車場整備工事（中根） スライディングウォール設置工事 （木間ヶ瀬） ・壁掛扇風機設置工事（清水、花輪、中 根、南部、北部、尾崎、福田、木間ヶ 瀬、乳児保育所） ・除染土埋設保管工事（福田） ・網戸設置工事（清水、花輪、中 根、南部、北部、尾崎、福田、木間ヶ 瀬、乳児保育所） ・駐車場フェンス改修工事（福田）	・更新時期を迎える公立保育所のエア コン整備を今後も計画的に推進する。 また、未整備となっている調理室のエ アコン設置についても計画的に検討す る。 ・経年劣化が顕著な保育所の修繕や保 育児童数等の変化に対応した改修工事 を、財源確保も含めて検討する必要が ある。	87,109	・保育に必要な施設等の修繕及 び改修工事を計画的に実施し、 良好な保育環境の整備に努め る。 （3年度工事実施予定） ・空調設備改修工事実施保育所 保育室等 花輪（1室、厨房） 木間ヶ瀬（厨房） ・保育室床改修工事（福田）	16,607

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)												
30	P99	新規	教育・保育の無償化	保育課、児童家庭課、学校教育課	・幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育（小規模・家庭的保育・事業所内・居宅訪問型）、認可外保育施設等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもたちと、0歳から2歳までの利用料については、住民税非課税世帯を対象に無償化となる。また幼児教育・保育無償化に伴い、保育所の副食費は実費徴収（保護者負担）となる。 ・未移行幼稚園、特別支援学校、預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後保育事業、子育て援助活動支援事業など子育てのための施設等の利用も無償化になる。 ・国や県の動向を注視しながら無償化開始後の保育量を分析し財源確保を行い、無償化の影響による待機児童増加が懸念される現状においては、公立保育所を含め保育士不足の解消を目指すために、現在の保育士確保対策の周知に努めるとともに、新規事業等の効果的な対策の検討を進める。 ・保育量の確保については、就学前児童数の割合や推移、女性の就業率をはじめ保育のニーズ量を様々な方向から十分に分析を行い、無償化に伴う増加予測が難しい中でも、既存の民間認可保育施設の建て替えや移設等の整備予定を把握するとともに、地域型保育事業等の多様な事業形態を踏まえて検討していく。 ・子育てのための施設等利用給付制度においては、保護者の利便性等を勘案しつつ施設等利用費の公正かつ適正な支給に取り組む、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等においても県との連携や情報共有を図りながら適切な取組を進める。 ・幼児教育・保育無償化の影響が不透明であり、量の見込みが予測困難であることから、今後2年間の推移を見極め、中間年度の令和4年度に見直しを行う。	（学校教育課） ・幼児教育・保育の無償化の一環として公立幼稚園の年収360万円未満の低所得世帯及び多子世帯（小学校第3学年の兄又は姉から数えて第3子以降に該当する世帯）の保護者に対して給食費のうち、副食費（おかず代等）の免除を実施した。 ・副食費の免除に併せて、市の単独事業として公立幼稚園の副食費が免除される保護者について、主食費も免除した。 副食費免除者 <table><tr><td>野田幼稚園</td><td>（前期）28名（後期）22名</td></tr><tr><td>関宿南部幼稚園</td><td>（前期）12名（後期）10名</td></tr><tr><td>関宿中部幼稚園</td><td>（前期）10名（後期）10名</td></tr></table> ※前期…4月から8月まで 後期…9月から3月まで （児童家庭課） ファミリー・サポート・センターの利用料について 3人 14件 290,750円の助成を行った。 （保育課） ・保育士確保策については、9月に保育士合同就職説明会を開催した。 ・保育量の確保については、令和3年4月から小規模保育事業所柳沢くくる保育園の開設をすすめるために整備を行った。 ・施設等利用費の適切な支給については、事業者に対して集団指導を行った。 私学助成幼稚園、認可外保育施設等の利用料を無償化した。（施設等利用費） 【民生費】 ・新制度幼稚園、認定こども園の預かり保育 630件 2,991,950円 ・認可外保育施設 653件 21,881,757円 ・一時預かり 3件 39,200円 【教育費】 ・私学助成幼稚園 11,965件 302,130,100円 ・私学助成幼稚園の預かり保育 1,100件 6,531,677円 私学助成幼稚園の年収360万円未満の低所得世帯及び多子世帯（小学校第3学年の兄又は姉から数えて第3子以降に該当する世帯）の保護者に対して、主食費・副食費の補助を行った。 <table><tr><td>主食費</td><td>1007件</td><td>201,054円</td></tr><tr><td>副食費</td><td>1007件</td><td>3,007,151円</td></tr></table>	野田幼稚園	（前期）28名（後期）22名	関宿南部幼稚園	（前期）12名（後期）10名	関宿中部幼稚園	（前期）10名（後期）10名	主食費	1007件	201,054円	副食費	1007件	3,007,151円	・保育士合同就職説明会を開催し、4人の保育士を確保した。今後も保育サービス提供体制を構築するために保育士確保に努める。 ・柳沢くくる保育園の開設により、定員19名の保育量を確保した。無償化に伴う保育需要の多様化に対応するため多様な事業形態を模索する。 ・施設等利用費の適切な支給を行うために、県と連携しながら施設に対して指導を行う必要がある	（保育課） 施設等利用費決算額 【民生費】 24,912 【教育費】 308,661 給食費 3,208 （学校教育課）0 （児童家庭課）291	・保育士合同就職説明会 ・事業者への実地指導 ・東武鉄道の病児保育整備 ・アートチャイルドケア野田東武みどり保育園の建て替え 施設等利用費及び給食費については、令和2年度と同様	（保育課） 施設等利用費 【民生費】 35,244 【教育費】 320,616 給食費 7,287 （学校教育課）0 （児童家庭課）441
野田幼稚園	（前期）28名（後期）22名																					
関宿南部幼稚園	（前期）12名（後期）10名																					
関宿中部幼稚園	（前期）10名（後期）10名																					
主食費	1007件	201,054円																				
副食費	1007件	3,007,151円																				
31	P100	新規	特別な支援が必要な子どもの施策の充実	保育課	・子ども・子育て支援法に基づく基本指針について、新たに障がい児等特別な支援が必要な子どもの施策の充実が位置付けられ、医療的ケア児の総合的な支援体制の構築が挙げられていることから、現在実施している障がい児保育のための加配とともに、支援体制の構築について検討する。	障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を整えるとともに、医療的ケア児の総合的な支援体制の構築について検討し、受入れに必要な体制を確保するため、令和3年度予算として直営保育所に会計年度任用職員のフルタイム看護師を。配置するよう要望した。	人材確保に至っていないことから、あらゆる手段（ハローワーク、インディード、eナース等の求人媒体）を通じて看護師確保に努めているが、人材確保に至っていないことから、委託等別の対応を検討していく必要がある。	0	障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を整えるとともに、医療的ケア児の総合的な支援体制の構築するために、会計年度任用職員で体制を確保する以外の方法を検討していく。	0												

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
32	P102	既存	子育てに関する意識啓発の推進	児童家庭課	・子育て等に関する各種支援団体の講演会やシンポジウムを支援すること ・子どもを産み、育てることを社会全体で応援する意識の醸成を図る。 子ども館6館合同により、子育てに関する講演会を開催する。	・子ども館6館合同行事として子育てに関する講演会を予定していたが、大規模なイベントとなることから、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ中止とした。	・子育てに関する有益な情報を身近に伝えることが出来る事業であることから、感染状況を踏まえ開催を検討する必要がある。 ・講演会等が開催できない状況における子育てに関する意識啓発の方法を検討する必要がある。	20	・保護者のニーズに沿った啓発事業の実施や講演会を感染症予防対策に留意しながら実施する予定。 ・感染状況により動画配信等による開催を検討する。	20
33	P103	既存	子育て世帯への情報提供	児童家庭課、子ども支援室	・子育て情報を一元化した子育てガイドブックを制作し、対象年齢児童の保護者に配布する。 ・子育て支援情報サイト「にじいろnavi」に最新の情報を収集・掲載する。あわせて「にじいろnavi LINE公式アカウント」を活用した情報発信を行う。	【子ども支援室】 ・LINE配信 30回 ・ホームページ閲覧 15,882件 【児童家庭課】 ・平成30年度から企業広告を活用し、経費をかけずに子育てガイドブックを作成し情報提供を行っている。令和2年度版として6,500部を作成し、公立保育所や幼稚園、転入、出生世帯、子育て支援相談世帯に配布を行った。 ・デジタル版をスマートフォンで各自治体の広報紙やニュースを閲覧できる無料アプリ「マチイロ」に掲載し、サービスの向上に努めた。	【子ども支援室】 ・新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、関係機関の事業の中止や再開など最新の情報を載せるよう努めた。ホームページ閲覧数が減少したが、外出しなくても家で楽しめるような役立つ情報をLINEで発信した。 ・「にじいろnavi」の周知につとめ、常に最新の情報を収集・掲載する。あわせて「にじいろnavi LINE公式アカウント」でも毎月3回程度情報発信した。 【児童家庭課】（子育てガイドブック） ・毎年更新が行えることから、より時機にかなった情報が提供できる。	0	【子ども支援室】 ・母子手帳交付時や相談来室時等に子育てガイドブックを配布し、子育て情報の案内を行う。 ・「にじいろnavi」「にじいろnavi LINE公式アカウント」の周知に努めとともに、新型コロナウイルス感染状況に合わせて必要な情報を発信していく。 【児童家庭課】 ・（子育てガイドブックの制作）企業広告を活用し、経費をかけずに最新情報を掲載し発行する。	0
34	P106	既存	高齢者と保育所の子どもとのふれあい活動の充実	保育課	・地元自治会やいきいきクラブに協力を依頼し、保育所ホールや園庭を開放し保育行事や伝承遊び、園芸菜園の耕作等の交流活動を通じて、高齢者とのふれあいを深める。また、地域施設に訪問し、交流を図る。 ・地域の中で子育て支援を行うとともに、高齢者の社会参加と生きがいをづくりを推進する。	保育所では、高齢者との「伝承遊び」や「園芸菜園の耕作」等を年間行事に取り入れるなど、地域住民との交流に努めています。 【交流実績】公立保育所（10施設）では、年2回から10回実施しておりましたが、2年度は新型コロナウイルス感染症予防のため全て中止となりました。	2年度は新型コロナウイルス感染症予防のため全て中止となったが、保育所と地元自治会、いきいきクラブとの連携及び高齢者施設を訪問することにより、高齢者と子どものふれあい事業の継続や充実が求められている。 高齢者と一緒に花の苗植えや芋掘りを行なうことで高齢者は社会参加になり、子どもたちは世代間交流を図ることができる。	0	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ふれあい事業が実施できていないが、感染防止対策を講じた上で実施可能な事業等を検討し、引き続き地域の中で子育て支援を行うとともに高齢者の社会参加と生きがいをづくりを推進する。	0
35	P107	既存	主任児童委員・児童委員活動の充実	生活支援課	・ひとり親家庭が地域社会の中で安定した生活ができるよう、ひとり親となった直後の家庭や要保護児童の家庭を母子・父子自立支援員と地域の主任児童委員等とが個別に同行訪問し、見守りやニーズの把握、問題解決に向けた施策の情報提供や相談などの支援活動を実施する。 ・主任児童委員と母子・父子自立支援員の連携を図るための研修会を年2回実施する。	・母子・父子自立支援員と主任児童委員による同行訪問件数 206件 ・主任児童委員連絡会等での研修 第1回 制度改正等について（R2.9.24） 第2回 コロナ禍でのひとり親家庭の現状と支援について（R3.3.25）	・ひとり親家庭の実態把握については、民生委員児童委員に対しての個人情報の提供を拒否する家庭も多いことから困難な点もあるが、母子・父子自立支援員と情報を共有し、児童の健全育成のため、地域での見守りをさらに推進する必要がある。	960 (主任児童委員報償費)	・ひとり親家庭が地域社会の中で安定した生活ができるよう、ひとり親となった直後の家庭や要保護児童の家庭を母子・父子自立支援員と地域の主任児童委員等とが個別に同行訪問し、見守りやニーズの把握、問題解決に向けた施策の情報提供や相談などの支援活動を実施する。 ・主任児童委員と母子・父子自立支援員の連携を図るための研修会を年2回実施する。	960 (主任児童委員報償費)

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
36	P108	既存	青少年相談員活動 の充実	青少年課	・スポーツ、文化活動、野外活動等子どもたちが人と関わる喜びを実感できるような事業の展開に努める。 ・市内8地域に分かれ、より地域に根ざした身近な青少年相談員を目指す。	・活動の充実を図るため青少年相談員連絡協議会に対し、補助金を交付し、相談員活動の自主事業の開催及び他事業の協力支援を行った。 ・第16回野田市青少年相談員CUPドッジボール大会 開催日：R3.2.7 会場：関宿総合公園体育館 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止 ・青春の中学生「腕相撲王者決定大会」 開催日：R2.11.22 会場：勤労青少年ホーム ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止 ・第64回野田市青少年柔剣道大会に協力 開催日：R2.4.19 会場：総合公園体育館 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止 ・「東葛飾地区少年の日・地域のつどい大会」 開催日：R2.11.8 会場：関宿総合公園体育館 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止 ・「スケートで遊ぼう」、「中学生ウルトラクイズ！クイズ王決定戦」を地域活動として予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止 ・「みこしパレード」、「歩け歩け大会」、「ビーチボールバレー」、「南部地域あおいそら南部支部まつり」、「東部地域マラソン大会」などの各地域行事に参加、協力を予定していたが新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止 ・環境浄化活動 開催日R2.10.15 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、予定していたイベント等を開催することができなかった。 ・青少年相談員の活動を積極的にPRしていく必要がある。	508	・スポーツ、文化活動、野外活動等子どもたちが人と関わる喜びを実感できるような事業の展開に努める。 ・市内8地域に分かれ、より地域に根ざした身近な青少年相談員を目指す。	1,000
37	P109	既存	青少年センターの 機能の充実	青少年課	・青少年補導員、社会教育指導員等の連携により、青少年センターを中心とした計画的な街頭補導を実施する。	・街頭補導の実施 実施回数：727回 延べ従事者数：1,539人 ・補導少年数（前年比 +8人） 男：9人 女：9人	・新型コロナウイルスの影響で市内の行事等が中止になったり、参加者の人数を制限したり、街灯補導を中止した時期もあったため、補導の回数・従事者数とも減少した。 ・非行防止の対策の要となる街頭補導活動を青少年センターと補導員が協力しながら継続することが重要である。 ・学校周辺でのたむろ、喫煙等に対処するため、青少年センター・学校・警察等の関係機関がより緊密に連携していく必要がある。	11,265	・青少年補導員と社会教育指導員の連携により、青少年センターを中心とした街頭補導を実施する。 ・年間770回を目標とする。	9,647
38	P110	既存	友だちづくり推進 事業の推進	青少年課	・オープンサタデークラブによる各種講座の開講 ・土曜日に地域の教育力を活用した課外活動を行うことにより、子どもたちに体験を通じて「豊かな人間性の育成と共に規範意識を育む」場を創出する。	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、後期（10月）からの開催となり、24会場・29講座で開催することとなった。（年間最高8回開催） ・参加数 延べ 2,756人 出席率69%（前年比11.4%増）	・新型コロナウイルス感染症の影響で参加児童の発表イベント（クラブフェスタ）を開催することができなかった。 ・指導者の高齢化と後継者の育成。	2,770	・29会場・32講座で開講。（年間最高16回開催）	7,798

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
39	P111	既存	世代間交流事業の 充実	青少年課、 指導課	(青少年課) ・世代間交流事業として、「ふるさと 伝承講座」を実施し、地域の方々と子 どもたちとの世代間の交流を図る。 (指導課) ・学校・保護者・地域が連携し教育活 動を支援するため学校支援地域本部の 設置と地域教育コーディネーターの配 置 ・地域の教育力を最大限に活用する。	(青少年課) ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大 防止のため、「ふるさと伝承講座」は実 施しなかった。 (指導課) ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大 防止の観点から対策を講じて、活動を縮 小しながら、地域人材による特別授業、 授業補助や補習支援、図書室活用の推 進、キャリア教育の推進、学校の教育環 境の整備等に取り組んだ。なお、毎年実 施していた北部小、北部中、野田中央高 校及び地域活動の方々の合同による交流 の会は感染拡大防止の観点から中止と なった。	(青少年課) ・学校支援地域本部の活動と内容が重 複することから「ふるさと伝承講座」 は廃止。 (指導課) ・コロナ禍での活動となり、地域の方 もどこまで協力できるか手探りな状況 であった、感染対策を徹底し、オンラ インなどを利用しながら、地域の方や ボランティアの方々に協力していただ く機会を可能な範囲で設けることがで きた。 ・今後も教職員や地域の方に、学校支 援地域本部活動や地域に開かれた教育 活動を推進する。	2,875	(青少年課) 「ふるさと伝承講座」は廃止。 (指導課) ・地域人材による特別授業、授 業補助や補習支援、図書室活用 の推進、キャリア教育の推進、 地域行事との交流、学校の教育 環境の整備等に取り組んでい く。 ・コロナ禍でも持続可能な活動 を推進する。	4,840
40	P112	既存	こどもまつりの充 実	青少年課	・令和2年度以降は休止する旨、実行委 員会で決定した。	休止			休止	
41	P113	既存	子ども館の機能の 充実	児童家庭課	・子ども館の休館日(月・火・祝日) を解消するために、年末年始を除き休 館日に該当する日を業務委託すること で児童に子ども館を開放している。 ・親子が年間を通じて気軽に交流でき る場を作るとともに地域における児童 の活動拠点として遊びの指導などの事 業を展開する。	・開館日 359日間 24,836人 うち社会福祉協議会への委託により 開館 113日間 3,457人 ・子ども達の健全な遊びの場として休館 日を解消するが、新型コロナウイルス感 染症対策として令和2年4月1日～6月21 日、令和3年1月8日～3月31日までは電話 相談のみとした。	・子どもたちの健全な遊び場として休 館日を解消しているが、新型コロナウ イルス感染症の影響により開設できな い期間があったことから、利用者が減 少した。 ・18歳までを対象とした異年齢の子ど もが共同で利用する施設であることか ら、安全に利用できるように日々の施 設管理を徹底する必要がある。	6,380	・より積極的に子育て家庭が気 軽に交流できるサークルやセミ ナーなど親子のふれあいの場を つくるため、開館に当たっての 職員の配置の見直しや利用者の ニーズを確認し、施設の適正な 管理と職員の研修等に努める。	6,629
42	P114	新規	新しい子ども館の 整備	児童家庭課	・子どもたちに健全な遊びを与えて、 その健康を増進し、情操を豊かにする ことを目的に異年齢の子供たちが集い 遊びを通じて交流することで自主性や 社会性創造性を身に着ける「学び」の 場として、また、保護者同士が安心し て気軽に交流できる場として、更に は、子どもたちの体験活動を市民が支 え多世代の交流が図れる場として子育 て支援や地域交流の拠点として子ども 館を整備する。	・令和4年7月下旬の開館に向け、令和元 年度から引続き設計業務を進めるとも に、建築に向け各種手続きを行った。 ○文化財保護法94条の手続き ・発掘調査を行い記録保存として1月22日 に完了し県に報告した。 ○都市計画法第34条の2の手続 ・関係各課と調整し、1月20日に都市計画 課から開発協議回答書を受け協議が成立 した。 ○建築基準法第48条ただし書き許可手続 き ・県の審査会の審査を経て1月15日に許可 書の交付を受けた。 ○建築確認申請手続き ・建築確認申請書を提出し、2月25日に確 認済証の交付を受けた。	・令和4年7月下旬の開館に向け、概ね スケジュールどおり作業を進めること ができたが、設計業務について、新型 コロナウイルス感染症の影響等により 工期を延長し対応した。	18,853	・令和4年7月下旬の開館に向 け、設計を終わらせ建築工事請 負契約を締結し年度末までに工 事を完成させる。なお、インク ループ遊具の設置を検討す る。 ・指定管理者による管理運営を 行うため、例規の整備、事業者 の選定を行う。	625,643

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
43	P116	既存	プレーパーク活動 への支援	児童家庭課	・自然を活かし様々な道具を使って子ども達と遊ぶプレーパーク活動への支援について、活動する団体への活動場所の提供や子ども館事業との連携、活動を広報により周知する。	・プレーパーク活動を行っていた団体が令和元年度に解散したが、プレーパーク活動を行う団体がいつでも活動できるよう活動場所の提供や子ども館事業との連携等の支援については継続する。	・自然を生かした自由な遊びは、児童の健全育成につながることから、プレーパーク活動への支援について周知に努める。	0	・プレーパーク活動への支援を周知するとともにプレーパーク実施団体の活動を支援する。	0
44	P117	既存	育児サークル活動 の充実	児童家庭課、保育課	・子ども館、子育て支援センターにおけるサークルの活動については、機関紙・ホームページを始め広く参加者を募集し、多くの親子が交流を深めている。 ・各施設のスタッフはサークル参加者に対して、スムーズに活動ができるよう、適切な助言を行うことにより支援する。 ・主なサークル活動（親子サークル・サンデー工作・わくわくタイムなど）	・サークル参加人数（延べ人数） ・子ども館(6館合計) 3,674人 ・子育てサロン（3か所合計）2,098人 ・つどいの広場 95人 ・野田東部みどり子育て支援センター 531人 （アートチャイルドケア野田東部みどり保育園内） ・さくらんぼルーム 240人 （聖華保育園内） ・ぼかぼかひろば 99人 （アスク七光台保育園内） ・コアラルーム 529人 （聖華未来のこども園内）	・新型コロナウイルス感染症予防のため、子ども館・子育てサロンについては、R2.4.1～R2.6.21 R3.1.8～R3.3.31の期間電話による相談のみ行ったことから、利用者は減少した。 ・開設できない時など、直接会うことが出来ない状況における子育て支援としてSNS等の活用を検討する必要がある。 ・利用者のニーズにあったサークルを開催していく必要がある。	0	・サークル活動を推進していく。 ・地域子育て支援拠点における事業（交流・相談・情報提供・講座の4事業）の共通化を継続する。 ・主にサークルの参加者を中心に架電を行い休館中の乳幼児を持つ家庭の支援を行う。 ・育児サークル等の活動に出来ない状況を想定したSNS等の支援を行う。 ・育児サークル等の活動に出来ない状況を想定した支援を検討する。	0
45	P118	既存	ブックスタートの 推進	興風図書館、子ども支援室	・0歳児向け絵本リスト、1・2歳児向け絵本リストを作成・配布する。 ・ブックスタートボランティアを養成し、3か月児健診時の親子に読み聞かせを実施する。 ・ブックスタートボランティアの募集を行い、3か月児健診時の親子に読み聞かせを実施する。	・出生祝品として、3か月児健診の受診者902人へ1,804冊の絵本を贈った。（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ボランティアによる読み聞かせは中止）	・健診対象者の94.8%に配付できた。 ・コロナ前は98.4%だった配付率が下がってしまった。健康相談時に配付できなかった対象者に向けて広報で呼びかけるなどして対応する。また、対面での読み聞かせができないので、実演以外の方法での読み聞かせの楽しさを伝える工夫が必要。	1,554	・引き続き、0歳児向け絵本リスト、1・2歳児向け絵本リストを作成、配布する。 ・感染対策を講じたうえで絵本の読み聞かせの大切さを伝え、出生祝品として、3か月健康相談時の親子へ絵本を贈る。	1,581
46	P119	既存	街区公園等その他の都市公園及び児童遊園の整備促進	みどりと水のまちづくり課、生活支援課	・利用しやすく、安全な公園管理を基本に地元自治会等の要望を取り入れながら公園施設の整備を促進する。	(生活支援課) 子どもの遊び場遊具は、安全点検の結果により、緊急度の優先順位をつけ、8か所11遊具の撤去、7遊具の補修を実施。 (みどりと水のまちづくり課) ・花井児童遊園に公衆トイレを新設 ・山崎児童遊園内の側溝修繕 ・上宿公園の出入口を修繕 ・みずき公園のシーソーが損壊したため撤去し、同種の遊具を新設 ・三ツ堀里山自然園駐車場の舗装を補修 ・三ツ堀里山自然園南側トイレの床を修繕 ・なみき一丁目、二丁目、三丁目、四丁目公園に木製ベンチを新設	・公園施設については老朽化が進んでおり、安全点検の結果により緊急度の優先順位を付け、今後も引き続き改修を実施していく必要がある。	23,414	・公園を安全で快適に利用できるよう、老朽化した遊具等の改修を引き続き実施していくとともに、地元の要望等を聞きつつ整備を図っていく。	2,409

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
47	P120	既存	保育所・幼稚園・ 学校等の園庭や校 庭及び体育館等の 開放促進	保育課、学 校教育課	・幼稚園の園庭、小・中学校の校庭や 体育館等の施設を、スポーツ、レクリ エーション等を目的とする社会教育関 係団体等の使用に提供する。 ・①子どもの遊び場を確保する保育所 園庭の開放、②スポーツ、レクリエー ション、文化活動等を目的とする社会 教育関係団体等の活動場所として提供 する幼稚園園庭、小・中学校校庭、体 育館等の施設開放等について、地域の 実情を踏まえ継続して実施する。 ・また、その他の社会資源の活用を検 討する。	(保育課) ・園庭開放 公立保育所(10施設)の実績 年間開放回数 38回 年間延べ利用人数 429人 (学校教育課) ・小学校20校、中学校11校でバレーボー ル、サッカー等のスポーツ、レクリエー ション等の活動に対して学校開放を実施し た。 ・利用実績 小学校：屋外施設 1,263回 52,053名 屋内施設 3,383回 71,389名 中学校：屋外施設 49回 678名 屋内施設 1,287回 23,339名	(保育課) ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観 点から引き続き親子ふれあい保育所体験 を実施する。今後も事業継続及び実施に あたっては地域における子どもの遊び場 の状況把握やその使用ニーズを踏まえ、 より有効的な活用方法などを検討する。 (学校教育課) ・今後も、学校教育に支障のない範囲 で、学校開放の促進に努めていく。	0	・幼稚園の園庭、小・中学校の校 庭や体育館等の施設を、スポー ツ、レクリエーション等を目的と する社会教育関係団体等の使用に 提供する。 ①子どもの遊び場を確保する保育 所園庭の開放、②スポーツ、レク リエーション、文化活動等を目的 とする社会教育関係団体等の活動 場所として提供する幼稚園園庭、 小・中学校校庭、体育館等の施設 開放等について、地域の実情を踏 まえ継続して実施する。また、そ の他の社会資源の活用を検討す る。	0
48	P121	既存	公立幼稚園の機能 の充実	指導課	・園庭を開放し、地域との触れ合いの場 を提供する。 ・新型コロナウイルス感染症防止対策 を考慮して、可能な範囲で実施。…地 域の女性団体等の交流活動を実施(収穫 祭を兼ねたカレーパーティー・伝承遊び 等) ・絵本読み聞かせの実施	・新型コロナウイルス感染症拡大防止の ため、2年度の園庭開放、プレイルーム の開催(未就園3歳児保育体験教室)、 行事を通しての地域の方との交流は、ほ とんど実施できなかった。 ・幼児教育の無償化に伴い、野田幼稚園 で給食開始となった。 ・本の読み聞かせを実施した園はある。 本のキャラクターの色塗りを行い、作品 を市役所に展示した。 ・対面型の交流は難しいが、手紙を書い て送る・返事を贈るような形で小学校と 交流を行った園もある。 ・ひまわり相談は実施し、子育てに悩む 保護者への支援につなげた。	・新型コロナウイルス感染症を配慮 し、どの程度、交流の活動を行える か、慎重に検討する必要がある。 ・次年度に入園する子ども・保護者に とって、幼稚園がどのような所かを理 解していただくためにも、できる限り の取り組みを行っていきたい。 ・次年度も、継続してひまわり相談を 実施し、就学相談へと移行すること で、早期からの相談・スムーズな就学 につなげたい。	0	・園庭の開放、プレイルームの 開催(未就園3歳児保育体験教室)、 行事への地域住民の招待 等について、年間計画に位置付 けている。(新型コロナウイルス 感染症の状況を鑑みる。) ・可能な限り、地域の方々との ふれあいの場を設定する。(紙 芝居ボランティアの方の協力な ど) ・今後も、幼児教育センターと しての情報の提供を進め、人間 形成における幼児期の大切さを 伝える。ひまわり相談との連携 を図り、子育てに悩む保護者へ の支援を行う。	0
49	P122	新規	市長と話そう集会 の実施	市政推進室	・市長と話そう集会の実施・市長と話 そう(手紙編)の実施 野田市の未来を担う子供たちが野田市 の良さを理解し、郷土愛を持ってずっ と住み続けてもらうため、子供たちが 今何を考え、何を望んでいるのか、率 直な意見を聞き、市政に反映させるこ とを目的に、実施する。	・市長と話そう集会については、コロナ 禍の中で感染対策を講じた上で、10月13 日から12月7日までの期間で、これまでの 学校訪問のほか、新たに教育委員会と連 携しながら会議システム「Z o o m (ズーム)」の活用も含めて実施。 市内31校のうち小学校5校で会議シス テム「Z o o m (ズーム)」を活用。 市長と話そう集会では、児童生徒から 多くの質問や要望があり、市長が市の事 業を説明したり、市としての考えを分か りやすく伝えた。 ・市長と話そう手紙編については、9月 末に市内31の全ての公立小中学校の子供 たちに、市長宛ての封筒に手紙の用紙を 入れ配布し、447通の手紙が届き、児童生 徒の意見や要望等に対し、それぞれ回答 するとともに、直ちに実施すべきものは 担当部署と連携しながら対応した。	・野田市の未来を担う子供たちが今何 を考え、何を望んでいるのか、率直な 意見を聞き、意見や要望等で直ちに実 施すべきものなどについては、担当課 の職員と連携を図りながら対応を実施 (道路のごみや草や木の除草や伐採、 防犯灯の設置など)した。 ・子供たちの考えや何を望んでいるの かなどを聞いた上で、市の方針や市長 の考えについて回答し、子供たちに野 田市を知ってもらい、野田市に愛着を 持ってもらうきっかけの一つとなっ た。	163	・市長と話そう集会について は、市内の全ての公立小中学校 で、市長と話したいと希望する 全ての子供たちが、市長と直 接、意見交換できるよう実施し ていく。 ・市長と話そう(手紙編)につ いては、市内の全ての公立小中 学校に、市長宛ての封筒と手紙 の用紙を配布するとともに、学 校にも設置し、子供たちが市長 と話そう集会では直接言いにく いこと、相談したいことや言い たいことなどを用紙に記入し、 郵便ポストに投函することで、 直接市長宛てに手紙が届く仕組 みにより多くの児童生徒の意見 や要望を伺う。	144

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
50	P123	既存	子ども会育成連絡協議会活動の充実のための施策の推進	青少年課	・子どもの居場所、ボランティアや自然体験、遊びを通じた地域の教育力の向上、子どもの安全等を目指し、子ども会育成連絡協議会の事業を支援する。	・子ども会育成連絡協議会補助金の交付 ・子ども会育成連絡協議会事業の支援をした。	・新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の中止が多かった。 ・子ども会への加入者が年々減少傾向である。	229	・子ども会育成連絡協議会補助金の交付。 ・各種事業の支援をする。	1,747
51	P124	既存	あおいそら運動推進委員会活動の充実のための施策の推進	青少年課	・青少年健全育成団体地区別懇談会をはじめ、青少年の健全育成に関わる団体が地域における情報交換を行う場を設ける。	・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため実施できなかった。	・青少年の健全育成のためには地域の協力が不可欠であることから、コロナ禍の情報交換方法について、検討が必要である。	0	・新型コロナウイルスの感染状況を見て開催を検討する。	0
52	P125	既存	野田レクリエーション協会活動の充実のための施策の推進	青少年課	・令和2年度からはこどもまつりを開催しないため、参加・協力していただく事業が減ったが、オープンサタデークラブの指導者として活動いただく。	・オープンサタデークラブ「パドルテニス」（会場：柳沢小）の指導者として、活動いただいた。 参加数 延べ 55人 出席率 60,4%	・指導者の高齢化と後継者の育成。	2,770	・オープンサタデークラブ「パドルテニス」（会場：柳沢小）の指導者として、活動いただく。	7,798
53	P126	既存	野田市民俗芸能連絡協議会活動の充実のための施策の推進	生涯学習課	・野田市民俗芸能連絡協議会に加盟する団体が、学校等での指導を行うとともに、指導を受けた児童・生徒の発表する機会の提供として「野田市民俗芸能のつどい」を開催する。	・第23回野田市民俗芸能のつどいの開催⇒新型コロナウイルスによる影響で次年度に延期 ・後継者育成指導等は新型コロナウイルスによる影響で中止	・継続して子どもたちの学習機会の拡充を図る。	1	・一層の連携体制の構築を図る。 ・継続して子どもたちの学習機会をより一層充実させる。 ⇒野田市民俗芸能のつどいは、新型コロナウイルスの影響により規模を縮小しての実施を検討する。 ⇒後継者育成活動等は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、事業の実施を検討する。	204
54	P127	既存	野田市サイクリング協会活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	・福田地区の利根川未整備区間でのサイクリングロードの整備について検討し、整備済み区間についてもサイクリングの妨げとならないよう除草を行う。	・野田市スポーツ公園から境大橋、運河橋から水堰橋の区間の道路両端から1m幅について年2回除草を実施。	・福田地区の利根川未整備区間でのサイクリングロードの整備については、国土交通省との調整が必要である。	5,307	・平成18年度までに福田地区の利根川堤防未整備区間を除き、サイクリングロード整備が終了したが、今後も事業の継続を図る。 ・除草の実施。	5,607
55	P128	既存	野田市スポーツ協会活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	・野田市スポーツ協会の活動充実のため、前年度に行事調整会議を開催して、大会の場の確保に努める。また、補助金の交付により、生涯スポーツの普及・発展を図る。	野田市スポーツ協会 加盟28種目、8,315人 ・行事調整会議(令和2年度実施用) 期日：令和2年12月2日(水) 会場：野田市役所8階大会議室 参加：約40団体 ・市スポーツ協会事業補助金、市民体育大会種目別大会補助金、県民体育大会派遣費補助金を交付。	・市民体育大会では多数の市民参加を得ておおむね生涯スポーツの普及が図られているため、引き続き事業の重要性に鑑み、協会の活動充実を図る必要がある。	4,464	・今後も事業を継続し、野田市スポーツ協会の活動充実のため前年度に行事調整会議を開催して、大会の場の確保に努める。 ・また、補助金の交付により、生涯スポーツの普及・発展を図る。	6,173

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
56	P129	既存	ボーイスカウト・ガールスカウト活動の充実のための施策の推進	青少年課	・青少年健全育成及び奉仕活動を実践している野田市スカウト連絡協議会に対し事業活動を支援するもの。	・野田市スカウト連絡協議会補助金の交付。	・市内の青少年健全育成団体として重要な役割を担っており、奉仕活動や体験活動を通して子ども達の健全育成に大きく寄与している。	263	青少年の健全育成及び奉仕活動を実践している野田市スカウト連絡協議会に対し、事業活動を支援する。	263
57	P130	既存	スポーツ少年団活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	・野田市スポーツ協会を通じて野田市スポーツ少年団に事業費補助金や種目別大会補助金の交付を行い、活動を支援する。 ・広報活動、大会、講習会の実施に努めるとともに、各団体との連携、調整を密にして、スポーツ少年団の組織の充実、整備を図る。	・野田市スポーツ少年団 加盟団体18団体、団員数270人 ・近隣交流大会4種目(ミニバスケットボール、空手道、サッカー、バレーボール) →新型コロナウイルス感染症予防対策により中止 ・野田市スポーツ協会を通じて、事業補助金や市民体育大会種目別大会補助金を交付	・少子化の影響により団員数が減少傾向にある。	108	・今後も事業の継続を図り、広報活動、大会、講習会の実施に努めるとともに各団体との連携、調整を密にして、スポーツ少年団の組織の充実、整備を図る。 ・野田市スポーツ協会を通じて野田市スポーツ少年団に事業費補助金や市民体育大会種目別大会補助金の交付を行い、活動を支援する。 ・各単位団の認定指導者を増やすために、認定員になるための講習会費を補助する。	207
58	P131	既存	社会福祉協議会の体制強化	社会福祉協議会	・地区社会福祉協議会が行う「ふれあいいきいきサロン」等の事業がより効果的な事業となるよう支援するとともに、ファミリー・サポート・センター等の育児支援事業や学童保育所等の円滑な運営を行う。 ・新制度における学童保育所の新基準である、おおむね40人を超える集団を2つに分けることに対応するため、指導者の確保などに努める。	・新型コロナウイルス感染症の予防のため、ほとんどの地区社会福祉協議会の活動が中止となった。 ・ファミリー・サポート・センター 利用会員 890人 提供会員 128人 両方会員 39人 ・学童保育所運営委託 15か所	・コロナ禍において実施可能な活動について検討及び実施する必要がある。 ・受託されていた15学童保育所の円滑な運営に努めた。	0	・地区社会福祉協議会が行う「ふれあいいきいきサロン」等の事業がより効果的な事業となるよう支援するとともに、ファミリー・サポート・センター等の育児支援事業や学童保育所等の円滑な運営を行う。 ・新制度における学童保育所の新基準である、おおむね40人を超える集団を2つに分けることに対応するため、指導者の確保などに努める。	0
59	P132	既存	性に関する啓発活動の充実	子ども支援室	・エイズ等、性に関する健全な意識の涵養と併せて、思春期の心と身体の健康、命の大切さ、性や性感染症の予防に関する正しい知識の普及と啓発を図るため、また現代はSNS等からの知識の吸収が大変多く、その知識がすべて正しいとは限らないので、専門職が講義することにより正しい知識を普及する。 ・市内の中学校の生徒及び保護者に対し、講演会を実施する。 ・令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大予防対策を各中学校に依頼して、思春期講演会を開催する予定。	・保健センターが野田市内の中学校を対象に、開催希望校において実施。 ○中学校：9校 1024人 対面式：5校 Zoom式：4校	・学校の授業では取り扱うことが難しい内容や知識を学べる機会となり、「命の大切さ」や「人への思いやりの大切さ」等の感想が多く、継続の希望がある。若年妊娠や性感染症の増加があり、正しい知識の普及、啓発に努める必要がある。引き続き市内中学校の全校での実施の必要があると思われるが、今後も同様の実施方法で行うか検討する必要がある。 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染予防のため、市内中学校11校中2校の申し込みがなく、9校の実施となった。感染予防のためZoomでの開催も実施した。	184	・性に関する健全な意識の涵養と併せて、思春期の心と身体の健康、性や性感染症の予防に関する正しい知識の普及と啓発を図るため、また現代はSNS等からの知識の吸収が大変多く、その知識がすべて正しいとは限らないので、専門職が講義することにより正しい知識を普及する。 ・新型コロナウイルスの感染拡大予防対策を各中学校に依頼して、思春期講演会を開催する予定。 ・この事業は10年以上継続されているため、今後は養護教諭の介入等、各中学校の課題に即した講演のあり方等を考える必要がある。令和3年度中に令和4年度以降の開催方法の検討をする。	223

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
60	P133	既存	性教育の充実	指導課	・小学校においては、保健領域「育ちゆく体とわたし」で、思春期における体の発育・発達について学習する。 ・中学校においては、保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で、身体機能の発達・生殖にかかわる機能の成熟について学習する。 ・発達段階に応じたLGBT、性の多様性理解に関する教育を実施する。	・中学校においては、保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で、身体機能の発達・生殖にかかわる機能の成熟について学習した。（主に1年生で学習） ・小学校においては、保健領域「育ちゆく体とわたし」で、思春期における体の発育・発達について学習した。（4年生） ・LGBTQ、性の多様性理解について学校人権教育指導者育成講座や初任者研修など野田市主催の研修会を実施した。	・性教育については、性についての興味関心の個人差が大きく、また受け止め方にも差がある。指導方法や表現など、学年や男女の別、実態等をふまえて適切に行う必要がある。 ・LGBTQ、性の多様性については、個々の教員ごとに理解が十分でないこともあり、教職員への研修が今後必要となると思われる。	0	・LGBTQ、性の多様性理解について教職員の研修などを実施し深めていく。 ・学年や男女の別、実態等をふまえて指導方法や表現など、適切に行う。	0
61	P134	既存	人権教育・啓発の推進及び「子ども」の人権への取組について	人権・男女共同参画推進課	・子どもじんけん映画会の開催（人権に関わるアニメビデオの上映、啓発物品の配布・啓発資料の配布による人権意識の啓発） ・人権擁護委員と連携し、「いじめ」をテーマにした小学校人権教室の開催（啓発ビデオの視聴・話し合い） ・人権擁護委員と連携し、「いじめ」をテーマにした中学校人権講演会の開催（市内中学校11校を3年で一巡）	・子どもじんけん映画会 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。 ・小学生人権教室 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。 ・中学生人権講演会 新型コロナウイルス感染拡大防止のため講演会は中止となったが、実施を予定していた中学校へ人権啓発資料を配布した。 第一中学校：805部 第二中学校：325部 岩名中学校：475部 関宿中学校：85部	・子どもじんけん映画会は、実施日と会場を産業祭当日に合わせることで、多くの親子が参加し、人権の大切さをPRできるため実施する必要がある。 ・小学生人権教室は、毎年小学校3校を選出し、4年生を対象に「いじめ」についての講演を実施する。他人への思いやりや、いたわりあう心を持つことで、人間関係の大切さを学ぶため実施する必要がある。 ・中学生人権講演会については、講師の実体験により、命の大切さを実感させることで、いじめや暴力のない社会、命の大切さを改めて考えさせることができるため、実施する必要がある。	0	・あらゆる機会を利用し、継続的に人権教育・啓発事業を実施する。 ・他人への思いやりや、いたわりの心といった人権尊重意識を養うことを目的に実施する。 ○子どもじんけん映画会 ○小学生人権教室 ○中学生人権講演会	0
62	P135	既存	いじめ・少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備	指導課、青少年課、子ども家庭総合支援課	・非行等の問題を抱える子ども、いじめを受けた子ども・いじめをする子どもとそれらの家庭に対して他機関と連携した相談・支援を行い、解決に努める。 ・ひばり教育相談、「保護者の会」では懇談会や講演会を行い、家庭における子育て意識の啓発を行う。 ・地域において、子どもと大人が心を通わせるようなキャリア教育等の啓発活動を行う。 ・スクールロイヤーによる子どもに人権に関する出前授業を行う。 ・スクールロイヤー、教育委員会アドバイザーによる、法的な観点から子どもの人権に関する研修会を教職員に対して実施する。	・市スクールカウンセラー、スクールサポートカウンセラー、市ソーシャルワーカーなどが、学校と連絡を取りながら子ども同士の関係を調整し、個別の相談を行うことにより、解決につなげた。 ・市スクールサポーターの配置 小学校4校、中学校2校 ・市スクールサポートカウンセラーの配置 小学校13校、中学校5校 ・ひばり教育相談相談件数延べ1,759件 「保護者の会」参加人数 15人 ・スクールロイヤーによる教職員研修、教育委員会アドバイザーによる校長研修を実施し、子どもの人権について理解を深めた。	・学校や地域の関係機関と連絡を密にとり、情報の共有を図った。それにより、非行問題等に悩む家庭や子どもに対し、早期の対応や役割分担による組織的な対応をとることに努めた。 ・ひばり教育相談では、感染症対応のため、対面の相談を7月から開始し、後期以降増加した相談にカウンセラー中心に対応した。 ・「保護者の会」2回のうち、1回はオンライン開催とした。在宅のまま参加できたため、夫婦での参加や幼児を抱えた方の参加も見られた。 ・スクールロイヤー、教育委員会アドバイザーによる研修では、法的観点から子どもたちを守るための手立てを学ぶことができた。	34,245	・学校、指導課、児童家庭課、青少年課を核とし、他の連携機関のネットワークを強め深めることにより、非行等の悩みを持つ家庭や子どもの見守りや支援、心のサポートなどの相談体制を強化する。 ・ひばり教育相談、「保護者の会」では、懇談会や講演会を行い、家庭における子育て意識の啓発を行う。（「保護者の会」については、感染症の状況によりオンライン開催も視野に入れる） ・スクールロイヤー、教育委員会アドバイザーによる教職員対象の子どもの権利に関する研修会を実施し、子どもの人権に関する意識の高揚をはかる。	35,906
63	P137	既存	1日体験保育の充実	保育課	・保育所や幼稚園に通っていない児童及び保護者を対象として、保育所行事に参加して頂き、子育ての相談や情報交換の場を提供する目的として、一日体験保育を実施する。	・公立保育所（10施設）の実績 運動会 0人 消防車見学 0人 人形劇鑑賞 0人 お楽しみ会・クリスマス会 0人 親子ふれあい体験 2人	・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業を縮小し実施した。 ・乳児保育所において新型コロナウイルス感染防止対策を講じ（室内には入らず短時間）親子ふれあい体験として2人を実施しました。、	0	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、これまでの事業が実施できていないが、感染防止対策を講じた上で実施可能な事業等を検討していく。	0

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
64	P138	既存	岩木小学校老人デ イサービスセン ターにおける交流	指導課、高 齢者支援課	・6年生のお別れ会・合同運動会・クリ スマス会などを通して交流を行う。 (新型コロナウイルス感染症対策を一 番に考慮する。)	・新型コロナウイルス感染症拡大防止の ため、2年度は交流活動を実施しなかつ た。 ・1～2月頃に子ども達が描いた絵をデ イサービスセンターに飾っていただき、 利用者の方々に見ていただいた。	・1～2月の絵の展示は、利用者の方 に喜んでいただいた。 ・まだ新型コロナウイルス感染症の収 束が見られない現在、健康面・安全面 を考えると、直接ふれ合う交流活動の 実施は難しい。代替となる活動を模索 している。	(高齢者支 援課) 1,753	・3年度も引き続き、対面型に よるふれ合い活動は控える必要 がある。 ・どのような活動ができるか、 現在検討中。新型コロナウイルス 感染症が収束するまで、交流 を見合わせることで合意してい る。再開時期については未定。	(高齢者支援 課) 1,372
65	P141	既存	妊婦・乳児一般健 康診査の促進	保健セン ター	・妊娠中の定期健康診査の費用助成を 行う。契約していない医療機関受診分 の償還払いを行う。 ○妊婦一般健康診査 14回 ○乳児一般健康診査 2回 (3～6か月児・9～11か月児)	・妊婦健康診査 延 8,848件 ・妊婦償還払い 延 172件 ・乳児健康診査 延 1,233件 ・妊婦償還払い 延 5件	・妊婦健康診査においては、県外医療 機関受診の希望があった場合には、市 と医療機関との契約を迅速に進めてい る。また、契約不可の場合には、償還 払いの制度の活用を必ず説明し、すべ ての妊婦が健診を受診しやすい制度整 備に努めている。 ・乳児健康診査の制度について、母子 健康手帳交付時、新生児訪問、3か月 児健診等で説明している他、里帰り先 でも受診できる償還払いの制度につい て説明を行い、周知を図っている。	80,051	・妊産婦の健康管理の充実及び 経済的負担の軽減を図り、安心 して妊娠・出産ができる体制を 確保するため妊婦一般健康診査 の受診勧奨や啓発に努める。	88,059
66	P141	既存	妊産婦・新生児訪問 指導の充実【事業番 号8再掲】	保健セン ター	【事業番号8再掲】					
67	P142	既存	保健推進員活動の充 実	保健セン ター	・市の保健サービスの周知 ・研修及び地区活動の推進者としての 各種活動や会議等への参加	役員会：1回 12名 地区連絡会：3回 延べ106名	・令和2年度新規事業で、0歳児を持 つ母子(父子)を対象に、専門職から のミニ講座を含んだサロン(ほっとサ ロン)を計画していたが、新型コロナ ウイルスの影響で実施できなかった。 ・保健推進員としての自主的な活動が 少ないことが以前からの課題である。 個人の潜在能力を生かして人材育成を していく必要がある。	365	・令和3年度は勉強会・研修会 による知識の習得を中心に事業 を実施し今後の活動へ活かして いく。また、保健推進員としての の自主性を引き出せるような活 動にするため、保健推進員の活 動に関する思いを引き出し役割 を明確にしていく。 ・保健推進員へ今後の活動への アンケートを行い、ひとりひと りの思いを引き出し役割を明確 にすることで、自主性が引き出 せる活動へつなげていく。	424
68	P143	既存	保健師の適正な人員 配置	保健セン ター	・保健・福祉・介護等の様々な部門に 適切に保健師を配置することで市民の 健康ニーズに対応する。	・保健センター 19名 ・関宿保健センター 4名 ・子ども支援室 2名 ・地域包括支援センター 2名 ・介護認定係 1名 ・介護予防係 1名 ・子ども家庭総合支援課 2名	・保健師を適切に配置し、市民の健康 ニーズに応えている。 ・多様な相談に対応するための資質向 上を目的としたマニュアルを整備する	0	・支援が必要な対象者の増加等 から、引き続き適正な配置に努 める。 ・保健師現任教育マニュアルを 完成し活用する	0

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
69	P144	既存	母子健康教育（母子健康手帳の交付）の充実	保健センター	・乳幼児健康診査の実施により発育・発達を確認し、発達の時期に合わせた適切な相談指導・情報提供等の支援を行うことで、正しい生活習慣の確立や、健やかな成長・発達の促進を支援する。 ・発育・発達や親子関係等気がかりな親子に対し関係機関と連携して、乳幼児とともに支援する。	・3か月児健康診査 対象者 951人 受診者 890人 受診率 93.6% ・低出生体重児健康診査 対象者186人 受診者132人 受診率71.0% ・1歳6か月児健康診査 対象者 923人 受診者 831人 受診率90.0 % ・3歳児健康診査 対象者 1067人 受診者 945人 受診率 88.6% ・5歳児健康診査 対象者 43人 受診者 25人 受診率58.1%	・未受診者の状況把握を他課と連携し、状況に応じ、受診勧奨等の支援につなげている。また、発育、発達、親子関係等気がかりなケースは関係機関と連携し支援に努める必要がある。 ・子ども家庭総合支援課と調整会議をひらき、育児支援の必要なケースについては今後も関係機関と連携して対応する必要がある。 ・心理士、理学療法士が乳幼児健康診査に参加することにより、発育・発達や親子関係等気がかりな親子に関して早期に相談に繋げられた。 ・新型コロナウイルス感染予防のため、滞在時間を短くするため問診内容を見直した。 ・複数の部屋を確保し三密にならないように配置の工夫をした。	10,045	・乳幼児健康診査等母子保健情報の利活用について、円滑に運用する。 ・引き続きコロナ禍であっても適切な時期に受診ができるように新型コロナウイルス感染予防に努める、 ・未受診者に対しても訪問を行い適切な時期に受診できるように受診を促す。 ・3か月健康診査や低体重児健康診査については、医師の診察を廃止し、3か月健康相談およびすくすく子育て相談に名称を変更した。新型コロナウイルスにより育児の孤立化が進む中で、様々な専門職と相談できるように内容の見直しを行い母子の育児不安の軽減につなげる。医師の診察に関しては、母子健康手帳別冊の乳児健康診査受診票の利用を積極的にすすめ、適切な発達や病気の早期発見につなげる。	13,722
70	P145	既存	乳児家庭全戸訪問事業・妊婦訪問事業	子ども支援室	・妊娠届出、母子健康手帳交付時に保健師が子育て支援総合コーディネーターとともに全員に面接し、妊娠、出産、育児に関しての不安の解消及び今後の支援の基礎とする。	・母子健康手帳交付数 816件	・保健指導を行うとともに妊婦健診の受診勧奨に努めた。 ・母子手帳交付時からの切れ目ない支援の中で関係機関と連携し継続支援に努める必要がある。 ・引き続き、妊娠中の健康管理、妊婦訪問等継続して支援できる相談相手として保健センター及び子ども支援室の利用を進めていく必要がある。	245	・子ども支援室及び保健センターは妊娠中から気軽に相談できる場であることを妊娠届け出時及び各事業を通して周知する。 ・妊娠届出時に必要なアセスメントを行い、必要な支援を行う。	299
71	P146	既存	両親学級の充実	保健センター	・初妊婦（経産婦の希望者含む）及びその配偶者を対象に妊娠・出産及び育児に関する正しい知識を習得する。 ・両親学級修了者を対象としていた同窓会、交流会は乳児を含むため、新型コロナウイルス感染症が収束するまで開催を中止する。 ・子育ての不安を解消し自信をもって育児ができるように支援し、必要に応じて個別相談を行う。 ・新型コロナウイルスの感染症予防対策を講じる。	・コースⅠ 9コース（平日7コース、土日2コース） 受講者 延100人 ・コースⅡ 6回（平日2回、土日4回） 受講者 延118人 ・同窓会 0回 参加者 延0人 ・交流会 0回 参加者 延0人	・子ども支援室職員による、「産後うつに関する内容」「子育てに悩んだときの相談場所の案内」の講義や、共働き夫婦向けの土曜日・日曜日開催は好評であった。 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症が流行したため、緊急事態宣言が発令された。発令中は両親学級はコースⅠ・Ⅱとも中止し、受講者が例年より減少した。 新型コロナウイルス感染症予防対策を講じ、人数を縮小して開催するとともに、野田市公式動画チャンネル(YouTube)にて両親学級の動画を配信し、直接参加できない方にも内容を見もらうことにより、育児の知識や手技を学んでもらうよう努めた。	72	・新型コロナウイルス感染症予防策を講じながら開催する。 （マスク着用、手指消毒、換気、距離を保つ） ・初妊婦（経産婦の希望者含む）及びその配偶者を対象に、妊娠・出産及び育児に関する正しい知識を習得してもらう。 ・子育ての不安を解消し自信を持って育児ができるように支援し、必要に応じて個別相談を行う。 コロナウイルスの感染予防のため同窓会や交流会を中止した。それに伴い内容の見直しを行い、コースⅠを1コース3回から2回に変更した。	75

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
72	P147	既存	親子教室の充実・育 児相談の充実	保健セン ター	・親子教室は幼児と親を対象に集団遊 びを通して親子のかかわり、行動、言 葉の発達等の支援を行う。 ・育児相談は乳幼児の発達状態や育児 上の問題、悩み等に対し個別相談を行 い、発達上の問題が発見された場合に は、小児科医師等に紹介し医学的な指 導を受けて事後指導にあたる。	・親子教室16回 実 42人 延べ 86人 ・育児相談 実 10人 延べ 10人 ・子育て相談会 実 43人 延べ 74人	・親子教室に関しては、コロナウイル ス感染予防に伴い、乳幼児健康診査及 び親子教室を中止し、個別相談で対応 したため参加者が減少している。 ・教室中止期間は、個別相談で対応し た。 ・評価票を見直しアセスメント及び方 針をスタッフ共通の指標で話すこと で、対象幼児の支援方針をよりよく検 討することできた。 ・新型コロナウイルスの感染予防のた め、子育てサロン等が中止し、外出の 機会がなくなり育児不安につながりや すいことから、個別相談での対応や集 団での保健指導を強化する必要がある。	260	・感染防止策を講じ、幼児と親 を対象に集団遊びを通して親子 のかかわり、行動、言葉の発達 等の支援を行う。 ・教室内で、専門職によるミニ 講話を行い、親子のかかわり、 行動、言葉の発達等の支援を行 う。 ・感染症拡大予防対策の為事業 が延期となった場合は、親子の 関わり、発達面での支援が必要 な児については電話し、必要に 応じて個別面接を勧め支援を継 続する ・育児相談を実施し、必要に応 じて医療機関を紹介する	321
73	P148	既存	健康づくり実践活動 事業（健康づくり フェスティバル等） の推進	保健セン ター	・市内の各種団体の協力を得て、健康 づくりに関する展示や発表等を行い、 市民が自らの健康づくりについて、考 える機会とする。	・新型コロナウイルス感染予防のため野 田保健センター、関宿保健センターとも に中止した。	・感染予防に配慮するため、レイアウ トの変更や開催内容を検討する必要が ある。	1	・新型コロナウイルス感染予防 のため、野田保健センターは規 模を縮小して開催予定。	394
74	P149	既存	乳幼児の疾病と事故 防止対策等に関する 普及啓発の一層の推 進	保健セン ター	・乳幼児健康診査の際に事故防止に関 するパンフレットを配布する。 ・離乳食講習会時の事故予防の健康教 育	・パンフレット配布 3か月児健康診査（受診者） 890人 ・事故予防の健康教育 （離乳食講習会時）105人	・乳幼児の死亡原因は事故によるもの が最も多く、事故を防ぐためには日頃 からの保護者の注意が重要である。乳 児健康相談や離乳食講習会等を活用し て、保護者にとって理解しやすい内容 のパンフレットの配布や健康教育を通 して、家庭での事故防止に役立てられ るように啓発を継続していく。	0	・離乳食講習会にて、健康教育 を実施し、起こりやすい事例や 予防策について伝えていく。また、 乳児の健康相談時に事故予 防についてのパンフレット配布 やポスター掲示を行う。	0
75	P150	既存	口腔衛生指導の充実	保健セン ター	・むし歯予防の知識の普及啓発のた め、歯科健診・歯科相談及びはみがき 教室などの指導を実施する。	・フッ素塗布 4回 97人 ・保育所・幼稚園・学校等の巡回指導 58回 2,364人 ・2歳3か月歯科相談 20回 441人 ※新型コロナウイルス感染予防のため、 はみがき教室、親と子のよい歯のコン クールは中止	・乳幼児期は、まだ自分で十分に歯や 口の手入れができないため、保護者へ の働きかけや、情報提供を継続的に進 めていく必要がある。	761	・子どもへのむし歯予防の知識 普及に加え、保護者にも歯と口 の健康への意識づけを図る。	1,226

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2 年度実績	評価及び課題	2 年度決算額 (千円)	3 年度の事業内容	3 年度当初 予算額(千円)
76	P151	既存	予防接種の推進	保健センター	(定期予防接種) ・結核 (B C G) ・百日せきジフテリア破傷風 (D P T) ・ジフテリア破傷風 (DT) ・麻しん風しん混合 (MR) ・麻しん ・風しん ・日本脳炎 ・ヒブ感染症 ・小児の肺炎球菌感染症 ・ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん等) ・百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ (DPT-IPV) ・不活化ポリオ ・水痘 ・B型肝炎 (平成28年10月～) ・ロタウイルス感染症 (令和2年10月～)	定期予防接種 ・BCG 863人 ・ジフテリア破傷風 (DT) 2期 1,099人 ・麻しん風しん混合 (MR) 1期 862人 2期 1,048人 ・日本脳炎 1期初回 1,136人 2回目1,153人 1期追加 1,004人 2期 1,186人 ・ヒブ 1回目 853人 2回目 886人 3回目 872人 4回目 930人 ・小児肺炎球菌 1回目 846人 2回目 875人 3回目 869人 4回目 895人 ・子宮頸がん 1回目17人 2回目11人 3回目11人 ・百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ (DPT-IPV) 1回目889人 2回目 882人 3回目869人 追加接種 916人 ・百日せきジフテリア破傷風 (DPT) 1回目 0人 2回目 0人 3回目 0人 追加接種 3人 ・不活化ポリオ (単抗原IPV) 1回目 0人 2回目 1人 3回目 1人 追加接種 1人 ・水痘 1回目 876人 2回目 844人 ・B型肝炎 1回目 850人 2回目 886人 3回目 837人 ・ロタウイルス感染症 ロタ1価 1回目240人 2回目208人 ロタ5価 1回目132人 2回目109人 3回目88人	・市民や医療機関に対して、国や県からの感染症の流行状況等、予防接種に関する情報の周知に努め、市報の健康ガイド及びホームページ、予防接種のお知らせのチラシ等で日程や予防接種の必要性について情報提供を行った。 ・過誤接種が起こらないようにチェックリストなどを活用し過誤防止に努めた。また、適宜実施要領も改良した。 ・コロナウイルス感染症の流行により、接種率の低下も考えられ、保護者に予防接種の必要性や副反応の症状等の情報提供を十分に行うとともに、医療機関との連携等により接種率の向上を図る必要がある。 ・転入者については、市民課と連携をとり、転入届提出時に案内文を配布し、周知をはかるとともに、予防接種の情報連携により、正確な記録の把握に努めた。また、転入の手続きが未実施の方に対して、手続きの案内を送付した。	218,524	・予防接種法に基づき、市報の健康ガイド及びホームページ、予防接種のお知らせのチラシ等で日程や予防接種の必要性について情報提供を引き続き行う。 ・転入者に対しては、市民課と連携をとり、転入届提出時に案内文を配布し、周知をはかり、転入手続きが未実施の方に対しては手紙にて実施の勧奨を行う。また、情報連携を行い正確な予防接種の記録の把握に努める。 ・過誤接種が起こらないようにチェックリストなどを活用し過誤防止に努める。 ・日本脳炎の予防接種の供給不安定により、医療機関の入荷状況にばらつきがある。優先順位の高い方が接種できるよう、医療機関の在庫状況の把握と、対象者への情報提供に努めていく。	230,821
77	P154	既存	医療機関・学校・保健所等の関係機関との連携強化	保健センター	・母子に関する会議や研修会に参加し、医療機関・学校・保健所・児童相談所・庁内関係課等との連携と情報交換を行う。	・保健所管内保健師等業務連絡研究会への参加 ・要保護児童対策会議への参加 ・学校保健部会への参加	・円滑な母子保健の推進を図るため、会議や研修会に参加し、情報交換を行い連携を図ることが必要である。切れ目ない支援を行うため、子ども支援室や母子保健福祉に関わる担当者・保育所・幼稚園、学校関係者等との更なる緊密な連携が求められている。	0	・医療機関・学校・保健所・児童相談所・庁内関係課等との連携強化に努めていく。	0
78	P155	既存	母子等医療費の助成の推進	保健センター	・妊産婦の疾患の医療費に対し助成する。	・母子等医療費助成金申請件数 59件	・昭和47年に施行した母子等医療費助成金については、医療保険や子ども医療費の拡充より、医療費負担の軽減という制度の役割は終えたことから令和2年度で終了した。	5,520	・令和2年度の経過措置として、令和4年3月31日まで申請期限を延長して対応している。	3,624
79	P156	新規	子ども支援室による支援の推進	子ども支援室	・妊娠から18歳までの児童に関する総合相談窓口として様々な相談に対応する。 ・発達に課題のある未就学児へ専門職が個別での相談、集団での支援、地域での支援を行う。	・妊娠届出時面談:751件 (プラン300件) ・転入妊婦面談数:83件 (プラン38件) ・相談件数:3,855件 (プラン558件) 関係機関連絡調整:242件 ・巡回相談 実施箇所:13か所 実施回数:18回 延対象者数:38名 ・親子教室 実施回数:30回 延参加者数:95名	・未入籍、若年妊婦、外国人、精神疾患を抱える妊婦等ハイリスクなケースについてプランを作成し保健センター母子保健係や関係機関と連携し支援した。 ・発達に課題があるが、保護者の受容が難しい場合や、スムーズに療育につながらないことがあるため、児童発達支援の利用に向けて時間をかけて促していく場合や、利用までに時間がかかり待機となっている場合等の際には子ども支援室での親子教室や個別での対応(発達支援事業)を実施した。 ・支援を要する児が多く認められたため、今後子ども発達相談支援事業の充実を図っていく必要がある。	12,201	・妊娠から18歳までの児童に関する総合相談窓口として様々な相談に対応する。 ・発達に課題のある未就学児に対して専門職が個別での相談、集団での支援、地域での支援を行う。 ・外国籍の家庭を支援するため、スマートフォンやタブレットを導入し、翻訳アプリを活用する。	13,051

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
80	P158	新規	子育て世代包括支援センターの充実	保健センター	・妊娠期から18歳までの児童に関する様々な相談に対応する。 ・要支援者には支援プランを作成し関係機関と連携のもと切れ目なく継続的に支援をすることで、妊産婦、子育てする方の不安感や孤立感の解消を図ると共に児童虐待のリスク軽減を図る。	支援プラン数 妊婦 654件 乳幼児及び児童 2,207件 支援方針会議実施回数 12回	・未入籍、若年妊婦、外国人、精神疾患を抱える妊婦や発達に課題を抱える児とその保護者について支援のためのプランを作成し、関係機関と連携しながら支援を実施した。 ・プランの作成に際しては、支援方針会議を行い、意見交換をしながら作成をした。引き続き、支援方針会議を行いながら、対象者に沿ったプランを作成していく。	0	・妊娠期から18歳までの児童に関する様々な相談に対応する。 ・要支援者には支援プランを作成し関係機関と連携のもと切れ目なく継続的に支援をすることで、妊産婦、子育てする方の不安感や孤立感の解消を図ると共に児童虐待のリスク軽減を図る。	0
81	P159	新規	産後ケア事業の整備	保健センター	・令和2年度より出産直後の母子に対し、母親の身体的回復と心理的な安定、授乳指導や育児指導等の支援を実施する産後ケア事業を開始する。	申請者数 5人 利用者数 2人 利用のべ件数 4件	令和2年10月より実施 ・母子手帳交付時に産後ケアについて案内を行った。支援が必要と思われる対象には、改めて個別で案内を行い、利用を促した。 ・申請者数が少なく、利用者も少ないため、今後周知方法について検討が必要。	164	・産後ケアについて広く周知を行い、出産直後の母子に対し、母親の身体的回復と心理的な安定、授乳指導や育児指導等の支援を行う。	2,145
82	P161	既存	食生活改善推進員活動の充実	保健センター	・各地区で健康づくり料理講習会を開催し、地域住民の健康づくりや正しい食生活についての知識等の普及啓発を行う。 ・生涯にわたる食生活の基盤が形成される幼児・学齢期に親子で食の楽しさ、大切さを学び、食への関心を高める。	・新型コロナウイルス感染予防のため、健康づくり料理講習会、食生活改善推進員だよりの発行、ウォーキング等は中止 ・おやこの食育教室 77人 (感染症対策のため、個別訪問にて実施)	・新型コロナウイルス感染症予防のため事業が中止となることが多かったことから、感染症対策を講じたうえで活動していく方策を考えていかなければならない。	461	・新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、事業を実施(個別訪問等) ・市ホームページを活用し情報を発信していく。	999
83	P162	既存	食育事業の充実	保健センター	・食や健康への関心を育み、健全な食生活が実践できる市民が増えるよう、教室の充実を図り、ライフステージに応じた食育を推進していく。	・離乳食講習会 8回 52組(子50人、保護者55人) ・新型コロナウイルス感染予防のため、食育講座は中止 ・市ホームページにて食育に関する情報を発信	・離乳食講習会は、市の公式動画チャンネル(YouTube)に動画を配信し、来所できない保護者へのサポートを行った ・新型コロナウイルス感染症予防のため、食育講座は中止になったため市のホームページを活用し食育に関する情報の発信。また、事業内容等の見直しを行い令和3年度から他事業と統合することとした。	79	・離乳食講習会 ・市ホームページ等を活用し、食育に関する情報を発信する。 ・事業見直しにより食生活推進員活動に統合。 ・食育に関する情報を市のホームページから発信。	263
84	P163	既存	講習会、講演会の充実	保育課	・0歳児の保護者を対象に、離乳食の作り方や育児、保健等に関する講習会のほか、乳幼児の保護者を対象に手作りおやつの実習を行う。	食育及び子育て支援の一環として、市内在住の未就学児親子を対象に例年実施している「食とあそびの講習会」(管理栄養士による幼児食のお話しや調理実習をはじめ、保育士によるおやこ遊びの紹介など、親子で楽しめる講習会)を新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。 講演会に代えて食育及び子育て支援策として、市ホームページへ管理栄養士がおすすめする「おうちで作ろう!幼児食応援レシピ」を掲載し、また、家庭での過ごし方の参考として「Let'sおうちでピクニック」と題して、公立保育所の保育士が紹介する親子のふれ合い遊びと保育課の管理栄養士のおすすめレシピの紹介動画を職員が手作りで撮影し配信した。	新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、対面式の講習会開催が難しいことが予測されることから、次年度についても乳幼児の保護者対象にホームページ等を通して動画配信等を検討していく。	0	2年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面式の講習会を中止し、新たに家庭での食育の参考として「おうちde食の世界旅行」と題し、1年遅れのオリンピックイヤーにちなみ、お家でいろいろな世界の料理を味わい親子で世界旅行を楽しんでいただく情報とレシピ動画を配信する。	0

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
85	P163	既存	おやこの食育教室の充実	保健センター	【事業番号82再掲】					
86	P165	既存	性に関する啓発活動の充実	保健センター	【事業番号59再掲】					
87	P165	既存	性教育の充実	指導課	【事業番号60再掲】					
88	P165	既存	薬物乱用防止対策事業の推進	学校教育課、保健センター	・小学校では、体育（保健体育）の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施する。 ・中学校では、特別活動の時間や保健体育の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施する。 ・学校や地域、保健所等と連携し、適宜、「薬物乱用防止」についての正しい知識の普及に努める。	・大部分の学校においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施しなかったが、一部実施可能な学校については、感染防止を徹底した上で実施した。 ○小学校実施 3校 ○中学校実施 1校	・薬物乱用防止教育については、引き続き学習指導要領に基づき、各小中学校で保健の時間を中心に計画的に指導していく必要がある。 ・警察官等を招いての「薬物乱用防止教室」については、薬物乱用防止キャラバンカーの活用を含めて推進していく。 ・新型コロナウイルス感染防止を考慮した実施方法を検討する必要がある。	0	・小学校では、体育（保健体育）の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施する。 ・中学校では、特別活動の時間や保健体育の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施する。	0
89	P167	既存	休日診療・緊急時の医療体制の周知徹底	保健センター	・休日診療、緊急時の医療体制の周知	・休日診療や急病センターについて、市報、市ホームページ、ちば救急医療ネット、声の便利帳を活用し、周知した。	・急病センターは令和2年8月10日から休診中であり、今後の対応について検討する必要がある。	14,281	・休日診療、緊急時の医療体制の周知を継続実施する。	2,231
90	P170	既存	ひとり親家庭等の居住支援の充実	営繕課	・民間賃貸住宅居住支援制度を活用し、住宅情報の提供や入居保証及び家賃助成を行う。 ・市営住宅については、ひとり親家庭向け住戸を確保している。	・協力不動産物件のあっせんによる民間賃貸住宅情報の提供 0件 ・入居保証制度利用 0件 ・民間賃貸住宅入居時に家賃等の一部を助成 11件	・保証人や賃貸情報に関しては不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっている。また、契約時の条件として、親族等の緊急連絡先の確保が必要等の条件があり、確保できない場合、契約できない等の問題がある。 ・家賃助成については、入居時の経済的負担軽減を図ることができた。	入居保証料助成 0 家賃助成 1,016	・引き続き制度の周知を図り、継続して支援を実施する。	入居保証料助成 20 家賃助成 1,140
91	P172	既存	街路樹管理事業の推進	みどりと水のまちづくり課	・街路樹の適正な管理を行うため、計画的に除草、剪定や害虫駆除等を実施する。	・市内全域の街路樹等の除草、剪定、害虫駆除等の実施。 除草面積54,216㎡ 高木剪定1,709本 低木剪定19,4625㎡ 害虫駆除2路線	・市内都市計画道路や区画整理事業の完了により、街路樹が植栽され緑化が進められているが、管理面積や数量の増加により管理費用が増大している。	89,681	・継続的に市内街路樹の適正な維持管理に努める。	73,605

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
92	P173	既存	市民の森保全事業の推進	みどりと水のまちづくり課	・市内9か所の市民の森及び中央の杜の緑地保全を推進する。	・市民の森8か所と中央の杜の除草、剪定、害虫駆除を実施。 ・三ツ堀地先において、新規保全契約を締結	・都市化の進展や市街地の拡大により、緑にふれあい親しめる環境が減少しており、市民の森を継続して保全し良好な住環境を確保していく必要がある。	14,754	・現在の市民の森と中央の杜を適正に管理し、良好な緑地の保全を図っていく。	8,696
93	P174	既存	公共施設等植栽事業の推進	みどりと水のまちづくり課	・公共施設等に植栽し、緑化の推進を図る。	・山崎吉春線堤台地先にハミズキ植栽2本を実施。	・継続的に事業を推進して都市化による緑の減少をカバーする必要がある。	198	事業廃止 (みどりのふるさとづくりの推進に統合)	0
94	P175	既存	みどりのふるさとづくりの推進	みどりと水のまちづくり課	・公共施設等への拠点植樹や苗木の無料配布、環境をテーマにしたイベントなどを開催し、緑化活動と啓発普及活動を展開する。	・拠点植樹：1,039本 新型コロナウイルス感染症対策のため、関宿城まつり、みどりのふるさとづくりフェスタが中止となり、産業祭がバーチャル産業祭となったため、花苗、苗木、球根の無料配布は行えなかった。	・より一層子供たちも参加できる市民参加型の緑化活動を実施すること、「みどり」普及活動に貢献する人員を増やしていく必要がある。	1,001	・都市化により減少した潤いややすらぎなどの恩恵を与える「みどり」の保全・育成・創出に向け、市民と行政が連携した緑化活動等を展開する。	1,330
95	P177	既存	子どもに配慮した交通安全対策の推進	市民生活課、管理課、指導課	・交通安全施設の設置及び補修については、市内小中学校の通学路を把握するとともに、安全点検を実施し、その結果を基に、関係各課とともに通学路改善会議を実施し、登下校時の児童生徒の安全対策の向上に努める。 ・朝の見守り活動について、児童の推移及び交通状況を勘案して活動場所を変更する。	(市民生活課・管理課) ・信号機の設置(改良)については、令和2年度は設置69件、改良20件を野田警察署に要望している。 ・通学路改善会議での指摘等を踏まえ、道路パトロール、市民からの通報等を受け交通安全施設の設置及び修理を行った。 ・令和2年度は、朝の街頭指導活動箇所について、委託先の(一社)野田交通安全協会と北部小学校と調整し、街頭指導箇所の見直しを行った。 (指導課) ・朝の見守り活動について、児童の推移及び交通状況を勘案して活動場所を検討するための会議に参加した。	(市民生活課・管理課) ・信号機の設置(改良)の要望増加に伴い、設置までに長い期間が必要。また、道路形状・交通形態等から、現状の形での設置ができない箇所も多い。 ・警察、交通安全協会、自動車教習所等関係機関の協力をいただきながら、参加・体験・実践型の交通安全教育を充実させる必要がある。また、交通事故防止については、警戒標識等の交通安全施設の設置も、子どもの事故防止には効果がない場合があり、新しい交通安全施設の開発・導入が求められる。	2,999	(市民生活課・管理課) ・引き続き、令和2年度同様、信号機要望のあった箇所について、すべて野田警察署に要望・協議し、可能な限り応えられるよう取り組む。さらに、通学路改善会議での要望を受け交通安全施設の設置、補修に努める。 ・朝の見守り活動についても、交通状況を把握しつつ活動箇所の検討を行う。 (指導課) ・朝の見守り活動について、児童の推移及び交通状況を勘案して活動場所を変更する。	3,000
96	P179	既存	道路パトロールによるバリアフリー化の推進	生活支援課	・妊産婦や乳幼児連れの人等全ての人々が安心して外出できるよう、福祉のまちづくり運動推進協議会に係る関係部署の協力を得て「福祉のまちづくりパトロール」を実施し、公共施設又はその周辺の道路についてバリアフリー対応に修繕すべき箇所を指摘していただきながら、応急的な改修を図る。	・新型コロナウイルス感染症防止のため、前期(6月)パトロールは中止し、後期(10月)のみ実施。 後期 10月13日(火)実施(4路線) 市改修箇所：46箇所(2,994,200円) 県等改修依頼箇所：8箇所 ・公共施設のバリアフリー化:3件(8,813,200円)	・市分の指摘箇所46箇所に対して、46箇所全てを改修できた。 ・市の対応箇所以外の指摘箇所については該当機関等に対応依頼を行い、2箇所が改修された。 ・公共施設のバリアフリー化については「ファシリティマネジメントの基本方針」に基づき、平成28年度から総合計画実施計画に位置付けし、公共施設のバリアフリー化工事を毎年度実施している。	11,808	パトロールでの歩道等の改修は一巡したことから、一旦凍結し、公共施設のトイレの洋式化やスロープ・手すり設置等のバリアフリー改修に特化して実施する。パトロール凍結に伴う歩道等の改修については、常時、全市のという観点から、公共施設周辺の施設管理者での点検に加え、協議会の方々からの日常生活圏域の中での危険箇所などのご指摘を保健福祉部が窓口となって受け付けていく。	8,500
97	P180	既存	子育て世帯にやさしい設備の整備	児童家庭課	・多目的トイレの設置、ベビーキープ、ベビーシート、授乳スペースの設置 ・乳幼児の授乳やおむつ替えスペースとして「移動式赤ちゃんテント」の貸出。	【営繕課】 ・8F多目的トイレを改修 【児童家庭課】 ・移動式赤ちゃんテント貸出実績 0件(感染症予防としてイベントが自粛されたため)	・子ども連れで訪れる施設についてより一層の設備の充実が必要である。	2,178	・子ども連れで訪れる施設について、設備の充実に努める。 【営繕課】 ・ボックス型授乳室「mamaro」の設置	2,863

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2 年度実績	評価及び課題	2 年度決算額 (千円)	3 年度の事業内容	3 年度当初 予算額(千円)
98	P180	既存	子育て世帯への情 報提供	児童家庭 課、子ども 支援室	【事業番号33再掲】					
99	P181	既存	公共交通機関のバ リアフリー化の推 進	企画調整 課、道路建 設課、都市 整備課、愛 宕駅周辺地 区市街地整 備事務所	・愛宕駅周辺地区を重点整備地区とし て交通バリアフリー法に基づき作成し た野田市移動円滑化基本構想に沿っ て、駅、駅前広場、道路、信号機等の 一体的なバリアフリー化を推進する。 ・重点整備地区以外の駅（準重点整備 地区）についても、交通バリアフリー 法に基づくバリアフリー化を推進す る。	・愛宕駅西口駅前広場は用地買収等を進 めている。（事業費進捗率49.7%） ・愛宕駅及び野田市駅の整備進捗に伴 い、駅のバリアフリー化が図られた。 ＜参考＞ 愛宕駅及び野田市駅のバリアフリー化 は、連続立体交差事業の整備により図ら れていることから、早期完成を促進して いる。（決算見込額862,204千円、事業進 捗率70.7%） ・まめバスの運行事業者の社内で行う教 育研修において、妊婦や子供連れの方の 乗降に際して、十分な配慮を乗務員に徹 底させるよう運行事業者に指導し、ベ ビーカー持ち込み時の乗車のサポートを 行うなど、一定の成果が出ている。 ・まめバスに使用するバス車両について はベビーカーの持ち込みに支障の少ない ノンステップバスを継続して導入してい る。	・愛宕駅及び野田市駅周辺の道路及び 駅前広場の整備は、千葉県施行の連続 立体交差事業の実施にあわせて整備を 行うため、完成まで時間を要す場合が ある。 ・引き続きまめバス乗務員の接客サー ビスの向上を図っていく必要がある。 ・今後もノンステップバスの導入を継 続する。	愛宕駅西口 駅前広場 218,722	・重点整備地区の愛宕駅周辺地 区は、引き続き愛宕駅西口駅前 広場を整備し、バリアフリー化 を図る。 ・まめバスの乗務員へのバリア フリー教育を充実させ、接客 サービスの向上を図る。 ・まめバス車両については今後 もノンステップバスの導入を継 続する。 ＜参考＞ ・愛宕駅及び野田市駅は、連続 立体交差事業によりバリアフ リーが図られることから、事業 の早期完成を促進している。 （当初予算額547,838千円）	愛宕駅西口駅 前広場 313,352
100	P184	既存	防犯灯等の防犯設 備整備の推進	防災安全課	・学校や自治会長等からの要望に基づ き、東京電力柱等に防犯灯を新規設置す るとともに、既設の防犯灯の維持管理を 実施する。	・通学路にも配慮した形で、令和2年度 は防犯灯を88灯新設し、30灯の寄付を受 け、56灯の撤去を行い、令和3年3月末 時点、20,906灯となっている。 ・従来の蛍光灯からLED型防犯灯への切り 替えを1,685灯行った。 ・防犯カメラを15台並びに協定で3台の 計18台を設置し、令和3年3月時点で132 台稼働している。	・防犯灯の新設については、通学路に も配慮した設置に努めている。 ・防犯灯の設置に伴い、修繕費用及び 電気料の負担が増加している。 ・防犯カメラの設置箇所については、 各小学校の要望に基づき通学路及び中 学校周辺の安全対策として設置した。	94,563	・防犯灯については、引き続 き、予算の範囲内により計画的 に設置し、維持管理を図る。 ・LED防犯灯への切り替えを 進める。 ・防犯カメラについては、既存 設置箇所の地区のバランスを考 慮しながら新設していく。	84,807
101	P185	既存	防犯に関する広報 啓発の推進等	防災安全課	・市のイベント等における啓発物資等 の配布や市報やホームページを活用し た広報、また、警察から提供される犯罪 発生情報を安全安心メール防犯情報等 の配信により、自主防犯組織等に提供 し、啓発を実施する ・スーパーマーケットやコンビニエン スストアと連携し、店内ATM（現金 自動預け払い機）を利用した振り込め 詐欺に対する注意喚起を行う。	・警察との連携により市内スーパーマ ーケット店内放送において、振り込め詐欺 に対する注意喚起を行った。 ・市ホームページに防犯対策を掲載する ほか、市報に11回掲載したほか、安全安 心メールで防犯情報を122件配信した。	・市民の防犯意識の向上により、自治 会を単位とした自主防犯組織等による 防犯パトロールが継続的に実施されて いる。 ・今後、さらに市民一人一人の防犯意 識の高揚を図っていく必要がある。	495	・引き続きキャンペーンの実施 や市報等に関連記事を掲載する とともに、安全安心メール防犯 情報等の配信や防災行政無線の 活用により、防犯に関する広報 啓発を実施していく。 ・野田警察やスーパー、コンビ ニエンスストアと連携し、振り 込め詐欺に対する注意喚起を行 う。	495

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
102	P188	既存	家庭教育に関する意識の醸成	保育課、指導課	・中学校の職場体験学習の一環として、中学生が各保育所において保育体験を例年実施しているが、今年度については新型コロナウイルス感染防止の観点から、様々な体験行事、小中学校における合同行事等を中止し、形を変えての実施を考えている。 - また状況に応じて小学6年生の中学校一日体験入学や他学年との交流活動を実施してゆく。 ・例年実施している幼稚園や保育所、小学校、中学校等異年齢・異学年との交流活動、保護者や地域の人々との交流活動を通して、様々な年齢層とふれあい、語り合う場についても状況を勘案して実施して行く。	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年度の職場に訪問しての体験学習は中止となったため、小中学生の保育体験は実施できなかった。また、小学校における幼稚園・保育園等との交流活動も中止となった。 ・小学6年生の中学校一日体験入学などの他学年との交流は、オンラインなどを使って実施する学校があった。	・小中学校の家庭科では、保育や家庭生活について学び、地域、家庭と連携して家庭教育に関する意識を高めることができた。幼稚園、保育所での体験を継続実施することができなかったが、可能な範囲で幼稚園や小中学校と連携を推進できるようにしていく。	0	新型コロナウイルス感染拡大予防を最優先に考え、できる範囲で幼稚園や保育所、小学校、中学校等の異年齢・異学年との交流活動、保護者や地域の人との交流活動を通してさまざまな年齢層と交流する場を設ける。	0
103	P189	既存	中学生が保育所・幼稚園児童とふれあう機会の提供	保育課、指導課	・中学校技術家庭科家庭分野の学習内容にある「家族・家庭と子どもの成長」において家族の役割、幼児の遊びの意義を学ぶ。その際、幼児とのふれあいができるよう留意する。 ・例年キャリア教育の一環で、家族と家庭の大切さについて理解を深めるために、地域の保育所や幼稚園の幼児とふれあう取組を推進しているが、幼児とのかかわりの中で、自分の成長を振り返り、これからの自分と家族とのかかわりについて学ぶ機会については、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、状況によって判断する。	・中学3年生では、技術・家庭科の家庭科分野で家族と家庭と子どもの成長について学習した。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年度の職場に訪問しての体験学習は中止となったため、小中学生の保育体験は実施できなかった。	・地域、家庭との協力や連携により推進していくことが重要と考える。また、コロナ禍ではあるが、可能な範囲で幼稚園、保育所での体験を継続実施するとともに幼稚園や小中学校との連携を図っていく。	0	家族の役割、幼児の遊ぶ意義などについて授業の中で学び、新型コロナウイルス感染拡大予防を最優先に考え、できる範囲で幼稚園や保育所との交流活動を推進していく。	0

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2 年度実績	評価及び課題	2 年度決算額 (千円)	3 年度の事業内容	3 年度当初 予算額(千円)
104	P190	既存	男女共同参画の視 点に立った意識改 革の推進	人権・男女 共同参画推 進課、子ど も家庭総合 支援課	・男女共同参画を進める上で、開催方 法等を工夫しながら性別や年代に合わ せたテーマによる講演会やセミナーな どを開催し、意識改革を図る。また、 男女共同参画に関する様々な制度や情 報を収集し、広く市民に提供する。 ・男女共同参画に関する講演会等の開 催 ・女性情報コーナーの整備充実 ・男女共同参画推進だより「フレッ シュ」の発行	(人権・男女共同参画推進課) ・女性情報コーナーの整備充実 興風図書館及びせきやど図書館の女性情報コー ナーに男女共同参画関連の図書34冊を整備 (興風図書館28冊、せきやど図書館6冊) ・男女共同参画推進だより「フレッシュ」の発行 男女共同参画社会についてや相談窓口の紹介な どを市報に掲載し、周知した。 (子ども家庭総合支援課) ・男女共同参画に関する講演会等の開催 【デートDV講演会】 ○開催日及び対象 令和2年11月12日(木) 千葉県立清水高校 1年生 152人 令和2年11月19日(木) 千葉県立野田中央高校 1年生 316人 令和3年1月21日(木) 千葉県立関宿高校 2年生 ※新型コロナウイルス感染防止 のため中止 ○講師 NPO法人レジリエンス 西山さつき 氏、栄田 千春 氏 【市内各施設の女性トイレへのDV啓発カードの 設置】 ○設置施設数 市施設 30施設 駅 6駅 スーパー等 11店	(人権・男女共同参画推進課) ・女性情報コーナーは、図書館に設置 することで、啓発や情報提供の役割を 果たしている。 ・男女共同参画だより「フレッシュ」 は、市報に掲載し、全戸配布すること で、相談申込につながるなど、啓発の 役割を果たしており、引き続き実施す る必要がある。 (子ども家庭総合支援課) ・高校生へのデートDVについての啓 発は、学校側からも高評価を得てお り、継続的に実施していくことが望ま れているが、県が同様の事業を実施し ていること、性の低年齢化による中学 校での実施が課題となっていることか ら、教育委員会との協議により小中学 校人権教育指導者を対象とした講演会 を実施していく。 ・DV啓発カードに関しては、より効 果的な啓発方法を検討した結果、令和 3年度からはDV相談啓発ボードの設 置へ変更する。	人権・男女 共同参画推 進課49 子ども家庭 総合支援課 5	(人権・男女共同参画推進課) ・男女共同参画出前講座 希望団体等に対し出前講座を開催 し、男女共同参画の周知に努める。 ・女性情報コーナー 蔵書の貸出状況や、男女共同参画に おいて注目を集める事柄を踏まえ、啓 発や情報提供に努める。 ・男女共同参画だより「フレッシュ」 国の事業や、男女共同参画における 問題点を取り上げ、市報に掲載し全戸 配布を行い、さらなる意識改革に努め る。 (子ども家庭総合支援課) ・男女共同参画に関する講演会等の開 催 【デートDV講演会】 ○開催日及び対象 ※開催日は調整中 市内公立中学校 千葉県立清水高校1年生 千葉県立野田中央高校1年生 千葉県立関宿高校2年生 ○講師 NPO法人レジリエンス 西山 さつき 氏、栄田 千春 氏 ・市内各施設の女性トイレへのDV啓 発ボードの設置 ○設置施設数 市施設 30施設 駅 6駅 スーパー等 10店	人権・男女共 同参画推進課 5 子ども家庭総 合支援課 140
105	P192	既存	学校教育における 男女平等教育の推 進	指導課、人 権・男女共 同参画推進 課	(指導課) ・学校人権教育研究指定校を柳沢小学 校と宮崎小で指定。2年間の研究をと おして、男女平等教育の啓発を含む学 校人権教育の実践を行う。 ・全ての子どもたちにわかる授業を提 供するためユニバーサルデザインの視 点を持った教育を推進する。 ・LGBTQ、性の多様性理解に関する教職 員の理解促進を図る。 (人権・男女共同参画推進課) ・小学校6年生及び中学校2年生に 「自分らしく」を配布し、キャリア教 育の遂行に役立てる。	(指導課) ・学校人権教育研究指定校を柳沢小学校 と宮崎小学校で指定した。柳沢小学校は 2年目として公開研究授業を行い、男女 平等教育を含めた人権教育に基づいた授 業やユニバーサルデザインを意識した授 業を展開した。 ・各校一名参加する職員研修において、 「多様な性」についての研修を盛り込 み、LGBTQ、性の多様性理解に関する教職 員の理解促進を図った。 (人権・男女共同参画推進課) ・小学校6年生及び中学校2年生に「自 分らしく」を配布した。 小学6年生：1,615部 中学2年生：1,525部	(指導課) ・男女平等の視点が児童生徒の日常生 活の中にさらに根付かせるよう職員研 修を進める。 ・児童生徒への理解を深めるために各 校で授業実践を行う必要がある。 (人権・男女共同参画推進課) ・男女平等教育資料「自分らしく」で は、キャリア教育やワーク・ライフ・ バランスを取り入れ、職業等を見つけ る教育を推進した。 ・3年度からは、GIGAスクール構想に より、学校に配備されたパソコンを活 用した啓発を実施する。	指導課 178 人権・男女 共同参画推 進課 0	・学校人権教育研究指定校を宮 崎小学校と第二中学校に指定。 2年間の研究をとおして、男女 平等教育の啓発を含み、ユニ バーサルデザインの考え方も盛 り込んだ学校人権教育の実践を 行う。 ・LGBTQ、性の多様性理解に関 する教職員の理解促進を図る。 ・昨年度まで人権・男女共同参 画課が作成していた「自分らし く」を指導課で再編集し、デー タ配信することで、男女平等教 育やキャリア教育に活用できる ようにする。	指導課 259 人権・男女共 同参画推進課 0

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
106	P193	既存	学校での子育て意識の啓発	指導課、生涯学習課	・子育てに関する講演を、各学校で実施する。 ・「学校から発信する家庭教育支援プログラム」「家庭教育リーフレット」について、学校や関係機関における活用促進を図り、家庭での過ごし方や親子のコミュニケーションなど家庭教育に関する情報を提供する。 ・ひばり教育相談、スクールカウンセラー等と学校が連携を図る中で教育相談体制を確保し、子育て支援を行う。	・新入生保護者説明会の場を活用し、家庭教育講演会等を開催した。 ○就学時健康診断時家庭教育講演 小学校20校 1,108人 ○出前家庭教育講演 中学校1校 50人 ・ひばり教育相談や県のスクールカウンセラー（中学校11校、小学校4校に配置）による教育相談を通年行い、子育てに対するアドバイスや支援を行った。	・子育てに関する情報提供や相談機関など、周知を図る必要がある。情報や相談の活用が円滑に行われる仕組みが必要である。 ・不登校の背景として複数の要因を抱えている児童生徒、または長期にわたる対応が必要な児童生徒について、教育相談担当者や児童生徒と関わる周囲の人材の一層の研修が必要である。	(指導課) 14,574 (生涯学習課・公民館) 200	・「学校から発信する家庭教育支援プログラム」「家庭教育リーフレット」について、一層の周知を図り、家庭教育に関する具体的な手立てなどの情報提供を行う。千葉県ホームページからのデータ入手が可能であり、入手方法についても周知を図る。 ・教育相談活動や学校における教育活動を通して、家族の大切さ、子育ての意義を学ぶようにする。 ・ひばり教育相談、「保護者の会」では懇談会や講演会を行い、家庭における子育て意識の	(指導課) 15,162 (生涯学習課・公民館) 310
107	P195	既存	確かな学力の向上	指導課	・学力向上を目指し、市内全小中学校で第2・第4土曜日を中心に月1回程度の土曜授業を実施する。 ・土曜授業は教育課程に位置付け、通常授業の他、平日になかなか取り上げられない補充的・発展的な学習を、土曜授業アシスタント等を活用したきめ細かな指導体制で行う。	・新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業のため、登校開始後に年間8回を実施した。 ・土曜授業を活用し、児童生徒の学習機会の保障と学習内容の定着のため、授業時数の確保を図った。 ・各学校の実態に応じて、学校ごとにカリキュラムを組み、算数・数学を中心とした重点的な指導や補習・発展的な学習を行った。	・新学習指導要領の全面実施に伴い、「主体的・対話的で深い学び」がある授業改善を推進するため、及び感染症による臨時休業等に伴う学習機会の確保のため、土曜日も平日と同様、通常の授業時間とする。 ・通常の授業時間とするため、土曜授業アシスタント・ボランティア・管理人を配置しない。 ・各校の実態に応じて、柔軟に学習内容を設定する。新学習指導要領の趣旨の実現に向けた様々な取組を推奨する。	7,563	・通常授業を実施することによって増加する時間により、市内全ての児童生徒に学習の機会を確保し、きめ細かな指導ができるようにする。 ・有意義で規則正しい学校生活を通じて、児童生徒の生活改善に資する。 ・授業時数を確保し、「主体的・対話的で深い学び」がある授業改善を推進する。	5,625
108	P196	新規	子ども未来教室の開催	生涯学習課	・全ての子どもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援を行う。	【中学生】 教科：数学・英語 実施月：7月～1月（24回程度／週1回） 実施場所：公民館(10館)・コミュニティ会館(2館)・中学校(2校)他 延べ参加人数：5,868人 出席率：67.5% 【小学校3年生】 教科：国語・算数 実施月：7月～10月（10回程度／週1回） 実施場所：通学する小学校 延べ参加人数：4,153人 出席率：95.4%	・新型コロナウイルス感染症の影響により、7月からの開催となったため、当初の予定からは実施回数の減となったが、出席率は中学生はほぼ横ばい、小学3年生は2.3ポイント増加となった。感染症対策を実施しながら、子どもたちの基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるためには、実施できない期間における学習のフォローを工夫する必要がある。	22,095	・2年度に引き続き、中学生及び小学3年生を対象に、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高められるよう「子ども未来教室」を実施する。 ・特に中学生においては苦手分野を把握し、学習プリントによる反復学習を取り入れるなど自ら学習努力を重ねていけるように学習のサポートを行っていく。	37,887

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2 年度実績	評価及び課題	2 年度決算額 (千円)	3 年度の事業内容	3 年度当初 予算額(千円)
109	P197	既存	いじめ、少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備	指導課、青少年課、子ども家庭総合支援課	【事業番号62再掲】					
110	P198	既存	教育相談・指導体制の充実	指導課	・ ひばり教育相談では、学校や家庭と連携して、学校生活・家庭生活に関わる相談を受け、児童生徒・保護者・学校に支援助言を行う。 ・ 野田市スクールカウンセラーが学校に出向き教育相談を行う。 ・ ひまわり相談により、個に応じた就学につなげる。 ・ 適応指導学級では、学校や家庭と連携し、保護者や児童生徒に寄り添いながら、不登校の解消を目指す。	・ ひばり教育相談、適応指導学級において、学校や保護者との連携を図りながら、悩みや不登校の解消につないだ。(R 2 年度相談実績 延べ1,759件) ・ 野田市スクールカウンセラーやひばり教育相談員が学校に訪問し、教育相談及び登校支援にあたった。(R 2 年度訪問相談実績 延べ61件、支援回数 延べ157回) ・ ひまわり相談において、保護者の話を丁寧に聞き取り、未就学児の発達相談等に対応した。(R 2 年度実績 延べ7件)	・ 教育相談の内容は、複雑化、深刻化している。研修や事例検討会を通し相談員の専門性を高めたり、相談員・適応指導学級教科指導員同士や、関係機関との連携をさらに密にし、対応する体制を充実させていく必要がある。	31,669	・ ひばり教育相談では、学校や家庭と連携して、学校生活・家庭生活に関わる相談を受け、児童生徒・保護者・学校に支援助言を行う。 ・ 野田市スクールカウンセラーが学校に出向き教育相談を行う。 ・ ひまわり相談により、個に応じた就学につなげる。 ・ 適応指導学級では、学校や家庭と連携し、保護者や児童生徒に寄り添いながら、不登校の解消を目指す。	33,080
111	P199	既存	体験学習等教育内容の充実	指導課	・ 学校・保護者・地域が連携し、児童生徒の学力の向上や教育環境の整備など教育活動を支援する体制づくりを行う。 ・ 東京理科大学とのパートナーシップ協定に基づき、児童生徒の体験学習の充実を図る。 ・ 体験的活動の有効性から、教育活動全体を通し、多くの場面で体験的活動を取り入れられるよう工夫していく。	・ 東京理科大学とのパートナーシップ協定事業の一つ「特別授業」を新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、オンラインを活用して実施した。小学生903名、中学生80名が体験した。7名の講師が、児童生徒の興味・関心を高める授業を展開した。 ・ 感染拡大防止の観点から、キャリア教育の一つである研究室訪問や事業所に訪問しての体験活動を中止した。	・ コロナ禍でも可能なキャリア教育、読書環境、特別授業の実施、環境整備を継続することができ、地域人材が学習支援ボランティアとして学校に関わり、「開かれた学校づくり」につなげることができた。 ・ 特別授業は、学校の年間計画に組み込まれ、発展的な授業として定着してきている。感染対策を取りながら地域ボランティアの活用を推進していく。	2,757	・ 担当課と学校、地域教育コーディネーター等が地域住民への広報活動に努める。 ・ 学校のニーズに合わせ支援内容を共有化させ、学校支援地域本部の活動を推進する。 ・ 司書、地域コーディネーターを中心として読書環境の充実に努める。 ・ 東京理科大学とのパートナーシップ協定事業を推進し、児童生徒の学力向上に努める。	3,256

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
112	P201	既存	学校外体験活動の 推進	公民館、生 涯学習課	・公民館・生涯学習センター主催による講座、教室等において、児童生徒の学校外の体験活動事業を開設していく中で、各種の創作活動や体験学習・活動を通じて、親子(家族)や地域住民との交流を深める。 ・また、「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」では、夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館で行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士の交流を図る。	・川間公民館 ○「体験型生物多様性講座～秋の虫・秋の植物を見つけよう～」 4回 117人 ・二川公民館 ○「学校支援講座～マナー講座～」 1回 85人 【以下、新型コロナウイルス感染症対策により中止】 ・東部公民館 ○「冬休みチャレンジ講座」 ・南部梅郷公民館 ○「生物多様性講座 のぞいてみよう里山から顕微鏡まで」 ・北部公民館 ○「冬休み子どもの学び舎」 ・福田公民館 ○「子どもチャレンジひろば」 ・関宿公民館 ○「関宿あおぞらまつり」 ・木間ヶ瀬公民館 ○「おはなし広場」 ○「幼・保就学前園児交流会」 ・生涯学習センター ○「親子体験教室～母の日お母さんありがとうパン作り～」 全1回 ○「親子体験教室～父の日お父さんありがとうピザ作り～」 全1回 ○「手作りプラネタリウム公演と星空観望会」 全7回 「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」 ・10公民館・生涯学習センター	・少子化や過保護、過干渉時代に育った現在の子どもたちは、異年齢児との交流や体験活動の不足から人間関係を築く能力が弱いと、より多くの子どもたちが参加できるよう、魅力的な学習の場を考えていかなければならない。 ・新型コロナウイルス感染症対策により、ほとんどの講座が中止となった。また、コロナ禍の状況で、他校の子どもたち同士の交流や地域住民との交流を図ることは難しい。	55	・新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、各種の創作活動や体験学習講座を開設していく。また、「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」を開設し、夏休み中の子どもの学習意欲を維持する。	1,396
113	P203	既存	国際理解教育の推 進	指導課	・外国語指導助手（ＡＬＴ）や英語に堪能な地域人材をさらに有効的に活用し、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上に役立てる。 ・中学生を対象にした「野田市イングリッシュ道場」は中止となるが、日頃の授業における学習指導の内容を工夫し、生徒の自己表現力や学習意欲の向上を図る。 ・小中学校教員を対象にした研修を実施し、指導力向上に役立てる。	・13名の外国語指導助手（ＡＬＴ）を直接雇用し、3名を中学校、10名を小学校に配置し、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、外国の文化・習慣に触れることで、国際感覚の養成と国際理解教育の推進に繋げた。 ・英語に堪能な地域人材を小学校に配置し、児童の外国語活動の充実や、担任やＡＬＴとの連携に役立てた。 ・中学生を対象とした「野田市イングリッシュ道場」は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となったが、臨時休校中にＡＬＴそれぞれが学習動画を作成した。 ・小中学校教員を対象とした研修をオンラインで実施した。	・臨時休校中の外国人指導助手（ＡＬＴ）による学習動画は、ＡＬＴの個性あふれた内容となり、児童生徒の外国語学習の意欲づけや異文化理解のきっかけとなった。 ・小中学校教員を対象とした研修をオンラインで実施できたことで、指導力の向上に繋がった。 ・ＡＬＴや地域人材を活用した、より効果的な指導方法や異文化理解についてのさらに研修を行っていく必要がある。 ・新型コロナウイルス感染対策を行いながら、日頃の授業内容の工夫についてさらに小中で連携しながら進めていく必要がある。	55,648	・外国語指導助手（ＡＬＴ）や地域人材を活用した、より効果的な指導方法の研究を行っていく。 ・新学習指導要領に基づいた体系的な指導計画の立て方や、授業内容の工夫について、小中で連携して進められるよう、研修を実施する。 ・「野田市イングリッシュ道場」の実施方法について見直し、コロナ禍であっても、生徒の英語での自己表現力や学習意欲の向上に寄与できるような活動を行う。	55,581
114	P204	既存	文化センター事業 の充実	生涯学習課	・委託文化事業については、子どもたちや子どものいる家庭のニーズを踏まえ、優れたメディア芸術作品の鑑賞機会を提供する。また、文化芸術に素直に触れ、体験できるようなワークショップ等の機会を設ける。	・しまじろうコンサート及びミュージックフェスタ2021を計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった。 (実施：指定管理者)	今後子どもたちや子どものいる家庭に対して、優れたメディア芸術作品の鑑賞機会を提供する。 また、文化芸術に素直に触れ、体験できるようなワークショップ等の機会を設ける。 (実施：指定管理者)	0	・新型コロナウイルス感染症の蔓延により会場となる文化会館の利用が制限されていることから、解除時期や定員数を見ながら、2年度に中止となったしまじろうコンサート、ミュージックフェスタ等の開催を検討する。 (実施：指定管理者)	0

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
115	P205	既存	子どものスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実	生涯学習課、公民館、スポーツ推進課、青少年課	(生涯学習課・公民館・生涯学習センター) ・「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」では、夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館で行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士の交流を図る。 (スポーツ推進課) ・今後も引き続き大会内容の充実を図る。 (青少年課) ・子ども釣大会、少年野球教室を継続し、子ども達が心から楽しみ、何かを学びとることが出来るような行事を実施する。	(生涯学習課 10公民館・生涯学習センター) ・「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」(事業番号112再掲) 【新型コロナウイルス感染症対策により中止】 (青少年課) ・子ども釣大会、少年野球教室については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった。	(生涯学習課 10公民館、生涯学習センター) ・各公民館・生涯学習センターで実施の「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」については年々参加者も増え、学習することのほか他校の児童生徒同士の交流も図られており、また、公民館・10公民館、生涯学習センター利用者や地域の人たちによるサポートで充実した学習ができた子どもたちを始め、保護者や教える側からも高い評価を受けている。 (青少年課) ・子ども達が楽しめるように、引き続き事業を実施する。 ・子ども釣大会の会場の確保について従来使用していた、関宿クリーンセンター跡地の利用が困難となるため検討が必要。	(生涯学習課・公民館) 0 (青少年課) 0	(生涯学習課・公民館・生涯学習センター) ・新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」を開設し、夏休み中の子どもの学習意欲を維持する。 (青少年課) ・子ども釣大会の開催場所については検討を要する。 ・少年野球教室については継続して実施する。	(生涯学習課・公民館) 1,086 (青少年課) 281
116	P207	既存	学校保健教育の推進	学校教育課	・生活習慣病健診の実施 ・小児期における生活習慣病対策サマースクールの実施 ・保健指導の実施	・新型コロナウイルス感染症に伴い、生活習慣病検査は実施しなかった。 ・生活習慣病対策の一環として例年行っているサマースクールは、新型コロナウイルス感染症に伴い実施しなかった。 ・肥満傾向のある児童生徒のうち、希望者149名について保健指導を行った。	・健康問題の解決には学校での推進及び体制の確立のみならず、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組むことが必要であり、地域に根ざした健康教育の取組が必要である。	0	・生活習慣病検査の実施 ・小児期における生活習慣病対策サマースクールの実施 ・保健指導の実施	0
117	P208	既存	外部指導者を活用した運動部活動の充実	指導課	・市内全中学校を対象に、柔道4人、剣道2人の講師を各校に1人ずつ派遣する。講師は、体育科の授業の武道領域及び運動部活動をチームティーチングにより指導を行う。 ・部活動指導員の導入をすすめ、効率の良い部活動運営を目指すとともに、教員の業務削減につなげる。 ・今年度は新型コロナウイルス感染予防の観点から身体接触がある柔道、多くの生徒が防具を共有する剣道の授業のあり方を工夫する。	・市内中学校の保健体育「武道」の授業の安全と指導の充実のため武道講師を派遣し、保健体育担当教員とともに授業を行った。 ・保健体育担当教員の指導力と技術向上のための連絡会を3回予定していたが、新型コロナウイルス感染症防止の観点から中止とし、代替として資料を配付した。 ○剣道：講師2名（3校に派遣） ○柔道：講師3名（7校に派遣） ・4校に1名ずつの部活動指導員を雇用し、顧問の業務削減と生徒への専門的な指導を進めた。	・各中学校の保健体育担当教員と武道講師の専門的な指導・協力のもと、礼法や基本となる技を中心に武道の学習を行うことができた。安全面については、今後も配慮を続けていく。 ・若い教職員が増えているので、若手の育成も課題である。 ・各学校で選択している種目にかかわらず、実技講習会への参加を勧める。 ・柔道は4名の採用を予定していたが、募集者が3名しかおらず、3名での指導となった。 ・部活動指導員については、今年度、4名（レスリング部、ソフトテニス部、陸上競技部、吹奏楽部）を配置し、顧問の業務削減につながった。	1,699	・柔道3人、剣道2人の講師を中学校に1名派遣する。講師は、体育科の授業の武道領域を保健体育担当教員とチームティーチングにより指導を行う。また保健体育担当教員の指導力と技術向上のための全体連絡会はコロナ感染症対策で行えないが、学校ごとに行う。 ・部活動指導員については、今年度、4名配置されているが、来年度はさらに2名の追加を目指すし、さらに効率の良い部活動運営を目指す。	2,591

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
118	P209	既存	学校評議員制度の 充実	学校教育課	・地域に開かれた学校づくりのために、各学校に学校評議員を委嘱し、次に掲げる事項について意見を伺う。 ・学校運営や教育活動に関する事項 ・学校と家庭や地域社会との連携に関する事項 ・その他校長が必要と認める事項	151名の学校評議員を委嘱した。(1校当たり5名以内)	・開かれた学校づくりを推進するには、保護者や地域住民等の意向を把握・反映すると共に、情報発信する必要がある。その点で学校評議員は地域と学校を結ぶパイプ役としての大切な役割が今後も期待されている。 ・今後は、地域の目で学校運営を点検・評価・支援することをより強力に推進し、学校が実施した自己評価の結果を評価する学校関係者評価について、中心となって進めていただくことが求められている。	121	・地域に開かれた学校づくりのために、各学校に学校評議員を委嘱し、次に掲げる事項について意見を伺う。 ・学校運営や教育活動に関する事項 ・学校と家庭や地域社会との連携に関する事項 ・その他校長が必要と認める事項	310
119	P210	既存	幼稚園の施設整備 の推進	教育総務課	・事業内容 園児の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備や、園児が安全で豊かな幼稚園生活が送れるように、現状の施設を必要に応じて改修する。 ・方針 個別施設計画の方針に基づき、学校施設の適切な整備及び財政負担の軽減に努めていく。	・保育室等施設の教育環境整備を継続的に進めた。 ・野田幼稚園遊戯室床改修工事 ・幼稚園消防設備改修工事	経年劣化に伴う建物の整備を実施し、施設の耐久性の確保と教育環境の整備に継続して努めていく。	14,645	・野田幼稚園手洗い場設置工事 ・関宿南部幼稚園園庭遊具塗装工事 ・関宿中部幼稚園階段壁修繕工事 ・幼稚園トイレ手洗い場等自動水栓化工事 ・教育環境整備のための改修工事等	12,181
120	P211	既存	学校施設整備の推 進	教育総務課	・事業内容 児童生徒の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備や、児童生徒が安全で豊かな学校生活が送れるように、現状の施設を必要に応じて改修する。 ・方針 個別施設計画の方針に基づき、学校施設の適切な整備及び財政負担の軽減に努めていく。 また、女子トイレの洋式化率70%を目標として、更なる洋式化に取り組んでいく。	・トイレの洋式便器設置工事、普通教室、特別教室等施設の教育環境整備を継続的に進めた。 ・北部小学校トイレ改修工事 ・二ツ塚小学校給水設備改修工事 ・福田第二小学校屋上防水改修工事 ・東部小学校屋上防水改修工事 ・柳沢小学校屋上防水改修工事 ・福田第一小学校屋上防水改修工事 ・二川小学校屋内運動場屋根改修工事 ・川間中学校屋外階段及び屋内運動場改修工事 ・木間ヶ瀬中学校自転車置き場改修工事 ・東部中学校トイレ改修工事 ・第二中学校防球ネット改修工事 ・小中学校消防設備改修工事	・経年劣化に伴う建物の整備を実施し、施設の耐久性の確保と教育環境の整備に継続して努めていく。 ・国の補助金を活用し、女子用トイレの洋式化率の向上に取り組む。	459,981	・福田第一小学校爆裂等補修工事 ・清水台小学校管理教室棟防水改修工事 ・清水台小学校トイレ改修工事 ・みずき小学校トイレ改修工事 ・二川小学校トイレ改修工事 ・小中学校トイレ手洗い場等自動水栓化工事 ・教育環境整備のための改修工事等	651,403
121	P213	既存	公立幼稚園の機能 の充実	指導課	【事業番号48再掲】					

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
122	P213	既存	幼稚園・保育所・こども園と小学校との連携強化	指導課、保育課	・小学校低学年生活科や各種行事で保育所や幼稚園との交流を実施する。 ・2月に全体で連絡会を持ち、今年度の活動を発表し合い、反省をまとめる。(1回目の実施は中止。) ・新型コロナウイルス感染予防という観点から、交流の新たな形を模索して行く。	・新型コロナウイルス感染症予防のため、1・2回とも書面での開催となった。就学前の生活環境、就学状況等の情報交換・引き継ぎは貴重なものである。各園・各所・各校で「遊びや生活を通した学びと育ち」を意識して取り組んだ実践報告書をまとめていただき、集約した。 ・年度当初の臨時休校・休園もあったため、安全かつ健康な生活が送れるように配慮した点などもまとめていただいた。書面を通して、情報共有を図り、教育内容の充実につなげていただいた。	・集合型の連絡会・研修は実施できなかったが、新型コロナウイルス感染症対策も併せた各園・各所・各校の工夫を書面で伝え合うことができた。 ・交流活動もほとんど実施できなかったが、人数を削減して実施したり、お便り等を通じて幼・小でふれ合う機会を持つ場面も見られた。 ・コロナ禍における、幼児期・学童期のスムーズな接続、カリキュラムの工夫、研修の場の持ち方等について今後も考えていく必要がある。	11	・新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながら、可能な範囲で幼・小の交流の場を持ったり、接続期のカリキュラムを検討したりする。(交流の新たな形を模索していく。) ・可能であれば、2月に全体で連絡会を持ち、今年度の活動を発表し合い、共通理解を図る。(1回目の実施は中止。) ・現代的な課題を加味し、今後を見通した幼・保・こ・小連携に関する研修の持ち方を検討する。	0
123	P215	既存	家庭教育学級の整備、充実	公民館	・講座の企画・運営に保護者が参画し、意見を取り入れることで、参加者が実際に抱えている悩みや不安に応えられる身近な講座となるよう事業内容の充実を図る。 ・引き続き、小中学生の保護者を対象に、子どもの成長に伴う発達理解や保護者の役割、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性などを学習する。また、就学前児童の保護者を対象に、家庭教育の重要性について理解を深める。	・家庭教育学級(小学コース) 6コース 12回 264人参加 ・家庭教育学級小学コース運営委員会 4コース 4回 98人参加 ・家庭教育学級(幼児コース) 1コース 5回 135人参加 ・就学児健康診断時家庭教育講演(小学校) 20回 1,108人参加 ・出前家庭教育講演(中学校) 1回 50人参加 ・すくすく広場 南部梅郷公民館 後期3回 11人 ※年度前期は、新型コロナ感染症対策により中止	・就学前児童の保護者を対象に、家庭教育の重要性について理解を深めた。今後も、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、学校や保護者からなる運営委員と協力し、一層の参加促進を図り家庭の教育力の向上に努めていく必要がある。 ・また、子育て期にある親の全ての参加が望ましいが、参加できない親もいるのが実情である。そのため、学校や保護者からなる運営委員と協力し、一層の参加促進を図り、家庭の教育力の向上に努めていく必要がある。	424	・2年度に引き続き、新型コロナウィルス感染症対策を徹底しながら、小中学生の保護者を対象に、子どもの成長に伴う発達理解や保護者の役割、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性などを学習する。また、就学前児童の保護者を対象に、家庭教育の重要性について理解を深める。	1,299
124	P216	既存	世代間交流事業の充実	青少年課、指導課	【事業番号39再掲】					
125	P216	既存	岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流	指導課、高齢者支援課	【事業番号64再掲】					
126	P216	既存	野田市総合公園の整備	スポーツ推進課	・老朽化していく施設の安全性・緊急性等を総合衡量して優先順位の高い箇所から修繕を実施する。	・園路舗装修繕 ・電気設備高圧ケーブル改修工事 ・庭球場人工芝修繕工事	・老朽化していく施設の安全性・緊急性等を総合衡量して優先順位の高い箇所から修繕を実施する。	61,168	・老朽化していく施設の安全性・緊急性等を総合衡量して優先順位の高い箇所から修繕を実施する。	20,680

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
127	P217	既存	野田市スポーツ公園の整備	みどりと水のまちづくり課	・三ツ堀里山自然園について、市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理やイベントの開催等を実施し、市民に自然とのふれあいの場を提供する。	・三ツ堀里山自然園について、市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理が実施できた。	・三ツ堀里山自然園について、市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理やイベントの開催等を実施し、市民に自然とのふれあいの場を提供する。	2,173	・今後も「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働により、地域に根差した三ツ堀里山自然園づくりに向け維持管理やイベント等の開催を実施していく。	2,288
128	P218	既存	春風館道場の整備	スポーツ推進課	・利用者の安全性を確保し、武道に親しむことができる場所を提供する。	・剣道場床板修理 →各修理指定管理者対応	・今後も広く子どもたちが安全に武道に親しむ場を提供していく必要がある。	0	・柔剣道場、弓道場を子どもたちが武道に親しむことができる場所として提供する。 ・腰壁板修繕工事	484
129	P219	既存	キャリア教育を通しての地域教育力の向上	指導課、商工観光課、保育課	・キャリア教育推進協議会を組織し、学校・家庭・地域が一体となって、職場体験・職場訪問を中心としたキャリア教育に取り組む。 ・地域において、子どもと大人が互いに認知し、互いに声を掛け合うキャリア教育の有効性について、いろいろな機会と呼びかける。 ・今年度は新型コロナウイルス感染予防の観点から、小中学生が各事業所に出向いてのキャリア教育に伴う体験・見学は実施せず、講演会等の形で実施する。	・小中高の12年間を見通したキャリア教育の充実を図るために、キャリア・パスポートの活用を推進した。 ・新型コロナウイルス感染防止の観点から職場に訪問しての体験学習を中止にした。その代替として、主に地域の社会人をキャリアアドバイザーとして学校に招き、講話や体験学習を実施した。	・「キャリア教育」をとおして、仕事に対する意識を改めたり、仕事をする大人との関わりをとおして将来について考えたりするという有効性について、学校・家庭・地域が連携して進めていけるように努めた。コロナ禍で体験学習等が、例年どおり実施できなかったが、オンライン等を活用し、キャリア教育を推進することができた。また事業所との手紙の交流や職業診断のようなアンケートを実施することができた。	336	・「職場体験・職場訪問」を実施することにより、子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動する力を養う機会をつくるが、新型コロナウイルス感染予防の観点から、小中学生が事業所に訪問しての体験学習は実施せず、講演会などを実施していく。 ・地域において働く大人と地域の学校に通う子どもとが知り合う機会を捉え、より一層「地域の子どものは地域で育てる」という意識の高揚に努める。	749
130	P221	既存	青少年センターの機能の充実	青少年センター	・年間1回、補導員及び相談員の合同で、子ども達を取り巻く環境を良くするための活動をする。	・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となった。	・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となった。	0	・「189（いちはやく）」の広報ビラの配布活動。	0
131	P221	既存	青少年問題行動防止活動の推進	青少年センター	・生徒指導主任連絡会議への参加 ・補導活動の推進 ・大人（保護者）を対象とした情報モラル講習会の実施	・生徒指導主任連絡会議に参加し、各学校での問題行動のある子どもについて情報交換を行った。 ・年間を通し補導活動を行った（延べ727回、延べ1,539人） ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、大人向けの情報モラル講習会は中止となった。	・生徒指導主任連絡会議の開催も、新型コロナウイルスの影響で不定期になった。 ・大人（保護者）向けの情報モラル講習は開催方法を検討する。	0	・生徒指導主任連絡会議に参加。 ・大人（保護者）向けの情報モラル講習は、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、開催方法を検討する。 ・青少年補導員及び社会教育指導員による補導活動を実施。	0

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
132	P222	既存	情報モラル教育の 推進	指導課	・市主催教員向けのICT活用研修会等を 活用するなどして、各校で学級活動や 道徳、各教科の指導の中において、積 極的にモラルの向上につながるような 授業展開が行われるよう指導に努め る。ネット社会の中で生活していかな ければいけないことを踏まえ、ネット 社会の利便性を教えるのと同時に、そ の中に潜む危険性も教えていくよう指 導に努める。 ・新型コロナウイルス感染症の影響 で、子どもたちがICT機器を扱う時間が 大幅に増えること、またこの機会に始 めて使用する子どもが増えることが予 想されるため、様々な機会を通し情報 モラル教育に取り組んでいく。	・各校の実態に応じて市が提携している 情報モラルサービス等を活用し、児童生 徒や保護者を対象に情報モラル学習が実 施された。 (実施授業回数) 小学校：児童向け 36回 保護者向け 2回 中学校：生徒向け 2回 保護者向け 1回 ※コロナ事由による中止8回 ・抽出6校(小学校3校、中学校3校、 計2,108人)を対象にネット利用における 実態調査を行い、児童生徒の現状を把握 した。 ・各学校ごとに、学校便りやホームペー ジなどを活用し、保護者・家庭への情報 モラルに関する呼びかけを行った。 ・いじめの早期発見を目的とし、中学生 に向けて、匿名で通報・相談ができるア プリ「STOPit」による相談を実施した。	・新型コロナウイルスによる影響は あったものの、市内各小中学校におい て実態に基づいた情報モラル教育が進 められた。 ・実態調査の結果から、家庭の指導 力・教育力に負うところが大きいこと がわかった。新型コロナウイルスの感 染状況にもよるが、学習参観など、保 護者が来校する機会に合わせて情報モ ラル授業を実施し、情報モラル教育の 向上を推し進める必要がある。 ・SNS使用頻度の増加により、いじめ などの人権侵害が生徒指導上の問題に なる可能性があるので、引き続き指導 が必要である。 ・いじめの早期発見に向け、傍観者の 視点からいじめを見つめる授業を引き 続き実施するとともに、アプリの周知 をより一層図る必要がある。	903	・市で提携している情報モラル サービス等を積極的に活用し、 学校の実態に合わせて児童生徒 や保護者を対象に情報モラル学 習を実施していく。	880
133	P225	既存	幼児・園児に対す る交通安全教育	市民生活 課、学校教 育課、保育 課	・子どもの交通事故を防ぐために、野田 警察署と(一社)野田交通安全協会 が、毎年市内の保育所や幼稚園に出向 き交通安全教室等を行う。	(市民生活課) 平成27年度から、社会情勢の変化・多様化 などから、野田警察署と(一社)野田交通 安全協会が、各幼稚園からの要望を受けて 幼稚園に出向いて、より身近な交通安全教 室等を行う方針に転換した。 (学校教育課) 関宿中部幼稚園のみ実施 なお、野田幼稚園及び関宿南部幼稚園にお いては、新型コロナウイルス感染症拡大防 止のため、交通安全教室を実施しなかつ た。 【実施日】 令和2年12月15日 【参加数】 26名 (保育課) 認可保育施設24施設で実施 【実施日】令和2年10月7日から12月10日ま で 【参加者数】2,105名		(市民生活課・学校教育課) ・引き続き交通安全教室を実施 し、さらに交通安全協会等による 交通安全推進活動を実施しなが ら、交通事故のない安全で明るい まちづくりに取り組んでいく。 (保育課) 身近な生活における交通安全の決 まりに関心を持ち、安全に行動で きる習慣や態度を身につけること を目標に実施していく。	0	0
134	P226	既存	チャイルドシート 着用の推進	市民生活課	・チャイルドシートの着用の必要性和 着用効果に関する正しい理解の促進を 図る。交通安全運動実施時に街頭キャン ペーン等により広報啓発に努める。	・交通安全運動実施時に広報啓発活動を 年4回実施した。また、6月の「シートベ ルトとチャイルドシート着用推進強化月 間」に広報啓発活動を実施した。	・チャイルドシート着用の推進につい て交通安全運動実施時に広報啓発活動 を実施しているが、更なるシートベル ト着用の必要性和着用効果に関する正 しい理解の促進に努める必要がある。	0	・引き続き交通安全運動実施時 及び6月の「シートベルトと チャイルドシート着用推進月 間」に広報啓発活動を実施し、 チャイルドシートの着用の必要 性和着用効果に関する正しい理 解の促進に努めていく。	0

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
135	P222 7	既存	チャイルドシート 貸出事業の推進	社会福祉協 議会	・市内に在住の6歳未満の乳幼児を対象に6か月（1回延長可能で最長1年間）のチャイルドシートを貸出す。また、里帰り等により市内に短期的に在住する乳幼児のために、最長3か月のチャイルドシートを貸し出す。 ・老朽化に伴う入れ替えを実施する。	・貸出実績：281件	・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、貸出台数が減少。 ・貸出待機者もなく、円滑な貸し出しが実施できた。 ・老朽化しているチャイルドシートの入替えを引続き実施する必要がある。	548	・市内に在住の6歳未満の乳幼児を対象に6か月（1回延長可能で最長1年間）のチャイルドシートを貸出す。また、里帰り等により市内に短期的に在住する乳幼児のために、最長3か月のチャイルドシートを貸し出す。 ・老朽化に伴う入れ替えを実施する。	636
136	P229	既存	青少年の消費者問題対策の推進	市民生活課、青少年課	・消費生活展、消費生活セミナー、出前講座等を通じ、消費生活センターのPRを行い、消費者問題について啓発する機会が増えるよう努めるとともに、青少年の消費者問題について広く市民に啓発する。	出前講座や安全安心まめメール・SNSを通じ消費生活センターのPRを行い、消費者問題について啓発する機会が増えるよう努めるとともに、消費者問題について広く市民に啓発を図った。 ・出前講座：2回 ・安全安心まめメール・SNS：21回 ・消費生活展：中止（新型コロナウイルス感染症の影響により） ・消費生活セミナー：中止（新型コロナウイルス感染症の影響により）	・消費者被害防止のため、消費生活センターの事業内容等について啓発を実施しているが、青少年に関わりのある団体等からの出前講座の申込みはなかった。 2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることに備え、18歳までに消費生活に関する適切な知識が身につけられるよう、児童生徒への消費者教育を充実させる必要がある。	20	・引き続き消費生活センターの周知と消費者問題について広く市民に啓発を行っていく。 ・千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業を活用し、希望する小・中・高等学校へ消費生活相談員を派遣し、生徒及び保護者などを対象に消費者教育講座を行い、消費者教育の充実と強化を図っていく。	578
137	P230	既存	子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換の実施	防災安全課、指導課、青少年課	(防災安全課) ・野田市防犯組合、野田警察署との連携による防犯活動の実施 ・防犯推進員(警察官経験者)による「まめばん」での在所警戒や防犯パトロールの実施、防犯相談、児童を対象とした防犯教室の実施 ・安全安心メール防犯情報の配信(指導課) ・児童生徒を守るため情報共有の流れを構築する。各学校からの情報は、速やかに関係機関に連絡し適切に処理・対応する。 ・学校警察連絡会を活用し、各学校の情報を共有し、早期対応を心がける。(青少年課) ・安全安心メール不審者情報の配信 ・野田市学校警察連絡協議会との連携	・児童生徒を守るため、各学校からの情報は、速やかに関係機関に連絡し適切に処理・対応した。場合に応じてパトロール等も行った。 ・学校警察連絡会を活用し、各学校の情報を共有した。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点で開催できなかった時は、書面での情報共有を図った。 (青少年課) ・学校等から提供された不審者情報を速やかに配信(配信件数16件)するとともに、不審者の発生状況に対応したパトロールを実施した。 (防災安全課) ・野田市防犯組合に設立された17の支部による各種防犯活動が実施されるとともに、自治会を単位とする自主防犯組織による防犯パトロールが継続的に実施された。また、10月開催の防犯組合情報交換会では、各支部間の交流と情報交換による防犯力の向上を目的に各支部での取り組みを話し合った。 ・防犯の拠点として開設した「まめばん」は、毎日午後2時から午後7時まで防犯推進員を配置し業務にあたった。 北部まめばんの令和2年度利用は、延べ58件。 ・青色回転灯搭載の防犯パトロール車2台を活用した防犯推進員による防犯パトロールについては、市内全小中学校を中心に子どもたちの下校時刻に合わせ延べ244日間実施した。 ・安全安心メール(まめメール)で防犯情報を122件配信し、防犯意識の向上を図った。 ・防犯推進員による防犯教室を市内全20校の小学校で実施し、犯罪から身を守る方法を指導した。 (指導課) ・児童生徒を守るため、各学校からの情報は、速やかに関係機関に連絡し適切に処理・対応した。場合に応じてパトロール等も行った。 ・学校警察連絡会を活用し、各学校の情報を共有した。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点で開催できなかった時は、書面での情報共有を図った。	・児童生徒が被害に遭った場合、まめメール配信やパトロールを行う青少年課との分担や連携を明確化し、迅速且つ確実な対応を行う必要がある。 (青少年課) ・不審者情報を配信することで、家庭、地域、学校の情報の共有が図られ、児童生徒の安全・安心に役立つことができた。 (防災安全課) ・市民の防犯意識の向上により、防犯組合支部及び自主防犯組織による防犯パトロール等が実施されたが、市内の犯罪件数は令和2年は941件で前年より133件の減少となり、今後も継続的にを行い犯罪の抑止に努める必要がある。 (指導課) ・児童生徒が被害に遭った場合、まめメール配信やパトロールを行う青少年課との分担や連携を明確化し、迅速且つ確実な対応を行う必要がある。	0	・児童生徒が被害にあった場合の対応について、学校から連絡が入る順番を青少年課→指導課とし、まめメール配信・パトロール準備等の迅速化を図る。 ・学校警察連絡会を活用し、各学校の情報を共有し、早期対応を心がける。対面して会議ができない場合は、他の形で行う。 (青少年課) ・安全安心メールの不審者情報の配信及び不審者の発生状況に対応したパトロールを実施。 (防災安全課) ・防犯組合各支部へ補助金を交付し、野田署と連携し各地域の防犯活動を推進していく。 ・防犯推進員による「まめばん」での在所警戒に加え、巡回パトロールを実施していく。 ・防犯推進員が実施している「まめばん」での防犯相談について、より相談しやすい環境の整備に努め、児童の安全の強化を図る。 ・防犯推進員による防犯教室を小学校で実施し、犯罪から身を守る方法を指導する。 ・安全安心メールにより、防犯情報を配信していく。 ・防災行政無線により日没前に帰宅を促すミュージックチャイム(夕焼け小焼け)を放送していく。 (指導課) ・児童生徒が被害にあった場合の対応について、学校から連絡が入る順番を青少年課→指導課とし、まめメール配信・パトロール準備等の迅速化を図る。 ・学校警察連絡会を活用し、各学校の情報を共有し、早期対応を心がける。対面して会議ができない場合は、他の形で行う。	0

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
138	P233	既存	子どもに配慮した 防災対策の推進	防災安全 課、指導 課、保育課	(防災安全課) ・災害時の子ども(乳幼児)の生活を考 慮した野田市地域防災計画の修正、備 蓄品の整備及び自主防災組織の設立を 推進し、自主防災組織の資機材整備に対 して助成を実施する。 ・安全安心メール防災情報の配信 (指導課) ・各学校における防災計画を作成し、 子どもの安全確保に取り組む。特に、 着実に避難訓練を実施するなど防災意 識を高め、児童生徒・教職員が一体と なった防災体制を作る。また、保護者 や地域住民とも一体となって、地域ぐ るみの防災体制を醸成する。 ・水害におけるハザードマップや避難 所に関する確認や学習を日頃より進め る。 (保育課) ・保育所においては、年12回の火災及 び地震に対する避難訓練を実施し、防 災意識の醸成を図る。さらに、保護者 に不審者に対応するための避難訓練や 引渡し訓練を実施し、不審者に対して の意識を高めるとともに災害に対する 防災意識を保護者に高めてもらえるよ う周知する。	(防災安全課) ・災害時における乳幼児用備蓄品として粉 ミルク(アレルギー対応を含む)を整備す るとともに、新たに液体ミルクの備蓄を 行なった。また、自主防災組織の設立を推進 するため、自主防災組織に対する助成とし て資機材整備に対する助成を実施(修繕等 10団体)した。 (指導課) ・各学校における防災計画を作成し、子ど もの安全確保を図った。 ・各学校において防災計画を作成し、子ど もの安全確保に取り組んだ。 ・避難訓練の振り返りや社会科の学習等を 通じて改めてハザードマップや自身の避難 場所の確認をしたり、避難所について学習 したりした。 (保育課) ・保育所は防災計画に従い避難訓練を継続 して実施し、災害等に備える意識を高め る。また、保護者に対しても防災意識を高 めるよう周知する。併せて不審者対応への 訓練等を実施することで保護者に不審者へ の対応等についての周知徹底を図った。 ・直営3園においては携帯電話を活用し、保 護者への通信手段として迅速に情報提供す ることができた。	(防災安全課) ・自主防災組織は令和3年3月末時点で、 組織率が48.9%となっており、組織化率 が低い状況であるため、「自助・共助」 の取組を推進し、引き続き自主防災組織 の整備育成を図っていく必要がある。 (指導課) ・東日本大震災等から10年が経過して各 校の防災意識を見直し、改善しつつも、 風化させずに継続的に防災教育に努めて いく必要がある。特に学校・子どもたち と地域の関わりについて意識するよう指 導していく必要がある。たとえば、地域 の方と挨拶をするなど、日常的に地域と 関わっていくことが引き続き大切であ る。 ・今後も学習等の機会を捉え、防災教育 との関連性を持たせることが課題であ る。 (保育課) ・災害等に対する避難訓練の実施に併せ て、保育所職員と保護者にも防災意識を 高める必要がある。また、保護者には不 審者への対応等について、意識向上に努 めてもらう必要がある。さらには、風水 害に対する体制を見直す必要がある。	2,920	(防災安全課) ・災害時の子ども(乳幼児)の生活を考 慮した野田市地域防災計画の修正、備 蓄品の整備及び自主防災組織の設立を 推進し、自主防災組織の資機材整備に 対して助成を実施する。 ・安全安心メール防災情報の配信 (指導課) ・各学校における防災計画を作成し、 子どもの安全確保に取り組む。特に、 着実に避難訓練を実施するなど防災意 識を高め、児童生徒・教職員が一体と なった防災体制を作る。また、保護者 や地域住民とも一体となって、地域ぐ るみの防災体制を醸成する。 ・水害におけるハザードマップや避難 所に関する確認や学習をさらに進め る。 (保育課) ・保育所では防災計画に従い避難訓練 を実施し、災害等に対して備える意識 を高めるとともに、保護者に対しても 防災意識を高めるよう周知していく。 また、火災や地震だけではなく風水害 に対する訓練を実施し、併せて不審者 への対応訓練等を実施するとともに保 護者への周知徹底を図る。	4,793
139	P236	既存	子どもの施設や学 校付近・通学路等 における関係機関 等と連携した安全 点検及びパトロー ル活動の推進	指導課、保 育課	(指導課) ・学校警察連絡協議会等を通じて情報 を共有し、その情報を広く発信できる ように努める。 ・「子ども110番の家」の協力を広 める。 ・学校からの要請でスクールサポー ターの派遣を依頼する。	(指導課) ・コロナ禍で、会議等が中止となった が、紙面等で情報共有することができ た。 ・地域に合わせた安全指導として、各小 学校のPTAが、登下校の見守りサポー トや横断歩道での旗振り係を実施した。 ・登校時のスクールゾーンでは、交通安 全協会の方の安全指導を実施した。また 地域の方の協力のもと、登下校時のパト ロール活動の推進をした。 ・不審者情報等については各課と連携を とり情報を共有し、必要に応じて各校や 関係機関に情報を提供した。 ・登下校の安全指導は各校において実情 に応じて行った。 ・学校警察連絡協議会、生徒指導主任連 絡会で情報を共有し、各校の生徒指導に 活用した。	(指導課) ・緊急事態宣言中は、不審者の発生件 数が減少した。 ・登下校時における、保護者の車の送 迎について課題があった。 ・学校警察連絡協議会、生徒指導主任 連絡会での情報共有により、関係する 学校が連携をとって問題行動に対応す ることができた。 ・緊急事態宣言中、市スクールサポー ターが市内の公園やゲームセンターな どの見守りを行った。	11,427	(指導課) ・地域に合わせた安全指導とし て、各小学校のPTAが、登下 校の見守りサポートや横断歩道 での旗振り係を実施する。 ・登校時のスクールゾーンで は、交通安全協会の方の安全指 導を実施する。また地域の方の 協力のもと、登下校時のパト ロール活動の推進をする。 ・不審者情報等については各課 と連携をとり情報を共有し、必 要に応じて各校や関係機関に迅 速に情報を提供する。	11,849

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
140	P238	既存	被害にあった子どもの保護の推進	子ども家庭総合支援課、指導課	・児童が被害にあった場合、被害の種類や状況により、要保護児童対策地域協議会の各関係機関と連携し、児童の安全確保を最優先とし児童相談所へ送致する。 重篤な虐待や犯罪被害に関する相談・通告には、警察や児童相談所と連携し、迅速かつ適切な対応を行う。	・市で虐待を把握したケースで、一時保護や専門的対応が必要と判断しケースを児童相談所へ送致した人数 21人 うち、一時保護された人数 10人 うち、3月末現在一時保護解除人数 9人	・柏児童相談所、市内部、学校、関係機関相互の連携不足が判明したことから、要保護児童対策地域協議会における、実務の中心的役割を担う実務者会議の抜本的見直しを行い、関係機関の連携強化を図ったところであるが、今後もさらに児童の安全を第一に考えた支援を検討していく必要がある。 ・市には一時保護の権限がないことから、一時保護を視野に入れた柏児童相談所への送致依頼をするとともに、関係各課の役割分担についても明確にした支援計画に基づく支援を徹底する必要がある。	0	・児童虐待に関する情報提供等があった場合、48時間以内に子どもを目視により直接確認するとされているが、野田市においては原則当日に行うこととし、柏児童相談所職員の同行、同席も依頼する。 ・緊急を要する虐待や犯罪被害の対応に当たり児童の安全確保を最優先にし、ほかに優先する手段を取る明確な理由がない場合、直ちに立入調査・一時保護を児童相談所または身柄付き送致を警察署に要請する。	0
141	P241	既存	児童虐待防止対策の強化	子ども家庭総合支援課、指導課	・「野田市児童虐待防止総合対策大綱」に基づき、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に当たり、子育て支援事業との連携と要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携等により、児童虐待防止の推進を図る。 ○母子保健事業との連携と子育て支援事業を活用した虐待の未然防止の推進 ○要保護児童対策地域協議会による要保護ケースの進行管理及び実務者会議、個別支援会議の充実 ○虐待通報受理後、原則として当日に安全確認を行うことの徹底 ○学校等から依頼があった場合の、警察官〇Ｂの同行訪問の実施 ○ポスター展の開催などによる虐待防止啓発事業の実施 ○児童虐待相談受付電話「子どもＳＯＳ」の運営 ○進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報交換 ○毎月開催される民生委員・児童委員地区定例会での情報共有	・要保護児童対策地域協議会の運営 代表者会議2回 実務者会議12回 個別支援会議61回。 ・児童虐待相談受付件数 466件 ・進行管理件数（延べ人数） 711人 ・進行管理台帳に登録されている子どもで学校・保育園等に所属している場合、所属機関と毎月1回書面による情報交換 ・乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認について 子ども家庭総合支援課への情報提供件数 42件 安全確認、出国確認等により対応済みの件数 42件 ・児童虐待防止推進月間の取り組み ・「わたしの願う家族・家庭」ポスター展応募総数304点（小学校304点・中学校0点） 優秀作品を市ホームページにて公開 ・児童虐待防止ステッカー等を公用車及び市内タクシー事業所の車両に装着し児童虐待防止意識の向上を図った。 ・児童虐待を伴うＤＶ相談件数 令和2年度新規ＤＶ相談71件中 33件	・要保護児童対策地域協議会実務者会議を抜本的に見直し、主担当や関係機関の役割分担、個々の案件の具体的な支援方針を決定する個別支援会議開催の必要性を議論する場に改めるとともに、必要に応じ積極的に個別支援会議を開催することで、関係機関の情報共有、支援の検討、スケジュールの確認等を行い、情報連携の強化を図ったが、支援スケジュールの更新等徹底されていない部分もあることから、引き続き情報共有及び連携の強化を図っていく必要がある。 ・受理した1ケースごとに重篤性の判断が軽くなるよう確実にリスクアセスメントをする必要がある。	0	・「野田市児童虐待防止・ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」の策定 ・野田市児童虐待防止対応マニュアル（児童相談所編）、（学校編）、（保育所・幼稚園・学童編）の見直し（随時） ・野田市児童虐待防止対応マニュアル分冊（母子保健編等）の作成 ・母子保健事業との連携と子育て支援事業を活用した虐待の未然防止の推進 ・要保護児童対策地域協議会による要保護ケースの進行管理 ・虐待通報受理後、原則として当日に安全確認を行うことの徹底 ・学校等から依頼があった場合の、警察官〇Ｂの同行訪問の実施 ・毎年実施してきたポスター展等の啓発活動以外にも、今までにない野田市としての特色を全面的に出した、イベント等を開催するなど、児童虐待防止推進月間の充実 ・進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報交換 ・毎月開催される民生委員・児童委員地区定例会での情報共有	0
142	P243	新規	子ども家庭総合支援拠点	子ども家庭総合支援課	・子ども家庭総合支援課を、児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点として位置付け、18歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦を切れ目なく継続的に支援することで、子育ての孤立化を防ぐとともに、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結びつけている。 ・従来から実施している家庭児童相談室の相談業務も併せて実施している。	子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）対応件数（巡回相談含む） 相談件数 851件 うち要保護以外 658件 要保護 193件	子育て世代包括支援センター（保健センター・関宿保健センター）との情報共有、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じた連携を行っていく必要がある。	0	広く市民に子ども家庭総合支援拠点事業を周知し、18歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦への切れ目なく継続的な支援施策を充実させるとともに、相談者に応じた地域資源の活用等につなげることで、児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図る。	0

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
143	P244	新規	子育て短期支援事業	子ども家庭 総合支援課	・保護者の子育て支援、要保護児童対策の一環として、保護者の入院などにより家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、委託先の児童養護施設晴香園で宿泊又は日帰りで一時的に子どもを預かる。	利用人数 10人 利用日数 61日	利用者数の伸び悩みがあり、保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の母子保健事業との連携や、子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）での相談等から、積極的に支援につなげていく必要がある。	2,485	保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の母子保健事業との連携や、子ども家庭総合支援拠点及び家庭児童相談室の相談業務から、子育て短期支援事業につなげ、児童虐待の予防・早期対応を図る。	2,673
144	P246	既存	千葉県柏児童相談所との情報の交換・連携	子ども家庭 総合支援課	・要保護児童対策地域協議会実務者会議では、毎月、全ケースについて情報交換を行うとともに、個々の案件の具体的な支援方針を決定する個別支援会議開催の必要性を議論し、個別支援会議の開催が必要となった案件については、速やかに開催し、関係機関の情報共有、支援の検討、支援スケジュールの確認等を行うことで、情報連携の強化を図る。	援助依頼人数 23人（23人） 送致人数 21人（21人） 一時保護人数 58人（63人） うち市送致 10人（10人） 他機関送致 48人（53人） 一時保護解除人数 60人（62人） ※（）内は延べ人数	・新規及び継続中の困難ケースへの対応に関して、専門性の高い見解や援助技術についての助言を受け処遇方針を決定している。 ・令和元年度に策定した、柏児童相談所との連携に特化した、「野田市児童虐待防止対応マニュアル（児童相談所編）」を活用し情報の共有及び連携の強化を推進している。	0	・今後も継続して相談業務に必要な専門性の高い見解や援助技術についての助言や情報を取り入れる。 ・令和元年度に策定した、柏児童相談所との連携に特化した、「野田市児童虐待防止対応マニュアル（児童相談所編）」を活用し情報の共有及び連携の強化を推進するとともに、マニュアルの運用にあたり修正や加筆等の必要がある場合は随時対応する。	0
145	P248	既存	要支援家庭の早期発見・早期対応	子ども家庭 総合支援課、保健センター	・乳幼児健康診査や相談等の母子保健事業において、未受診の理由や背景等が把握できない等虐待発生のリスクが高いと考えられるケースなど、支援に関して検討を要する家庭の早期発見に努める。 ・所在を確認できない児童の早期把握のため、関係機関との連携体制を強化する。 ・家庭訪問等で保護者の不安や訴えを受け止め、家庭環境等に配慮しながら必要時早期に「育児支援訪問事業」につなげる等、関係機関と連携して支援し、虐待の予防に努める。 ・養育支援が必要と思われる家庭について、早期に情報を共有して、サービスの検討を行い、効果的な育児支援ができるよう関係機関と連携をとる。	・乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認について 子ども家庭総合支援課への情報提供件数 42件 安全確認、出国確認等により対応済みの件数 42件 乳幼児健康診査受診率 事業番号69を参照 ・育児支援家庭訪問事業につないだ件数1件	・ハイリスクケースの母子等に対しては保健師・助産師等による妊娠期からの家庭訪問等による育児サポートとともに、乳幼児健康診査の場における母親の育児不安や親子関係の状況、未受診児の状況の共有及び把握に努め、継続して支援する必要がある。 ・健診未受診者がいる現状は変わらないが、健診を受診しない理由を把握し、支援の必要性も未受診対応の中で検討している（保健センター） ・早期発見のためには、地域の声も大切であることから、更なる啓発活動の推進を図る必要がある。	0	・虐待につながりやすい兆候があると思われる要支援家庭を早期に把握し、育児支援家庭訪問事業につなげる等、関係機関との連携を更に強化する。 ・乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況の早期把握のため、関係機関との連携体制をさらに強化する。 ・要支援と考えられる家庭について、関係機関と情報を共有し、継続的で適切な支援につなげる。 ・通告を受理した場合は、国が規定する48時間以内ではなく、当日に即対応する。 未受診対応を引き続き徹底して行う。（保健センター）	0
146	P248	既存	乳児家庭全戸訪問事業・妊婦訪問事業	保健センター	【事業番号8再掲】					

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
147	P250	既存	ひとり親家庭等の 情報提供・相談機能・支援体制の充実	児童家庭課	・ひとり親家庭等に対する自立支援策について、市報、ホームページ、児童扶養手当の窓口を活用し、広報啓発を行うほか、母子・父子自立支援員による情報提供や相談の充実に努める。 ・母子寡婦福祉会の各種イベント等の団体事業を通じ、会員相互の交流や情報交換等の機会の拡充を図る。	〔2年度実績〕 ・母子家庭、父子家庭相談：809件 ・婦人相談：128件 ・市報及び市ホームページに相談事業及び助成制度を掲載 ・「ひとり親家庭支援のしおり」（令和2年11月改訂版）作成 主な内容 ひとり親家庭支援に係る、相談、経済的支援、居住支援、就労支援、育児生活支援の各種事業、助成等の案内。 ・個別事業のリーフレット作成 ひとり親家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭の就業支援事業、ひとり親家庭等ふれあい交流事業（そば打ち、お菓子作りなど）、就業支援講習会などの各種事業、助成等の案内 ・母子・父子自立支援員研修会（令和3年2月19日開催） 内容：パーソナルサポートセンターの業務について 講師：パーソナルサポートセンター職員 ・ひとり親家庭情報交換事業の実施（野田市母子寡婦福祉会に委託全1回実施） 参加者合計11人	・離婚直後の時期にひとり親家庭等に対する支援策についての的確な情報提供を行なう必要がある。 ・ひとり親家庭等は離婚直後の不安定な時期に一人で悩みを抱えることが多いため、引き続き母子寡婦福祉会への加入促進を図る必要がある。 ・「ひとり親家庭情報交換事業」について事業の周知を図り、新規企画検討や参加促進に努める必要がある。また、若い会員のリピーターも多いことから、さらにリピーターを増やし母子寡婦福祉会の新規会員の獲得に努める。 ・イベント系事業については、母子寡婦福祉会の協力により、ひとり親家庭の様々な交流の場が設けられたが、近年では、新規会員が増えていないため子どもの年齢が上がっていることから子どもの年齢を考慮したイベント内容への再編を検討する必要がある。	6,042	・市報、ホームページ、「ひとり親家庭支援のしおり」等により各種支援策の情報提供を積極的に行う。あわせて、早期の段階での確な支援を行うため、国の新しい施策や、各種支援策について児童扶養手当現況届出時等に情報提供に努めるとともに、母子・父子自立支援員が個々の状況に応じた相談を行うことで、自立に向けた意欲の向上を図る。 ・市報、HPによる広報啓発 ・母子・父子自立支援員による情報提供 ・ひとり親家庭支援のしおり改訂（R3.6） ・ひとり親家庭就業支援事業のご案内改訂（R3.6） ・母子寡婦福祉会の協力を得て実施している「ひとり親家庭情報交換事業」において、引き続きひとり親同士の交流に努める。 ・イベント系事業では、子どもの年齢を考慮したイベント内容への再編とあわせ、会員増につなげるための施策を検討する。	6,520
148	P252	既存	ひとり親家庭等の 就労支援の拡充	児童家庭課	・ハローワークや市の無料職業紹介所等と連携し、母子・父子自立支援員がひとり親家庭個々の実情に応じてきめ細かく支持し、就業に結びつける母子・父子自立支援プログラム策定事業を推進する。 ・職業訓練センターを活用した就業支援講習会を開催し、就労や収入増に向け、ひとり親家庭のスキルの向上を図る。 ・平成28年7月から母子・父子自立支援員がひとり親家庭から就職希望の多い業種の事業所を選定・訪問し、ひとり親家庭の雇用への理解及び雇用促進奨励金制度の啓発活動を行い、就労相談の際に訪問した働きやすい環境の事業所などの情報提供を行う。 ・自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業等の支給により、ひとり親家庭を支援する。	・ハローワークや市の無料職業紹介所と連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓と雇用啓発を行った。なお、事業の見直しを行い、平成28年7月から、ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動に変更した。(R2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止) ・母子・父子自立支援プログラム策定事業（14人策定のうち、父子家庭の父 0人） 就業実績 正規雇用：4人 非正規雇用：10人 ・就業支援講習会 【パソコン】 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 【日商簿記3級】 受講者数 8名 うち資格取得者数 1名 【医療事務】 受講者数 5名 うち資格取得者数 3名 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 1人に支給：介護福祉士実務者研修1人 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 母子家庭等高等職業訓練促進給付金 支給人数：14人 資格の種類：看護師4人、准看護師2人、社会福祉士2人、美容師2人、保育士1人、歯科衛生士1人、理容師1人、精神保健福祉士1人 母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金 支給人数：2人 就業実績：正規2人 ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 受講修了時給付金 実績なし 合格時給付金 実績なし	・ひとり親家庭等については、依然として雇用環境と経済的な状況が厳しいため雇用と収入の増に結び付く情報の開拓に努める必要がある。 ・事業の見直しを行ったひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動では、訪問する事業所の職種や、情報提供の方法を検討する必要がある。 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業について、個々のニーズに応じてきめ細かな就職支援を実施し、雇用促進に効果を上げた。 ・職業訓練について、受講者が意欲的に取り組み資格取得率も高い結果となった。資格を活用できる職種への就業に結びついている現状があり、ひとり親家庭の就労支援として一定の効果があると考えられる。また、元年度からはパソコンだけではなく、日商簿記3級及び医療事務についても実施し、多様なニーズに対応している。 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業は、長期の修学期間を支援することで高度な技能を習得できる本事業は、正規雇用に結び付いた実績を挙げており、より高い収入と安定した雇用を得ることに効果的であることから、今後も周知に努める必要がある。 ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、親の学び直し及び児童の進学を支援し、ひとり親家庭の自立及び福祉の増進に寄与するため、事業の周知に努める必要がある。	22,455	・引き続き、ハローワークや市の無料職業紹介所と連携を図るとともに、野田市パーソナルサポートセンターと児童家庭課の母子・父子自立支援員との連携により、自立に向けた総合的な相談を行う。 ・ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動について、ひとり親就業支援事業において就業希望状況にあわせて職種を選定し、就業相談において情報を提供する。 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業について、平成28年4月より、アフターケアとして、同プログラムで設定した目標を達成した後においても、達成後の状況を維持し、又は更なる目標が設定できるよう、面談等の定期的な相談支援を実施する。 ・就業支援講習会について、就職希望の多い事務職に欠かせないスキルであるパソコン技能の取得に向けた講習を実施していくが、引き続きパソコンだけではなく簿記3級及び医療事務についても実施し、多様なニーズに対応する。 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業については、31年4月から雇用保険法の特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金が対象となり制度拡充されたことから、さらに利用の促進を図る。 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業について、3年度に限り、養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者が対象者となったことから、さらに利用促進を図る。 ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、2年4月から、受講終了時給付金の割合及び合格時給付金の割合が改正されたことから、引き続き事業の周知を図る。	29,209

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
149	P254	既存	ひとり親家庭等の 子育て支援の充実	児童家庭課	・ひとり親家庭等日常生活支援事業の 利用促進、ファミリー・サポート・セ ンター利用料助成制度の活用により、 ひとり親家庭等における育児負担や経 済的負担の軽減を図る。	・ひとり親家庭等日常生活支援事業 母子家庭、父子家庭、寡婦の方が技能習 得のための通学、病気などで一時的に支 援を必要とする場合などに、野田市母子 寡婦福祉会への委託により家庭生活支援 員を派遣し、子どもの保育をはじめとし た日常生活の支援を行った。 なお、保育所入所申請後の待機時の求職 活動中などに家庭生活支援員を派遣する 生活援助を平成23年10月から拡充してい る。更に、市の制度が、平成28年4月から 国の制度改正に伴い改正され、定期的な 就業上の理由による残業等についても支 援が拡大された。 ・子育て支援及び生活援助利用者数 〔2年度実績〕 子育て支援 2人延べ19日 116時間 (うち保育所待機時利用 実績なし) 生活援助 実績なし	・就業支援講習会や講演会、法律相談 の託児は予定が立てやすく支援員の協 力により適正に対応することができた が、急な要望の場合は、支援員の手配 が難しく対応できない現状もあること から、利用者の要望に応えられるよう 検討が必要である。 ・母子家庭等が安心して子育てをしな がら、求職活動や就業を行うため、保 育所入所申請時の待機時に対応できる よう23年10月より事業の拡充をした が、本事業のニーズはあるものの、27 年度から保育所でもひとり親家庭の優 先入所に加え、求職中や職業訓練中 についても入所要件が拡充されたため、 利用自体は減少しているが、当該事業 では利用負担額が安価であり、非課税 世帯では無料となることから、利用者 の経済状況も含め制度の周知が必要で ある。また、平成28年4月から、国の 制度改正に伴い、定期的な就業上の理 由による残業等についても支援が拡大 され、併せて周知を図る必要がある。	304	・本事業は、ひとり親家庭等が 安心して子育てしながら仕事や 求職活動をするために有効な事 業であり、更に市の制度が28年 4月から国の制度改正に伴い改 正され、定期的な就業上の理由 による残業等についても支援が 拡大されたことから、母子寡婦 福祉会や保育課等の関係機関と 連携し、事業の一層の周知に努 める。 ・利用者からの要望に応えるた め、個々の支援員の情報（資 格、対応範囲、対応時間）を データ化し、迅速で的確な支援 に繋げる。 ・R2年4月から、定期利用の対 象範囲が未就学児から小学生を 養育する家庭まで拡大されたこ とから、さらに周知を図る。	1,203
150	P255	既存	ひとり親家庭等の 居住支援の充実	営繕課	【事業番号90再掲】					
151	P255	既存	ひとり親家庭等の 養育費確保のため の支援の充実	児童家庭課	・養育費問題の解決を図るために、 「野田市版養育費取得のしおり」を作 成し、児童扶養手当等の申請窓口を通 じて説明を行うほか、母子寡婦福祉会 の取組による「無料法律相談事業」を 毎月1回実施する。また、弁護士による 「養育者等個別法律相談会」を実施す る。	・無料法律相談事業 〔R2年度実績〕 実施：11回 相談者：27名 相談員：法律専門家1名 ・養育費等個別法律相談会 〔R2年度実績〕 3回実施 ○実施日：R2年10月9日（金） 相談者：5名 相談員：弁護士1名 ○実施日：R2年12月6日（日） 相談者：5名 相談員：弁護士1名 ○実施日：R3年2月5日（金） 相談者：5名 相談員：弁護士1名	・依然として養育費を取得できるケ ースが少ないため、継続して養育費を安 定して取得するための施策が必要で ある。また、面会交流も活用し、養育 費の取得につなげることも必要であ る。 ・平日及び休日に養育費等個別法律相 談会と希望者には母子自立支援員によ る就労相談を併せて実施したことによ り、よりの確にニーズに応えることが できた。また、30年度から開催回数を 1回から3回へと複数回に増やしたこ とにより、的確にニーズに応えること ができた。 ・弁護士による無料の個別法律相談が 受けられる貴重な機会であるため、児 童扶養手当の通知や窓口などの機会を 捉えて、積極的に周知していく必要が ある。	83	・母子父子自立支援員との相談 から母子寡婦福祉会が取り組む 月1回の「無料法律相談」と 「養育費法律相談」を連携さる ため、引き続き、相談回数を増 やし複数回開催する。なお平日 に開催してほしいとの意見に応 え、引き続き平日開催も実施す る。 ・養育費の取得の向上は、児童 扶養手当の削減につなげること ができるため、日常の母子・父 子自立支援員の相談の際や、児 童扶養手当現況届の受付の際 に、養育費の取得状況を聞き取 るなどして、法律相談の一層の 事業周知に努める。	83

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2 年度実績	評価及び課題	2 年度決算額 (千円)	3 年度の事業内容	3 年度当初 予算額(千円)
152	P256	既存	ひとり親家庭等の 経済的支援の充実	児童家庭課	・ 所得の低いひとり親家庭等や父又は母のいない子を養育する祖父母などの養育者に対し、「児童扶養手当」や野田市独自の「養育者手当」などの支給により生活基盤を支えるための支援や、医療費による経済的負担の軽減を図る「ひとり親家庭等医療費助成」による支援に努める。 ・ 養育者支援手当については、平成26年12月の法改正により児童扶養手当の一部が支給対象となる公的年金を受給する養育者についても引き続き支援ができるよう、条例の改正を行った。	・ 児童扶養手当 離婚などにより父親又は母親と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の推進を図った。 〔R2年度実績〕 受給者数 1,167人 支給総額 596,112,500円 ※父子家庭支援手当については、平成22年に児童扶養手当が改正され父子家庭の父も同手当の支給対象となったことを受けて、廃止した。 ・ 養育者支援手当（22年8月創設） 父母等の離婚等により、父親及び母親と生計を同じくしていない児童を養育しているが、公的年金を受給している養育者、精神的負担の軽減と児童の福祉の推進を図った。 〔R2年度実績〕 受給者数 5人 支給総額 2,796,400円 ・ ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭等の母、父または養育者及びその子が医療費等の給付を受けた場合に保険診療に係る自己負担の一部又は全部を助成し、ひとり親家庭等の経済的負担及び精神的不安感軽減を図った。 〔R2年度実績〕 現物給付 3,126件 10,098,684円 償還払 6,991件 19,617,960円 合計 10,117件 29,716,644円	・ 児童扶養手当について相談窓口で制度の周知を図り適切に支給するとともに、事実婚などにより返還金が生じている受給者については、返還計画に基づき着実に返還を履行するよう指導していく必要がある。 また、返還金の発生については、年1回の現況届の聞き取りも行うが、発見が遅れるほど返還金が多額となってしまうため、早期発見の必要がある。 ・ ひとり親家庭等医療費助成について、令和2年11月診療分から、現物給付を実施し、自己負担金を300円に改正し、ひとり親家庭等の福祉の向上を図った。	629,923	・ 児童扶養手当や父母のいない児童を養育する公的年金を受給する養育者に支給する市独自の養育者支援手当などの制度について、適正な受給資格の認定を行うとともに、的確な情報提供と周知とあわせ、円滑な支給を行う。 ・ 返還金の発生の早期発見のため、現況届時の聞き取りを強化する。 ・ 返還金の滞納者については、督促、電話連絡を行っているが、福祉事業の観点から、滞納者の状況確認も含めた訪問を実施し、訪問による面会や不在の場合は通知連絡を行い接触の機会、納付を促していく。 ・ 令和3年3月分（令和3年5月支払）から障害年金を受給しているひとり親家庭が児童扶養手当を受給できるように見直す制度改正がされたことから、周知するとともに適正な支給を行う。 ・ 児童扶養手当現況届の手続等について、平成30年度からマイナポータル（子育てワンストップサービス）を利用した受付予約を行い、利便性の向上に努める。 ・ ひとり親家庭等医療費助成について、令和2年11月診療分から現物給付を実施し、自己負担金を300円に改正したことから、周知を図る。	648,823
153	P258	既存	障がいに関する理 解促進	障がい者支 援課	・ 共生社会の理念を普及するとともに、障がいのある人に関する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めるため、各種行事を中心に幅広い層の参加による啓発活動等を推進する。	・ 子ども釣大会と障がい者釣大会の同時開催の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。 ・ 障がいのある人ない人との交流を目的としたサンスマイルの事業を支援する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。	障がいのある人に対する理解を深めるには、出来るだけ早い時期から障がいのある人となない人が地域等様々な場において交流する機会が必要であるため、開催に当たっては支援を継続する。	0	・ 2年度と同様に障がい者釣大会及びサンスマイルの事業の支援を予定していたが中止となった。	2,357 （内訳） 障がい者釣大会補助金 757 自発的活動支援事業補助金 1,600
154	P259	既存	障がいのある子の 外出支援の促進	障がい者支 援課	・ 障がいのある子の社会活動の範囲を広めるため、登録事業所の拡充、市内事業者に対して車いすやストレッチャー対応の福祉センターの導入を働きかける。 ・ 移動支援の対象となる外出内容の拡充を図る。	・ 福祉タクシー事業者は63事業者で、内リフト付き・ストレッチャー対応の事業者は43事業者となっており、子どもの利用登録者は74人。 ・ 子どもの移動支援利用実績は26人	・ 令和元年度実績に比べて福祉タクシー登録事業者は3事業者増加、リフト付き・ストレッチャー対応の事業者は3事業者増加した。 ・ 今後も移動支援事業の利用の促進を図る必要がある。	44,190 （内訳） 福祉タクシー協力費 2,210 福祉タクシー利用者 助成金 4,384 移動支援給 付費 37,596	・ 障がいのある子の社会参加の拡大のため、登録事業者の拡充や車いすやストレッチャー対応の福祉タクシーの利用の促進を図る。	45,281 （内訳） 福祉タクシー 協力費 2,885 福祉タクシー 利用者助成金 5,495 移動支援給付 費 36,901

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
155	P260	既存	障がいのある子の 相談体制の充実	障がい者支 援課、子ど も支援室	・障がい者総合相談の機能を障がい者 支援課に置き、一般的な相談、当事 者・関係者相談を実施する。 ・障がい者基幹相談支援センターを中 心とした地域の相談支援体制の整備を 推進し、連携の向上を図る。 ・相談支援事業所に相談支援業務を委 託し、障がい特性に配慮した相談を行 う。 ・障がい者相談による障がいのある人 の生活全般に関する相談を実施する。	・障がい者支援課の障がい者総合相談実 績 269件 ・障がい者基幹相談支援センターの相談 実績 2,820件 ・相談支援委託業務事業所の相談実績 3,228件 ・障がい者相談員11人による相談実績 403件	・地域生活支援拠点運営会議を開催 し、障がい者基幹相談支援センターの 運営について検証を実施した。 ・相談支援事業及び障がい者相談員に よる相談は、障がいのある子の保護者 を含め多く利用された。	28,016 (内訳) 基幹相談支 援センター 等業務委託 21,780 相談支援業 務委託 5,792 相談員報償 金 264	・地域生活支援拠点運営会議に おいて、障がい者基幹相談支援 センターの運営について検証し 機能の充実を図る。 ・相談支援委託業務及び障がい 者相談員による相談事業を継続 します。	30,152 (内訳) 基幹相談支援 センター委託 料 22,604 相談支援業務 委託 7,084 相談員報償金 264
156	P261	既存	心理相談の充実	子ども支援 室	・子ども支援室の心理士が早期に相談 を実施し、必要時継続支援を行い、切 れ目ない支援をする。 ・相談後関係機関と連携し継続支援に つなげる。	・子ども相談(心理相談) 延829人 ※母子保健係と子ども支援室受付分含む	・子ども相談では、発達に課題のある 児に対し、療育を受ける必要性のある 児へ児童発達支援の利用案内を実施。 また、ことばの発達や発音等の課題の ある子どもに対しても療育や、必要時 ことば相談室に繋げた。	0	・保健センター等が保護者から 子どもの発達面での相談を受 け、支援が必要と思われると き、子ども支援室及び障がい者 支援課を案内していく。	0
157	P262	既存	ことば相談室の機 能の充実	保育課	・市内在住の就学前児童について、言 語発達遅滞、吃音等の児童への個別指 導を行い、保護者からの相談に応じ、 子育て支援の促進を図るとともに、利 用希望ニーズに留意し、相談日数、相 談員を確保する。また、就学に際して は学校との連携により、相談業務のス ムーズな意向を行う。 ・「子ども支援室」との連携により適 切な支援を図る。	令和2年度 利用人数 延べ利用件数 野田ことば相談室 84人 707件 関宿ことば相談室 42人 274件 ・「就学に向けての学習会」 参加人数16人 ・その他、研修等への参加を通じて指導 員等の資質向上と総合的な機能の強化を 図りたかったが、新型コロナウイルス感 染症予防で研修会が中止となり、研修を 受けることができなかった。。	・適正な指導訓練について、多くの希 望者に対し適切に行ったが、利用ニー ズの高まりに応えるため、引き続き機 能の充実が求められている。また、言 語発達遅滞以外のコミュニケーション 障がいや集中できない等の発達障がい の疑いのある利用者も含めて、言語発 達遅滞として一括した指導を継続しつ つ、子ども支援室とことば相談室との 連携等について、今後も検討していく 必要がある。	12,277	・新型コロナウイルス感染防止 対策を講じ、引き続き、市内在 住の就学前児童について、言語 発達遅滞、吃音等が見られる言 語障がい児童に対して個別指導 を行うとともに、保護者からの 相談に応じることで子育て支援 の促進を図る。また、就学に際 しては学校との連携により相談 業務のスムーズな移行を行うと ともに、発達障がいの疑いがある 就学前児童について、関係機 関と連携して取り組めるよう検 討する。 ・発達障がいのある利用者への 適切な支援をするために、子ど も支援室とことば相談室との連 携等について、引き続き検討す る。	12,492
158	P262	新規	子ども支援室による 支援の推進	子ども支援 室	【事業番号79再掲】					

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
159	P263	既存	障がい児教育の推進	指導課、子ども支援室	・特別支援教育に関する研修会を企画・実施し、専門性・資質を高める。 ・年間3回野田市特別支援教育連携協議会を開催し、関係機関の連携を図る。(1回目は中止。) ・学校の要請により、専門家チームを派遣し、学校の支援体制づくりをサポートする。 ・ユニバーサルデザインの視点を持った教育を展開するため、尾崎小学校をユニバーサルデザイン教育において研究校として指定し、市全体として誰にとってもやさしい教育を目指す。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、教育委員会主催の集合型の研修会は実施できていない。特別支援学級・通級指導教室新任担当者の研修会では、要請のあった学校を訪問した。 ・野田市特別支援教育連携協議会は10月に実施できた。(5・2月は資料送付)福祉と教育の連携上における成果と課題を共有した。 ・学校の要請に応じ、専門家チームを派遣し、学校の体制づくりをサポートした。(5回目は中止。) ・R3年度に就学予定児の保護者に対し、特別支援学校の協力のもと、あさひ育成園及びこだま学園の就学説明会を7月初旬に開催した。保護者からの就学相談等に応じ、就学に繋がるよう支援を実施した。	・市内小中学校においては、新学習指導要領への移行もあり、特別な配慮が必要な児童・生徒の教育支援計画の作成・活用が進んできた。 ・教職員を対象にした特別支援教育の集合型の研修会は実施できなかった。障がいに対する理解やユニバーサルデザインの視点を取り入れた学習展開を研修に取り入れた学校があり、指導課職員も参加し、共に学ぶことができた。 ・専門家チームを派遣することで、支援を必要とする児童生徒の学習支援や環境づくりを進めることができた。 ・就学予定児の殆どは、就学相談後、スムーズに進路を決定することができた。集団での学校見学ができなかったため、今後、要検討である。 ・幼、小中学校の通常学級を含めた教員の専門性の向上を図れるように、今後も継続して取り組む。	20,242	・新型コロナウイルス感染症の予防を配慮しながらも、可能な限り特別支援教育に関する研修会を企画・実施し、専門性・資質を高める。 ・年間3回野田市特別支援教育連携協議会を開催し、関係機関の連携を図る。 ・学校の要請により、専門家チームを派遣し、学校の支援体制づくりをサポートする。 ・各学校において、ユニバーサルデザインの視点を持った教育を展開できるように周知を図り、市全体として誰にとってもやさしい教育を目指す。	21,231
160	P264	既存	障がいのある子が日中活動や社会との交流の機会を提供する施設支援の充実	障がい者支援課	・地域活動支援センターに対して、本市に居住している障がいのある人等の利用者数に応じて運営費の補助を行い、利用者に対する支援の充実と促進を図る。 ・日中一時支援事業の実施により、障がいのある子の日中における活動の場を確保する。 ・各種専門支援への研修会等の啓発により、専門職員等の配置を推進し、利用者に対する支援の充実と促進を図る。	・地域活動支援センター7か所に運営費補助を実施した。 ・子どもの日中一時支援利用実績57人 ・各種専門支援への研修のため、喀痰吸引研修を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となった。	・地域活動支援センターに対し、運営費を補助することにより利用者に支援の質及び事業所の運営を確保した。 ・将来にわたって様々な障がい福祉に関する事業を実施していくため専門性を高めるための研修を実施していく必要がある。	98,955 (内訳) 地域活動支援 センター補助 金 64,228 一時支援給付 費 36,103	・地域活動支援センターの運営費補助を継続し支援の質の確保、事業所の運営を確保する。 ・日中一時支援事業について、重症心身障がい児者の費用単価を従来より加算し、事業者に対象者の受け入れを促す。 ・研修の実施については、新型コロナウイルス感染症の状況を注視するとともに実施機関と協議しながら実施を検討する。	111,082 (内訳) 地域活動支援 センター補助 金 75,577 一時支援給付 費 34,805 喀痰吸引等研 修委託 700
161	P265	既存	機能訓練や医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実	障がい者支援課、子ども支援室	・あさひ育成園において、市の作業療法士及び理学療法士による機能訓練を実施する。	・あおい空において、医療的ケアが必要な子どもが利用できる日中一時支援を実施した。利用実績0件 ・市内医療機関の地域包括ケア病棟を利用した場合にかかる費用の一部を助成する事業を実施した。利用実績0件 ・災害時等の停電に備え、発動発電機の購入助成を実施した。利用実績0件	・必要とされる事業を実施したが、新型コロナウイルス感染症の拡大で外出が控えられた影響により、実績がなかったと考えられる。	31,628	・あさひ育成園において引き続き市の作業療法士及び理学療法士による機能訓練を実施する。 ・利用実績が少ない事業について、障がい福祉ガイドブックや市のホームページで周知を図る。 ・あおい空において、医療的ケアが必要な子どもが利用できる日中一時支援を実施する。 ・市内医療機関との連携を図り、緊急時の受入れを実施する。 ・災害時等の停電に備え、医療的ケアに必要な機器に必要な発動発電機の購入助成を実施する。	33,275

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
162	P266	既存	障がいのある子の生活支援	障がい者支援課	・重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある子の居宅に訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援を実施する。 ・障がいのある子の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付又は貸与を実施する。	・居宅訪問型児童発達支援の利用実績0件(0人) ・日常生活用具給付利用実績330人 ・小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付利用実績1人	・居宅訪問型児童発達支援の実施事業者が少ない状況である。	31,659 (内訳) 日常生活用具給付費 31,628 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付費 31	・居宅介護事業者の拡充を支援するほか、サービスを必要としている人に必要なサービスが提供できるよう努める。	33,324 (内訳) 日常生活用具給付費 33,275 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付費 49
163	P267	既存	施設サービスの充実	障がい者支援課	・あさひ育成園及びこだま学園は、指定管理者制度により福祉型児童発達支援センターとして児童発達支援を行っており、こだま学園では、障がい児相談支援、保育所等訪問支援を実施する。	・あさひ育成園利用者12人 ・こだま学園児童発達支援 利用者36人、障がい児相談支援 利用者143人、保育所等訪問支援 利用者7人	・あさひ育成園、こだま学園ともに年度途中で入園を希望するケースもあり、指定管理者と連携し、年間を通して年間希望者を受け入れできる体制の充実を図る。 ・こだま学園の利用者が増加しており、受け入れ対策が必要となっている。	135,610 (内訳) あさひ育成園指定管理料 32,923 こだま学園指定管理料 102,687	・あさひ育成園、こだま学園で児童発達支援を実施する。	(内訳) あさひ育成園指定管理料 34,486 こだま学園指定管理料 108,483
164	P268	既存	福祉カー貸出事業の充実	社会福祉協議会	・障がい者(児)及び高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、車いす対応普通車(ミニバン)及び車いす対応軽自動車の貸し出しを行う。	貸出実績 ・車いす対応軽自動車 216件 ・車いす対応普通自動車 54件	・市民への認知度が高まっており、引き続き適切な利用の周知と更なる利用促進に努める。	1,839	・引き続き障がい者(児)及び高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、車いす対応普通車(ミニバン)及び車いす対応軽自動車の貸し出しを行う。	1,167
165	P269	既存	車椅子等貸出事業の充実	社会福祉協議会	・市民に対して無料で車いすを貸し出す。(一時的な使用に限る)	・貸出実績 293件	・貸出待機者もなく、円滑な貸し出しが実施できた。 ・台数に限りがあるため、引き続き適切な利用の周知を図る。	126	・引き続き在宅介護者に対する支援事業として、市民に対し無料で車いすの貸し出しを行う。(一時的な使用に限る)	168
166	P272	既存	男女共同参画の視点に立った意識改革の推進	人権・男女共同参画推進課、子ども家庭総合支援課	【事業番号104再掲】					

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
167	P272	既存	雇用環境の整備・充実	児童家庭課、商工観光課	・野田地域職業訓練センターを活用した就業支援講習会による、ひとり親家庭の職業スキルの向上と資格取得を始め、野田市雇用促進奨励金制度、女性の就職活動支援講座の実施等により雇用環境の充実を図る。 ・母子家庭等就業・自立支援事業については、就業実績等の事業効果を検証しながら、引き続きより効果的な講座の実施に努める。 ・国の新たな施策を注視しつつ、雇用促進奨励金制度の周知や女性のための就職活動支援講座を実施し、就労支援に努めるとともに仕事と家庭の両立支援セミナーを実施し、雇用環境の整備・充実を図る。 ・ハローワーク等の関係機関との連携を図りつつ、一層の周知を図るとともに、若年者を対象とした「ジョブカフェのだ（就職活動支援講座）」の開催等を通じて雇用の確保に取り組む。	・母子家庭等就業自立支援事業（就業支援講習会） 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方を対象に、就業に結びつく技能の習得、資格を身に付けることを目的とした就業支援講習会を野田地域職業訓練センターに委託して年3回実施し、自立の促進を図った。 （R2年度実績） ○5月開講コース（パソコン） ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1回中止 ○9月開講コース（日商簿記3級） R2. 9. 3～R2. 11. 12 受講者：8人 ○12月開講コース（医療事務） R2. 12. 1～R3. 3. 20 受講者：5人 合計13人 （うち資格取得者 日商簿記3級1人、医療事務3人）	・受講者が意欲的に取り組み資格取得率も高い結果となった。資格を活用できる職種への就業に結びついている現状があり、ひとり親家庭の就労支援として一定の効果があると考えられる。また、元年度からはパソコンだけではなく、日商簿記3級及び医療事務についても実施し、多様なニーズに対応している。 ・雇用促進奨励金制度については、ホームページへの掲載やチラシの配布等により周知を図り、活用の促進に努めた。	①1,062	・引き続き、就職希望の多い事務職に欠かせないスキルであるパソコン技能の習得に向けた講習を実施していくが、引き続きパソコンだけではなく簿記3級及び医療事務についても実施し、多様なニーズに対応する。	①1,764
168	P273	既存	社会教育における男女平等教育の推進	公民館、生涯学習課	・「男性の料理教室」など、男性の生活上の自立を図っていくための講座を公民館において開催する。 ・引き続き、楽しみながら調理実習を行う中で、男性の生活上の自立を図る。さらには、調理講習に限らず男性の生活上の自立を図り、子育て支援の一環としても実生活に即した講座の開設に努める。	【新型コロナウイルス感染症対策により中止】 ・生涯学習センター 「男の料理教室」全3回 ・関宿中央公民館 「やる気じゅうぶん！男の料理教室」全5回	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会食の自粛や調理室の使用禁止等により、料理教室の開設は中止となった。	0	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため公民館等における調理活動の利用を禁止している現状においては、料理教室の開設は難しい。 ・調理実習に限らず、これまで主に女性が担ってきた家事などを男性に楽しみながら学んでもらい、家庭での生活自立を支援する講座の開設を図る。	（公民館）70
169	P274	既存	保育料の適正化	保育課	・保育所保育料については、国の徴収基準単価よりも軽減し、また、近隣市と比較しても低いものとなっている。引き続き経済情勢を勘案するとともに、幼児教育・保育無償化の影響を踏まえた対応に取り組む。	・未就学児のうち、3歳以上の全ての子ども及び住民税非課税世帯の3歳未満の子どもについて、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を開始し、令和2年度は年間を通じて無償化に対応した。	無償化後の3歳未満児の保育所保育料について、近隣市と比較した場合でも、野田市は近隣市よりも平均的に保育料額が低いこと、特に高所得層の保育料階層については、野田市のみ保育料が頭打ちとなっている等の問題点が明らかになった。引き続き経済情勢を勘案するとともに、保育料適正化に取り組む。	0	保育料改正案、改正時期等を検討する。新型コロナウイルス感染症の影響、経済情勢も勘案する必要が有る。	0

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2年度実績	評価及び課題	2年度決算額 (千円)	3年度の事業内容	3年度当初 予算額(千円)
170	P275	既存	子ども医療費助成 制度の推進	児童家庭課	・子どもの保健対策の充実と保護者の 経済的負担の軽減を図るため、中学校3 年生までの子どもの通院、調剤及び入 院に係る保険診療の一部又は全部を助 成するもので、平成30年8月診療分 から、3歳までの自己負担金を無料とし、 制度の拡充を図っている。 ・母子健康手帳交付時、出生届時等に 助成制度の周知及び申請手続きを行 う。	子ども医療費助成 〔R2年度実績〕 現物給付 188,644件 380,387,792円 償還払 2,060件 26,622,054円 合計 190,704件 407,009,846円 ・小学3年生までは通院・入院・調剤費 を、小学4年生から中学3年生までは入院 費を対象に保険診療自己負担分の医療費 助成を行っていたが、平成27年8月診療分 から、通院費と調剤費も中学3年生まで拡 大し、通院1回・入院1回あたり自己負担 額を200円から300円に変更した。 ・平成30年8月診療分から3歳までの子 どもに係る医療の自己負担金を全て無料と し、さらに、令和2年8月診療分から未就 学児までの自己負担額を無料とする制度 拡充を行った。	・県の制度に基づき適正に運用すると 同時に、補助対象外となる部分につい て市独自で助成を実施し、平成27年8 月より、通院・調剤費の助成対象年齢 を中学3年生まで拡充し、所得制限は 引き続き適用しないこととし、子ども の保健対策の充実及び保護者の経済的 負担の軽減に寄与した。また、平成30 年8月診療分から3歳までの子どもに係 る医療の自己負担金を全て無料とし、 さらに、令和2年8月診療分から未就学 児までの自己負担額を無料とする制度 拡充を行った。 ・市県民税の未申告者に対しても受給 券を発行しているが、未申告世帯の児 童の医療費は県補助の対象外となるた め、市単独での助成となることから、 未申告世帯を減らすことで県補助対象 が増え、市単独の助成の軽減が見込め る。	421,660	・子どもの保健対策の充実及び 保護者の経済的負担の軽減を図 るため、令和2年8月診療分から 未就学児までの子どもに係る医 療の自己負担金を全て無料とす る拡充を行ったことから、引き 続き子ども医療費助成を実施し 子育て世帯の負担軽減を図る。 ・子ども医療費助成制度の市県 民税未申告者の扱いなど制度の 周知に努めるとともに、未申告 者への対策を検討する。 ・子ども医療費助成制度に係る 財政措置について、国の制度が なく、各都道府県の制度の下で 実施し、市町村が独自に上乗せ しているため、県内においても 地域間に格差が生じており、不 平等が生じていることから、国 が率先して全国的な制度として 取り組むよう要望を続ける。	500,510
171	P276	既存	児童手当支給事業 の推進	児童家庭課	・次代の社会を担う子ども一人ひとりの 育ちを社会全体で支援することを目 的に、中学校修了前（15歳到達時後最 初の3月31日）までの対象となる子ども を養育している方に児童手当を支給す る。	・児童手当 〔R2年度実績〕 延対象児童数 208,743人 支給総額 2,270,695,000円 ・児童手当上乗せ給付金 市独自の緊急対策事業として、新型コ ロナウイルス感染症の影響を受ける子育 て世帯に対して、臨時特別的な給付措置 として、児童手当上乗せ給付金を2回支 給しました。 〔R2年度実績〕 1回目 対象児童数 17,406人 支給金額 87,030,000円 2回目 対象児童数 17,187人 支給金額 85,935,000円	・制度を適正に運用し、児童手当を支 給することにより、児童の健やかな成 長に寄与した。 ・受給者の中には制度の趣旨について の理解不足などから、資格喪失などの 要件が発生しても、届出を怠るなど により受給を続けるケースがあり、返還 金が生じた場合は、返還計画を立てる ように指導し、対象者がその計画に基 づき着実に返還を履行するようあわせ て指導していく必要がある。 ・児童手当上乗せ給付金をスピーディ に支給することにより、新型コロナウ イルス感染症の影響を受ける子育て世 帯を支援することができた。	2,452,354	・児童手当の受給資格要件など 制度の周知に努めて適切な運営 をする。 ・国の制度改正により、令和4 年6月分から児童手当の特例給 付について、高所得者を対象外 とすることが予定されているこ とから、国の動向を注視してい く。 ・国の施策である子育てワンス トップサービスやマイナンバー を利用した市町村連携につい て、行政管理課、電算業者と連 携し国の示したスケジュールに あわせ対応する。 ・新型コロナウイルス感染症に よる影響が長期化する中で、子 育て世帯に対する支援の必要性 を注視していく。	2,265,952
172	P277	既存	各種奨学金制度の 推進	学校教育課	・野田市に1年以上住所を有し、経済上 の理由で進学が困難な大学生等に対 し、月額1万5千円を、就学期間中貸与 する。なお、償還は卒業後5年以内で、 無利息となっている。	・新規利用者 大学生等 1名 ・継続利用者 大学生等 1名	・経済的な理由により進学や就学が困 難な方の教育を受ける機会を守り、有 用な人材を育成する一助とすることが できた。 ・今後、国の給付型奨学金制度の動向 に注視することが必要となる。	360	・野田市に1年以上住所を有 し、経済上の理由で進学が困難 な大学生等に対し、月額1万5千 円を、就学期間中貸与する。な お、償還は卒業後5年以内で、 無利息となっている。	540

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	2 年度実績	評価及び課題	2 年度決算額 (千円)	3 年度の事業内容	3 年度当初 予算額(千円)
173	P278	既存	就学援助制度の推進	学校教育課	・ 経済的理由によって就学困難な児童生徒について学用品費、通学用品費、給食費等を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図る。 ・ 要保護児童生徒 小学校 49人 中学校 34人 ・ 準要保護児童生徒 小学校 832人 中学校 509人	・ 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、援助を実施した。 ・ 制度の周知を図る一方で、認定者のプライバシー保護に十分配慮した運用が求められている。	95,607	・ 経済的理由によって就学困難な児童生徒について学用品費、通学用品費、給食費等を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図る。	128,505	
174	P280	既存	雇用環境の整備・充実	児童家庭課、商工観光課	【事業番号167再掲】					
175	P280	既存	「地域における子育て支援サービスの充実」及び「保育サービスの充実」	児童家庭課、保育課	【事業番号8～31再掲】					
176	P282	既存	ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実	児童家庭課	【事業番号147再掲】					
177	P282	既存	ひとり親家庭等の就労支援の拡充	児童家庭課	【事業番号148再掲】					
178	P282	既存	ひとり親家庭等の子育て支援の充実	児童家庭課	【事業番号149再掲】					
179	P282	既存	ひとり親家庭等の居住支援の充実	営繕課	【事業番号90再掲】					
180	P282	既存	ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実	児童家庭課	【事業番号151再掲】					
181	P282	既存	ひとり親家庭等の経済的支援の充実	児童家庭課	【事業番号152再掲】					

基本 目標	事業番号		掲載 頁	事 業 名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	令和2年度実績	評価及び課題	令和2年度 決算額(千円)	3年度の事業内容	3年度当初予算額(千 円)
1 情報提供、 相談機能、 支援体制の 充実	1	①	55	情報提供の充実 H16. 4～	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭等に対する支援策について、市報、ホームページ、「ひとり親家庭支援のしおり」等により広報啓発を行うほか、母子・父子自立支援員による情報の提供や相談対応に努める。 ・市報、HPIによる広報啓発 ・母子・父子自立支援員による離婚時の支援の案内や相談時、プログラム策定時など、各種支援策の情報提供や相談対応を行った。 ・ひとり親家庭支援のしおりの作成 (R2.11改訂版) 主な内容 ひとり親家庭支援に係る、相談、経済的支援、居住支援、就労支援、育児生活支援の各種事業、助成等の案内。 ・個別事業のリーフレットの作成 ひとり親家庭等日常生活支援事業、 ひとり親家庭の就業支援事業、 ひとり親家庭等ふれあい交流事業(そば打ち、お菓子作りなど)、 就業支援パソコン講習会などの各種事業、助成等の案内	・離婚直後の時期にひとり親家庭等に対する支援策についての確な情報提供を行なう必要がある。 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等について、毎年のように制度変更があることからの確な情報の収集と提供に努める。 ・資格取得等の就業支援事業は、より高い収入と安定した雇用を得ることに効果的であり、児童扶養手当の削減にもつなげられることから、今後もさらに周知に努める必要がある。	8	・引き続き、市報、ホームページ、「ひとり親家庭支援のしおり」等により各種支援策の情報提供を積極的に行う。あわせて、早期の段階での確な支援を行うため、国の新しい施策や、各種支援策について児童扶養手当現況届出時等に情報提供に努めるとともに、母子・父子自立支援員が個々の状況に応じた相談を行うことで、自立に向けた意欲の向上を図る。 ・市報、HPIによる広報啓発 ・母子・父子自立支援員による離婚時の支援の案内や相談時、プログラム策定時など、各種支援策の情報提供を積極的に行う。 ・ひとり親家庭支援のしおり作成(R3.6) ・個別リーフレットの作成	8	
	1	②	56	相談、支援体制の強化 H16. 4～	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供や問題解決のための適切な助言及び指導を行う母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の抱える様々な相談に対応する。 なお、就労などの事由により昼間市役所へ来られない方のために毎週月曜日は夜間相談を実施している。	・母子・父子自立支援員研修 実施日：R3年2月19日 内容：「パーソナルサポートセンターの業務について」 講師：パーソナルサポートセンター職員 母子・父子自立支援員相談 ・令和2年度相談実績809件 (母子家庭780件、父子家庭相談：29件)	・母子・父子自立支援員の研修を独自に実施し、スキルアップの向上に努めたが、ひとり親家庭等となって間もない家庭は多くの問題や困難を抱えており、育児や養育費、就労といった幅広い分野にわたってきめ細かに対応することが必要なため、母子・父子自立支援員の資質の向上のため、引き続きスキルアップを図っていく必要がある。 また、母子・父子自立支援員は婦人相談員も兼任しており、離婚前相談における養育費の取り決めや面会交流についてもきめ細かに対応する。	0	・母子・父子自立支援員の資質向上及び相談技能の向上や相談機能の向上を図るため、自己啓発に努めるとともに、独自の研修会の実施や県主催の研修会等に積極的に参加する。 ・相談業務は多岐にわたるため、パーソナルサポートセンターや子ども支援室等と連携して取り組むと共に、婦人相談員も兼任していることから、DV相談も子ども家庭総合支援課と連携し対応して行く。	0
	1	③	57	地域における支援体制の充実 H16. 12～	既存	児童家庭課 生活支援課	・地域社会全体でひとり親家庭を支援するため、特に新たにひとり親家庭になった世帯や要支援世帯に対し、母子・父子自立支援員と主任児童委員等とによる個別同行訪問を通じた見守りを実施している。	・母子・父子自立支援員と主任児童委員による同行訪問件数 206件 ・主任児童委員連絡会等での研修 (計2回) ①R2.9.24 制度改正等について ②R3.3.25 コロナ禍でのひとり親家庭の現状と支援について	・ひとり親家庭の実態把握については、主任児童委員等への個人情報の提供を拒否する家庭も少なくなく、困難な点もあるが、児童の健全育成のため、地域での見守りを推進する必要がある。	960 (主任児童委員報償費)	・ひとり親家庭が地域社会の中で安定した生活ができるよう、ひとり親家庭となった直後の家庭や要保護児童の家庭を母子・父子自立支援員と地域の主任児童委員等とが個別に同行訪問し、見守りやニーズの把握、問題解決に向けた施策の情報提供や相談などの支援活動を実施する。 ・主任児童委員と母子・父子自立支援員の連携を図るための研修会を年2回実施する。	960 (主任児童委員報償費)
	1	④	58	ひとり親家庭の交流会の推進 S31. 9～(母子会設立) H20. 4～(情報交換事業)	既存	児童家庭課	・母子寡婦福祉会では、「クリスマス会」等の交流事業を実施し、会員を含めたひとり親家庭や寡婦相互の交流・情報交換を進めている。 ・母子寡婦福祉会の協力により「ひとり親家庭情報交換事業」を実施し、ひとり親家庭の交流を進めている。	・野田市母子寡婦福祉会事業 クリスマス会(地区別交流会)49人 子どもチャレンジ広場 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・情報交換事業(1回) 11人	・ひとり親家庭等は離婚直後の不安定な時期に一人で悩みを抱えることが多いため、引き続き母子寡婦福祉会への加入促進を図る必要がある。 ・「ひとり親家庭情報交換事業」について事業の周知を図り、新規企画の検討や参加促進に努める必要がある。また、若い会員のリピーターも多いことから、さらにリピーターを増やし、母子寡婦福祉会の新規会員の獲得に努める。 ・イベント系事業については、母子寡婦福祉会の協力により、ひとり親家庭の様々な交流の場が設けられたが、近年では、新規会員が増えていないため子どもの年齢が上がっていることから子どもの年齢を考慮したイベント内容への再編を検討する必要がある。	62 (情報交換事業消耗品・郵送料・委託料)	・児童扶養手当窓口を活用し、母子寡婦福祉会へのひとり親家庭の加入を促進する。 ・ひとり親家庭情報交換事業については、新規企画などのニーズを把握し、開催内容の充実を図り、参加者の増加に努める。 ・母子寡婦福祉会の協力を得て実施している「ひとり親家庭情報交換事業」において、引き続きひとり親の交流に努める。 ・イベント系事業では、子どもの年齢を考慮したイベント内容への再編とあわせ、会員増につなげるための施策を検討する。	337 (情報交換事業消耗品・郵送料・委託料)
	1	⑤	59	養育費等支援事業の推進 H19. 2～	拡充	児童家庭課	・ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉向上と、生活に密着した様々な法律や経済問題等の解決のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得等に関する法律相談(離婚、親権、面会交流、慰謝料や財産分与などの法律問題を含む)を実施する。 ・平成25年度から「養育費セミナー」を改編して個別法律相談に特化し、さらに就業相談を併設して、より実効性の高い内容とした。	・主任児童委員等と母子家庭を訪問する同行訪問の際に相談を実施した。 ・また、養育費に関する専門家による相談事業として、R2年10月9日(金)、R2年12月6日(日)、R3年2月5日(金)にそれぞれ弁護士1名による養育費等個別法律相談会を実施した。 (R2年度相談実績15人) ・母子寡婦福祉会が、月1回の専門家による「養育費相談」を実施した。 (R2年度相談実績27人)	・「母子家庭等対策総合支援事業」の国庫補助について、28年度から拡充が図られ養育費等相談事業も助成対象となった。 ・平日及び休日に養育費等個別法律相談会と希望者には母子自立支援員による就労相談を併せて実施したことにより、よりの確にニーズに応えることができた。また、30年度から開催回数を1回から3回へと複数回に増やしたことにより、的確にニーズに応えることができた。 ・相談事業として一定の成果があるため、定員に満たないことから積極的に周知して、活用を促進するため、更に啓発を図る必要がある。	83	・ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、法律の専門家による養育費等個別法律相談会は効果的であり、母子・父子自立支援員との相談から母子寡婦福祉会が取り組む月1回の「養育費相談」と「養育費等個別法律相談会」を連携させるため、引き続き、相談回数を増やし複数回開催する。なお、平日に開催してほしいとの意見に応え、引き続き平日開催も実施する。 ・養育費の取得の向上は、児童扶養手当の削減につなげることができるため、日常の母子・父子自立支援員の相談の際や、児童扶養手当現況届の受付の際に、養育費の取得状況を聞き取るなどして、法律相談の一層の事業周知に努める。	83
1	⑥	60	母子寡婦福祉会の財政基盤の強化 S31. 9～	既存	児童家庭課	・養育費相談やイベントなどの団体事業を通じて、ひとり親家庭や寡婦の福祉増進に寄与している母子寡婦福祉会の事業を支援するため、市委託事業及び補助金の継続や公共施設への自動販売機の設置について配慮するなど、団体の財源基盤の安定を支援する。	・公共施設への自動販売機の増設実績なし 自動販売機設置状況：35施設49台	・公共施設への自動販売機の設置については新規設置の余地は少なくなっているが、引き続き配慮する必要がある。 ・母子寡婦福祉会の事業内容や市委託事業を精査するとともに、補助金の必要性について検討し、29年度に補助金交付要綱を制定し、対象事業を明確にした。	—	・「野田市、社会福祉協議会、母子寡婦福祉会及び障がい者団体連絡会と行政財産の許可に基づく自動販売機の設置に係る覚書」に基づき、引き続き福祉団体による自動販売機の設置を推進し、財政基盤の強化に努める。 ・母子寡婦福祉会の事業内容や市委託事業、補助金対象事業の状況を精査し、財政基盤の状況とあわせ、補助金交付要綱に基づき対象事業に対し適正に使用されているか、実施内容を確認する。	—	

基本 目標	事業番号		掲載 頁	事 業 名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	令和2年度実績	評価及び課題	令和2年度 決算額(千円)	3年度の事業内容	3年度当初予算額(千 円)
2 就 業 支 援 の 拡 充	2	①	61	関係機関による連携 の強化(就業支援事 業の推進) H16. 4～	既存	児童家庭課	・ハローワークや市の無料職業紹介所等との連携を推 進し、ひとり親家庭等のニーズに適した求人情報の収 集に努めるとともに、児童家庭課の窓口において、求 人情報の提供を行うことで、ひとり親家庭等の職業適 性に応じた就業支援に努める。 平成28年7月から母子・父子自立支援員がひとり親 家庭から就職希望の多い業種の事業所を選定・訪問 し、ひとり親家庭の雇用への理解及び雇用促進奨励制 度の啓発活動を行い、就労相談の際に訪問した働き やすい環境の事業所などの情報提供を行う。	・ハローワークや市の無料職業紹介所と連携したひとり親家庭向 け求人情報の開拓と雇用啓発を行っていたが、事業の見直しを 行い、平成28年7月から、ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金 制度の啓発活動に変更し実施した。 ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中 止。	・依然として雇用環境と経済的な状況が厳しいため、ひとり親家庭 等の雇用と収入の増に結びつく情報の提供に努める必要がある。 ・事業の見直しを行ったひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制 度の啓発活動では、訪問する事業所の種類や情報提供の方法を 検討する必要がある。	—	・引き続き、ハローワークや市の無料職業紹介所と連携を図ると ともに、野田市パーソナルサポートセンターと児童家庭課の母子・父 子自立支援員との連携により、自立に向けた総合的な相談を行 う。 ・ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動につい て、ひとり親就業支援事業の状況にあわせて職種を選定し、就業 相談において情報を提供する。	—
	2	②	62	母子・父子自立支援 プログラム策定事業 の強化 H19. 10～	既存	児童家庭課	・母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援する ため、個々の母子家庭及び父子家庭の状況、ニーズ に応じたきめ細かな自立・就労支援を推進する「母子・ 父子自立支援プログラム策定事業」を実施する。 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に 関する特別措置法」の施行により、平成25年度から父 子家庭も支援の対象としている。	・14人策定 (うち、父子家庭の父 0人) 就業実績 正規雇用 :4人 非正規雇用:10人	・個々のニーズに応じて、きめ細やかな就業支援を実施する母 子・父子自立支援プログラム策定事業により、ひとり親家庭の雇 用促進に効果を上げた。 ・母子家庭においては、依然として就労収入が低いため、経済的 自立に向け収入増につながる支援をする必要がある。	809	・母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進にあたり、収入 増につながる支援として、個々の状況とニーズに応じ、資格取得 のための情報提供や取得に集中できる生活環境に関する相談な ど、総合的な支援のためのプログラムを策定して行く。 ・アフターケアとして、同プログラムで就業した後においても、その 後の状況を維持し、又は更なる目標が設定できるよう、面談等の 定期的な相談支援を実施する。 ・25年度から新たに支援対象となった父子家庭についても制度周 知に努める。	978
	2	③	63	母子家庭等高等職業 訓練促進給付金等事 業の活用 H18. 4～	拡充	児童家庭課	・ひとり親家庭の親が、看護師、保育士など就職に結 びつきやすく経済的自立に効果的な資格取得のため、 修学期間に促進費を支給する「高等職業訓練促進給 付金」及び修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」 を支給することで生活の負担軽減を図り、資格取得を 容易にする事業の活用促進を図る。 平成25年度から父子家庭も対象としている。	・母子家庭等高等職業訓練促進給付金 支給人数:14人 (資格の種別) 看護師4人、准看護師2人、社会福祉士2人、 美容師2人、保育士1人、 歯科衛生士1人、 理容師1人、精神保健福祉士1人 ・母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金 支給人数:2人 (就業実績) ・正規2人	・長期の修学期間を支援することで高度な技能を習得できる本事 業は、正規雇用に結び付いた実績を挙げており、より高い収入と 安定した雇用を得ることに効果的であることから、今後も周知に努 める必要がある。	15,374	・R3年度に限り、養成機関において1年以上から6月以上のカリュ キュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者が対象者と なったことから、さらに利用の促進を図る。	21,107
	2	④	64	母子家庭等自立支援 教育訓練給付金事業 の活用 H16. 7～	拡充	児童家庭課	・ひとり親家庭の、より高い収入と安定した就業に向け た、自主的な能力開発の取組を支援するため、市が指 定した教育訓練講座を受講し修了した場合に給付金を 支給する「母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業」 を実施している。「母子家庭の母及び父子家庭の父の 就業の支援に関する特別措置法」の施行を受け、平成 25年度から父子家庭も支援の対象となっている。	・1人に支給 (資格の種別) 介護福祉士実務者研修1人	・市の制度が28年4月から国の制度改正に伴い改正され、支給額 を受講料の20%(上限10万円)から60%(上限20万円)に引き上 げられ事業が拡充されたことから、さらに利用の促進を図る。 ・25年4月から父子家庭の父も支援の対象となっており、さらに制 度の周知に努める。	36	・父子家庭も含め、引き続き事業の周知に努め、利用促進を図 る。 ・31年4月から、国の制度改正に伴い、雇用保険法の特定一般教 育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金が対象となり制度拡 充されたことから、さらに周知を図る。	152
	2	⑤	65	在宅就業推進事業導 入の検討 未実施	既存	児童家庭課	・国の「在宅就業推進事業」は、在宅就業希望者等を 対象としたセミナーの開催など、在宅就業に関する基 本的なノウハウを提供し、コーディネート等をする事 業であり在宅就業希望者等に必要な支援を行うもの。	・在宅就業について母子・父子自立支援員の就労相談においても 相談の実績はなく、ニーズは低い。	・平成30年度の意識調査の結果では、母子家庭の母が仕事を变 えたい場合、在宅での仕事を希望する割合は2.7%とニーズが低 い状況である。 ・市内においては、在宅就業を実施している企業を見つけるのが 難しい。また、パソコンを利用した在宅業務では経理データの入力 やホームページの作成など高いスキルが必要となるが、仕事量 が不確定のため収入の安定性が低い。	—	・現在のニーズは低いものの、パソコンを利用した在宅起業や データ入力など、ひとり親家庭に適した新たな在宅就業の形態に についても積極的に情報収集し、就労相談において提供していく。ま た、児童扶養手当の現況届出の機会に、ニーズの動きを把握して いく。	—
	2	⑥	66	雇用促進奨励金の活 用 H15. 4～	既存	商工観光課	・公共職業安定所や市の無料職業紹介所のあっせん により、ひとり親家庭の父又は母を雇用した事業主に 対し、雇用した月の翌月から賃金の10%(限度額 15,000円)を奨励金としてを交付することで雇用の促進 を図る。	・野田市雇用促進奨励金 ひとり親を雇用した事業主に対して6人の奨励金を交付した。 軽作業 2人 障がい者支援員 2人 事務職 1人 生産(製造)オペレーター 1人	・ひとり親家庭の雇用促進として効果があると考えられるが、まだ まだ周知されていない状況であるため、事業主に対してさらなる 制度の周知を図る必要がある。	3,186 (うち、ひとり 親278)	・引き続き、市内の各事業主や関係機関に対して、当事業の活用 促進を図るため、さらなる制度の周知に努め、ひとり親家庭の雇 用の促進に努める。	3,955 (ひとり親以外の 高齢者、障がい 者を含む。)

基本 目標	事業番号		掲載 頁	事業 名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	令和2年度実績	評価及び課題	令和2年度 決算額(千円)	3年度の事業内容	3年度当初予算額(千 円)
2 就業 支援 の 拡 充	2	⑦	67	職業訓練の強化 H16. 1～	拡充	児童家庭課 商工観光課	・ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、就業に必要な知識や技能の習得を図る就業支援講習会について、野田市職業訓練センターに委託して実施している。また、受講料にかかる経済的負担を軽減するとともに、託児サービスを母子寡婦福祉会の日常生活支援事業で提供するなど受講しやすい環境づくりに配慮している。 元年度からは、パソコンだけではなく、他の資格についても実施している。	・就業支援講習会 【パソコン】 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 【日商簿記3級】 受講者数 8人 うち資格取得者数 1人 新規就業(資格を活用) 1人 (非正規雇用 1人) 【医療事務】 受講者数 5人 うち資格取得者数 3人 新規就業(資格を活用) 1人 (正規雇用 1人)	・受講者が意欲的に取り組み資格取得率も高い結果となった。資格を活用できる職種への就業に結びついている現状があり、ひとり親家庭の就労支援として一定の効果があると考えられる。 ・元年度からは、パソコンだけではなく、日商簿記3級及び医療事務についても実施し、多様なニーズに対応している。	1,062	・引き続き、就職希望の多い事務職に欠かせないスキルであるパソコン技能の取得に向けた講習を実施していくが、引き続きパソコンだけではなく簿記3級及び医療事務についても実施し、多様なニーズに対応する。	1,764
	2	⑧	68	ひとり親家庭の雇用 への理解及び雇用促進 奨励金制度の啓発 活動の促進 H22. 5～	既存	商工観光課 児童家庭課	・市の無料職業紹介所において、ひとり親家庭それぞれの職業適性に配慮した職種の情報提供に努めている。 ・平成28年7月から母子・父子自立支援員がひとり親家庭から就職希望の多い業種の事業所を選定・訪問し、ひとり親家庭への雇用への理解及び雇用促進奨励金制度の啓発活動を行い、就労相談の際に訪問した働きやすい環境の事業所などの情報提供を行っている。	・市の無料職業紹介所の職業相談員と母子・父子自立支援員が連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓と雇用啓発を行っていたが、事業の見直しを行い、28年7月から、ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動に変更した。 ・R2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	・事業の見直しを行い、28年7月から実施しているひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動では、訪問する事業所の職種や、情報提供の方法を検討する必要がある。 ・ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度については、認識が低いことから、周知を図る必要がある。	5,793 (会計年度 任用職員報酬、期末手当)	・ひとり親の雇用を促進するためには、雇用への理解と奨励金の活用への啓発は必要であり、ひとり親に特化した訪問活動を行う。 ・引き続き、求人情報の提供や、職業紹介業務については、無料職業紹介所に協力してもらい、情報の提供に努める。 ・事業所の職種の選定については、ひとり親家庭就労支援に係る資格取得などにあわせ、収入増につながるような内容の収集に努める。 ・収集した事業所の情報については、自立支援プログラムの策定や窓口での就業相談等において情報提供を行う。	5,970 (会計年度任用職員報酬、期末手当)
	2	⑨	69	ひとり親家庭高等学校卒業 程度認定試験合格支援事業の活用 H29. 4～	新規	児童家庭課	・高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親及び児童に対し、高卒認定試験の講座受講に係る費用の一部(受講終了時給付金、合格時給付金)を補助することにより親の学び直し及び児童の進学を支援し、ひとり親家庭の自立及び福祉の増進に寄与している。	・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 受講修了時給付金 実績なし 合格時給付金 実績なし	・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、親の学び直し及び児童の進学を支援し、ひとり親家庭の自立及び福祉の増進に寄与するため、事業の周知に努める必要がある。	0	・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、2年4月から、受講終了時給付金の割合及び合格時給付金の割合が改正されたことから、引き続き事業の周知を図る。	150
3 子育て 支援 の 充 実	3	①	70	ひとり親家庭等日常生活 支援事業の推進 H16. 4～ H23. 10～(拡充)	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭等において、自立のための修学や疾病等の理由により、一時的に日常生活を営む上で支障が生じている場合など、家庭生活支援員を母子寡婦福祉会に委託により派遣し、子どもの保育を始めとした日常生活の支援を行っている。 また、求職活動時に保育所を入所申請している場合や残業時に対応するホームヘルプサービスを本事業において実施している。	・子育て支援 2人延べ19日 116時間 (うち保育所待機時利用 実績なし) ・生活援助 実績なし	パソコン講習会や講演会、法律相談の託児は予定が立てやすく支援員の協力により適正に対応することができたが、急な要望の場合は、支援員の手配が難しく対応できない現状もあることから、利用者の要望に応えられるよう検討が必要である。 ・母子家庭等が安心して子育てをしながら、求職活動や就業を行うため、保育所入所申請時の待機時に対応できるよう23年10月より事業の拡充をしたが、本事業のニーズはあるものの、27年度から保育所でもひとり親家庭の優先入所に加え、求職中や職業訓練中についても入所要件が拡充されたため、利用自体は減少しているが、当該事業では利用負担額が安価であり、非課税世帯では無料となることから、利用者の経済状況も含め制度の周知が必要である。また、平成28年4月から、国の制度改革に伴い、定期的な就業上の理由による残業等についても支援が拡大され、併せて周知を図る必要がある。	304	・本事業は、ひとり親家庭等が安心して子育てしながら仕事や求職活動をするために有効な事業であり、更に市の制度が28年4月から国の制度改革に伴い改正され、定期的な就業上の理由による残業等についても支援が拡大されたことから、母子寡婦福祉会や保育課等の関係機関と連携するとともに、引き続き、母子・父子自立支援員の離婚直後の面談時や就業等の相談時に、事業の一層の周知に努める。 ・利用者からの要望に応えるため、個々の支援員の情報(資格、対応範囲、対応時間)をデータ化し、迅速で的確な支援に繋げる。 ・R2年4月から、定期利用の対象範囲が未就学児から小学生を養育する家庭まで拡大されたことから、さらに周知を図る。	1,203
	3	②	71	保育所、学童保育所 における児童の受入の円滑化 H15. 4～(保育所) S40. 12～(学童保育所)	既存	保育課 児童家庭課	・「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき保育所の入所選考に当たっては、ひとり親家庭に優先的な入所の配慮をしています。また、休職中や職業訓練中においても柔軟な受け入れを行っている。 平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度の「教育・保育給付」においても、ひとり親家庭について優先的な基準により運用することとされている。	・保育所においては、27年度に引き上げた指数で利用調整を行い、ひとり親家庭の入所の円滑化を図った。 ・学童保育所において、求職中や職業訓練中の家庭での児童の保育状況等を加味し、2か月間単位の入所を認めている。 ・ひとり親家庭の入所実績 保育所 330人(R3.3.1在籍児童) 学童保育所 359人	・保育所においては、ひとり親家庭に優先的な入所の配慮を行い、求職中や職業訓練中においても柔軟な受け入れを行った。 ・学童保育所について、求職中や職業訓練中の家庭の児童は2か月間の入所が認められている。また、過密化している学童に入所希望をしている場合は、空きのある学童への入所となるが、希望者は全て入所することが出来ている。	—	・保育所において、今後もひとり親家庭に優先的な入所の配慮を行い、求職中や職業訓練中において柔軟な受け入れを行うとともに必要度の高いひとり親家庭については、幹旋等を行う。 ・学童保育所について、引き続き求職中や職業訓練中においても柔軟な受け入れを行い、ひとり親家庭の経済的自立への支援を図る。	—

基本 目標	事業番号		掲載 頁	事 業 名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	令和2年度実績	評価及び課題	令和2年度 決算額(千円)	3年度の事業内容	3年度当初予算額(千 円)
3 子 育 て 支 援 の 充 実	3	③	72	保育所、学童保育所 における延長保育の 充実 H13. 4～(学童保育 所) H15. 4～(保育所)	既存	保育課 児童家庭課	・全保育所において、午前7時から午後7時まで延長保 育を実施している。また、指定管理の保育所、私立保 育所では午後8時まで、一部の保育所では午後8時以 降の保育を実施している。 ・直営の学童保育所の閉所時間を延長し、すべての学 童保育所の閉所時間を午後7時に統一している。	・子ども・子育て支援新制度施行により、保育標準時間の原則的保育 時間は、午前7時から午後6時までとなり、午後6時を超えた時間を延長 保育としている。 ・延べ利用児童数 公立 (月極利用) (日割利用) 午後7時まで 1,559人 8,394人 午後8時まで 162人 1,648人 午後9時まで 0人 82人 午後10時まで 0人 5人 計 1,721人 10,129人 私立 (月極利用) 午後7時まで 1,076人 午後8時まで 132人 計 1,208人 ・学童保育所児童延べ数 委託学童 12,503人(18施設) 直営学童 5,539人(14施設) 計 18,042人(32施設)	・保育所における延長保育の実施時間の拡大については、今後 の利用状況や実施に係る人材確保の状況を見極めながら検討す る。 ・短時間認定保護者が午前8時まで、または16時以降に保育を利用 しても延長保育料を徴収されず、標準時間認定保護者との比 較において不公平な運用となっていたため、令和3年度から徴収 すべく規則改正を行った。 ・民間委託した学童保育所については、保育時間を引き続き午後 7時までとする。また、直営学童保育所の保育時間についても平 成27年9月より、平日は午後7時までとし、平成29年の夏休みから は、開所日のすべてを午後7時までとしている。	—	・引き続き全保育所で延長保育を実施する。 ・民間活力を導入したことで、延長保育事業の拡充が図られてい るが、今後、延長時間の拡大等については、これまでの実績や実 施に係る人材確保の状況を踏まえ、今後の利用ニーズを検討す る。 ・短時間認定についても延長保育料を設定し、利用の適正化を図 る。 ・学童保育に関して、引き続き全ての学童保育所の開設時間が統 一したことを広く周知する。	—
	3	④	73	保育所における休 日、一時保育、病児・ 病後児保育の充実 H15. 4～(休日) H15. 11～(病児・ 病後児) H18. 4～(一時保 育)	既存	保育課	・日曜・祝日等の保護者の就労等の理由により家庭で 保育をすることが困難な場合となった乳幼児の保育を 行う休日保育を2保育所で実施している。 ・保護者の疾病等により家庭で保育することが一時的 に困難となった乳幼児の保育を行う一時保育を、私立 保育所において実施している。 ・病気又は病気回復期のため集団保育ができず、家庭 での保育ができない児童の保育を行う病児・病後児保 育を実施している。	・休日保育 コピープリスクール あたご保育園 延べ 416人 尾崎保育所 延べ 173人 ・一時保育 コピープリスクール せきやど保育園 延べ 85人 アスク七光台保育園 延べ 2人 コピープリスクール さくらのさと保育園 延べ 213人 ・病児・病後児保育 小張総合病院「ひばりルーム」 延べ 0人	休日保育・一時保育 ・就労、家事、子育ての負担を一人で背負うこととなる、ひとり親家 庭への保育サービスについて、多様なニーズを把握しながら充実 を図る必要がある。休日保育の利用減少については、新型コロナ ウイルス感染拡大防止のため登園自粛要請を発令した影響が考 えられる。 病児・病後児保育 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため小張総 合病院「ひばりルーム」における病児・病後児保育の利用を停止 し、利用人数は0名となった。	1,564	休日保育・一時保育 ・多様な保育サービスの周知を図り、利用促進に努める。 ・利用児童数の推移を注視しながら、保育無償化の影響を踏ま え、利用ニーズを把握し、定員や実施施設について検討する。 病児・病後児保育 ・医療法人社団 圭春会への委託(小張総合病院の敷地内で実 施)については、新型コロナウイルス感染症の影響で、再開の見 通しが立っていない。 ・令和4年4月1日に開設予定の(仮称)しみず空と杜の保育園で の保育所併設型病児・病後児保育事業の実施に向けて整備・調 整等を行う。	0
	3	⑤	74	児童の居場所づくり H14. 7～(委託)	既存	児童家庭課 学校教育課	・親の就労時間中等に親不在の状態で家庭にいること の多いひとり親家庭の児童の健全育成を図るため、子 ども館などの地域の社会資源や人的資源を活用した 児童の居場所づくりの推進に努めている。	子ども館利用者人数 —24,836人 内、委託日(月・火・祝) 3,457人	・ひとり親家庭の児童の見守りなども含め、放課後の過ごし場所と して、子ども館などの利用促進を図る必要がある。	—	・子ども館で、異年齢の交流を深めるための行事を検討し、より利 用しやすい環境を構築する。 ・子どもの居場所づくり、貧困対策として、NPO法人等の実行委員 会が実施している「こども食堂」について、食材提供の協力依頼な どの支援を行う。	—
	3	⑥	75	招待事業の充実	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭の児童の福祉の向上のため、母子寡婦 福祉会が実施するひとり親家庭等の児童などの招待 事業(親子ふれあい研修)への参加を推進している。	親子ふれあい研修(年2回) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	・母子寡婦福祉会の事業により、ひとり親家庭等の交流が図られ ている。 ・デイズニーランド等は人気があり、参加者も多く、チケット代の補 助などを行っているが、さらに、参加費の徴収額を減らすなど、会の 魅力を高め、会員増につなげるなど検討が必要である。 ・近年では、新規会員が増えていないため子どもの年齢が上がっ ていることから、場所の選定等、子どもの年齢を考慮していく必要 がある。	430 (団体補助 金)	・引き続き、ひとり親家庭等の児童の福祉の向上を図るため、母 子寡婦福祉会において実施している招待事業の推進を図る。 ・参加費の徴収額を減らしたり、子どもの年齢を考慮した場所の選 定など、会員増につなげるための施策を検討する。 ・親子ふれあい研修(年2回)の実施予定。 (第1回)横浜・八景島シーパラダイス(R3.8.8) (第2回)未定	215 (団体補助金)
	3	⑦	76	ファミリー・サポート・ センターの利用促進 の強化 H14. 1～	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭の育児負担の軽減と育児と仕事の両立 を支援するファミリー・サポート・センター事業の周知を 図るとともに、市町村民税非課税世帯等を対象にした 利用料助成制度の周知を行うことで、事業の活用促進 に努めている。平成23年度からは、ひとり親家庭(ひと り親家庭等医療費助成金受給資格者)に対しても利用 料助成の対象としている。	利用料助成登録世帯 19世帯 (うちひとり親世帯 13世帯) 延利用 629時間 (うちひとり親世帯 243.5時間)	・ひとり親家庭の子育てに係る負担の軽減に効果をあげていると 思われるが、助成利用者が固定、長期化する傾向があるため、新 規利用者開拓のため、引き続き制度の周知を図る必要がある。あ わせて利用会員の児童年齢が小学6年生までに拡大されたこと についても周知する。	223	・制度の周知を広く一般に向けて市報に掲載するほか、既にファミ リリー・サポート・センター会員である方にも改めて機関紙を通じて事 業内容を周知し、利用の拡大に努める。 ・登録手続きの簡素化、市窓口での申請受理、利用会員の児童年 齢を小学6年生まで拡大したことについて周知を図る。	268

令和2年度 野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン(第4次改訂版)進捗状況調査表

資料3

基本 目標	事業番号		掲載 頁	事業名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	令和2年度実績	評価及び課題	令和2年度 決算額(千円)	3年度の事業内容	3年度当初予算額(千 円)
4 居住支援の充実	4	①	77	市営住宅におけるひとり親家庭向け住戸の確保 H5. 4～	既存	営繕課	・市営住宅において、ひとり親家庭向け住戸を確保する。	・2年度において7戸のひとり親家庭向け住戸の募集を行い、3住戸へ入居した。 ・年度末の入居済みのひとり親家庭向け住戸は16戸となった。	・ひとり親向け住戸確保し、入居しても該当世帯が退去したり子供が20歳になり、ひとり親家庭でなくなるケースがあるので、当該住戸の状況を把握して市営住宅募集時にひとり親家庭向けの住戸を適切に割り振っている必要がある。	—	・募集戸数に応じて、ひとり親向け住戸を用意する。 ・3年度第1回目の募集において、全37戸中3戸を予定している。	—
	4	②	78	市営住宅における多回数落選者の抽選率優遇の検討	既存	営繕課	・一定回数以上連続して落選している応募者で、特に住宅困窮度が高いと認められるひとり親家庭については、当選確率が高くなるような措置を検討する。	【6月募集 入居状況】 世帯状況(当選者/応募者)当選率(%) ・母子父子世帯(4/4) 100% 【12月募集 入居状況】 ・応募なし	・2年度の応募者で落選されたひとり親家庭はありませんでした。 なお、現時点では、過去に多数回落選した応募者はいない状況です。 今後、応募状況により、一定回数以上連続して落選するひとり親家庭が増えた場合は、同じように落選した他の住宅困窮者(高齢者、障がい者)との公平性に配慮しつつ、当選確率が高くなるような措置を検討する。	—	・応募状況により優遇措置について引き続き検討する。	—
	4	③	79	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の推進 H17. 8～	既存	営繕課	・家賃等の支払ができるにもかかわらず、「条件の合う住宅を探すのが困難」「連帯保証人がいない」などの理由で市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯に対し、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援する「住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」を実施している。	・相談件数 0件 (内ひとり親家庭 0件) ・利用申込状況 0件 ・相談等により賃貸借契約を締結した件数 0件 ・入居保証料助成利用件数 0件	・現在は不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていることから利用者が少ない状況となっている。また、契約時の条件として、親族等の緊急連絡先の確保が必要等の条件があり、確保できない場合契約できない等の問題がある。	0	・引き続き制度の周知を図り、協力不動産店の情報を利用者に提供する等、継続して支援を実施する。	0
	4	④	80	ひとり親家庭等及びDV被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業の推進 H17. 4～	既存	営繕課	・緊急に居住の場を確保する必要があるひとり親家庭等及びDV被害女性、民間賃貸住宅へ入居しようとする低所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成し、入居の円滑化を図る。	・相談件数18件 ・助成件数11件 (内訳) ひとり親家庭11件	・賃貸借契約時に要する費用の一部を負担することで、入居時の経済的負担の軽減を図ることができた。	1,016	・引き続き制度の周知を図り、継続して支援を実施する。	1,140
	4	⑤	81	DV世帯における母子生活支援施設を活用した自立の促進 H22. 4～	既存	子ども家庭総合支援課	・同伴児を抱えるDV被害女性がシェルター退所後、被害女性自身が児童の監護も十分にできず、自立心に欠けるなどのケースでは、児童の監護や生活を支援・指導をしながら、自立に導くため、母子生活支援施設の活用を図る。	母子生活支援施設利用実績なし 【参考】 ・市のDVシェルター入所 3件(うち1件市外) 同伴児なし	同判児を抱えるDV被害女性は、単独での自立が困難で、かつ本人の子育て能力が低下していること等を踏まえ、生活再建を図るため、母子生活支援施設への入所等、段階的継続的な支援が求められる。 そのため、本人の入所意思及び自立意欲等を見極めつつ、個々のケースに応じたきめ細やかな対応とともに、母子生活支援施設の活用を図ることが必要と考えられる。 なお、平成24年度以降利用実績はない。	0	・引き続き、一時保護後、同伴児を抱えるDV被害女性の状態に合わせて、母子生活支援施設の活用を図る。 なお、予算措置に関しては、近年の利用実績を踏まえ0円としているもので、利用が必要な場合は対応する。	0

基本 目標	事業番号		掲載 頁	事 業 名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	令和2年度実績	評価及び課題	令和2年度 決算額(千円)	3年度の事業内容	3年度当初予算額(千 円)
5 養育費確保のための支援策の推進	5	①	82	養育費等相談体制の充実 H16. 1～	拡充	児童家庭課	・養育費等の問題の解決を図るために、母子寡婦福祉会が実施する「無料法律相談」を支援するとともに、児童扶養手当の申請窓口を活用して、母子・父子自立支援員が養育費等の相談に応じる。また、弁護士が個別相談を行う「個別法律相談」を実施する。 ・子どもの健全な成長に資する施策として「面会交流」に係る県の事業を紹介するなど、教育費以外の相談についても積極的に対応する。	・母子寡婦福祉会による法律相談 ○無料法律相談 〔R2年度実績〕 実施 : 11回 相談者: 27名 相談員: 法律専門家1名	・依然として養育費を取得できるケースが少ないため、継続して養育費を安定して取得するための施策が必要である。また、面会交流も活用し、養育費の取得につなげることも必要である。	—	・母子寡婦福祉会が取り組む月1回の「無料法律相談」と母子・父子自立支援の相談や養育費等個別法律相談会と連携させ引き続き支援するとともに、当該事業の周知・活用の促進に努める。 ・養育費の取得の向上は、児童扶養手当の削減につなげることができるため、日常の母子・父子自立支援員の相談の際や、児童扶養手当現況届の受付の際に、養育費の取得状況を聞き取るなどして、法律相談の一層の事業周知に努める。 ・また、無料法律相談を、母子・父子自立支援員による相談への切り替えの検討も含めて、日頃、窓口において様々な相談内容に対応できるよう県の講習会等を活用し、母子・父子自立支援員の相談スキルの向上に努める。	—
	5	②	84	広報、啓発活動の推進 H16. 1～	既存	児童家庭課	・養育費取得に関して分かりやすく解説した「養育費取得のしおり」や「無料法律相談事業」のパンフレットを児童扶養手当の窓口で活用し、養育費取得等の問題解決に向けた支援に関する広報、啓発に努める。	・窓口において「養育費のしおり(野田市版)」と「無料法律相談」のチラシを配布 ・個別法律相談の市報掲載	・依然として養育費を取得できるケースが少ないため、引き続き養育費を安定して取得するための施策が必要である。	8	・引き続き、児童扶養手当の窓口などを活用して「しおり」を配布し、制度や相談事業の説明を行うなど、養育費の取得等の問題解決に向けた情報提供を行うとともに、相談事業に関するニーズを把握する。	8
	5	③	85	弁護士による養育費取得等に関する個別法律相談会の実施 H19. 2～	拡充	児童家庭課	・養育費の取得など法律の問題について、弁護士が個別相談を行う「個別法律相談」を実施する。 平成25年度から「養育費セミナー」を改編し、弁護士による養育費問題など法律全般に関わる個別相談のほか、母子・父子自立支援員による就業相談なども併設した内容とした。	・養育費等個別法律相談会 〔R2年度実績〕 3回実施 実施日: 2年10月9日(金) 相談者: 5名 相談員: 弁護士1名 実施日: 2年12月6日(日) 相談者: 5名 相談員: 弁護士1名 実施日: 3年2月5日(金) 相談者: 5名 相談員: 弁護士1名	・平日及び休日に養育費等個別法律相談会と希望者には母子自立支援員による就労相談を併せて実施したことにより、よりの確にニーズに応えることができた。また、30年度から開催回数を1回から3回へと複数回に増やしたことにより、的確にニーズに応えることができた。なお、平日に開催してほしいとの意見もあるため検討する必要がある。 ・弁護士による無料の個別法律相談が受けられる貴重な機会であるため、児童扶養手当の窓口などの機会を捉えて、積極的に周知していく必要がある。	75	・ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、法律の専門家による養育費等個別法律相談会は効果的であり、母子・父子自立支援員との相談から母子寡婦福祉会が取り組む月1回の「養育費相談」と「養育費等個別法律相談会」を連携させるため、引き続き、相談回数を増やし複数回開催する。なお、平日に開催してほしいとの意見に応え、引き続き平日開催も実施する。 ・養育費の取得の向上は、児童扶養手当の削減につなげることができるため、日常の母子・父子自立支援員の相談の際や、児童扶養手当現況届の受付の際に、養育費の取得状況を聞き取るなどして、法律相談の一層の事業周知に努める。	75
6 経済的支援の推進	6	①	86	児童扶養手当等の支給事業の適正な推進 S37. 1～ H15. 4～H22. 7 (父子手当)	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、児童扶養手当等の情報提供に努め、円滑な支給事務を推進する。 ・平成22年8月から父子家庭も児童扶養手当の支給対象となったことから、野田市独自の「父子家庭等支援手当制度」を「養育者支援手当制度」に改編し、父又は母が監護しない児童を養育する公的年金受給者のセーフティネットの役割を果たしている。	・児童扶養手当 受給者数1,167人 ・養育者支援手当 受給者5人 ・児童扶養手当上乗せ給付金 市独自の緊急対策事業として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるひとり親家庭等に対して、臨時特別的な給付措置として、児童扶養手当上乗せ給付金を2回支給しました。 1回目 対象児童数 1,827人 支給金額 9,135,000円 2回目 対象児童数 1,858人 支給金額 9,290,000円	・児童扶養手当等の的確な情報提供を行うと同時に、居住実態、同居人などの状況を判断し適切に支給する必要がある。また、事実婚などにより返還金が生じている場合があるため、返還計画に基づき着実に返還を履行するよう指導していく必要がある。 ・児童扶養手当上乗せ給付金をスピーディに支給することにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるひとり親家庭等を支援することができた。	617,334	・適正な受給資格の認定を行うとともに、円滑な支給と返還金の対応に努める。 ・返還金の滞納について、督促の通知や電話連絡の他にも、福祉事業の観点から、滞納者の状況確認も含めた訪問を実施し、訪問による面会や不在の場合は、封入の上不在通知連絡を行い、接触の機会、納付を促していく。 ・令和3年3月分(令和3年5月支払)から、障害年金を受給しているひとり親家庭が児童扶養手当を受給できるように見直す制度改正がされたことから、周知するとともに適正な支給を行う。 ・新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、ひとり親家庭等に対する支援の必要性を注視していく。	611,658

基本 目標	事業番号		掲載 頁	事業 名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	令和2年度実績	評価及び課題	令和2年度 決算額(千円)	3年度の事業内容	3年度当初予算額(千 円)
6 経済的支援の推進	6	②	87	母子・父子・寡婦福祉 資金等の活用促進 S28. 4～	既存	児童家庭課	・母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立や児童の 修学などに様々な用途に重要な役割を果たしている母 子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福 祉資金の貸付制度等の活用促進を図るため、制度に 関する情報提供を行う。 ・貸付者である県の審査等が円滑に進むよう、相談者 の支援に努めている。 ・平成26年10月から父子家庭についても貸付の対象と なった。	・母子寡婦福祉資金貸付件数 新規申請： 3件	・貸付金を効果的に活用するため、高等職業訓練給付金などの 就業支援事業等と組み合わせた利用を推進する。 ・全国的に返済金の滞納が増加している報道もあり、相談者には 制度の説明をしっかりと行い、計画的な返済に協力してもらう必要 がある。 ・円滑に資金の貸付業務を行うため、県の審査機関である健康福 祉センターと密に連携する必要がある。	—	・ひとり親家庭等の経済的自立に資する事業として、貸付金を効 果的に活用できるよう返済計画の作成や他の制度の紹介なども 組み合わせた相談を行い、きめ細かな支援を行う。 ・また、貸付業務については、県の審査機関である健康福祉セン ターと連携し、円滑な貸付対応に努める。 ・令和2年4月より、福祉資金貸付金の拡充により、修学資金等の 貸付限度額の引上げ等がされたことから、更なる活用促進を図 る。	—
	6	③	88	保育所、学童保育所 の保育料の減免制度 の周知 S46. 4～(学童保育 所) H16. 4～(保育所)	既存	保育課 児童家庭課	・ひとり親家庭になった場合の保育所保育料について は、ひとり親の前年度の所得を算定基礎として見直す ため、減額になる場合がある。 また、学童保育所の保育料についても所得に応じ て、減免措置を講じており、市報、市ホームページ等 により制度の周知を図っている。	・ひとり親家庭となって減額された件数 保育所保育料 16件 学童保育料 4件 ・ひとり親家庭で保育所保育料が年収約360万円未満で軽減が適 用された件数 後期保育料賦課時実績36件 (令和元年10月から3歳児以上及び2歳児以下の住民税非課税世 帯は保育料無償化) ・ひとり親家庭で学童保育所保育料が減額された件数 213件	・未就学児のうち3歳以上の全ての子ども及び住民税非課税世帯 の3歳未満の子どもについては、令和元年10月から幼児教育・保 育無償化を開始しており、ひとり親家庭の負担軽減となっている。 ・無償化の対象外となった住民税課税世帯の3歳未満の子どもの 保育所保育料については、ひとり親になった場合の減免措置につ いては、ひとり親家庭になった申出の翌月分から保育所等保育料 の見直しを行うので、入所案内等において周知を図っている。	—	・無償化対象外の子どもについて、ひとり親家庭になった場合に は、保育所保育料の減額、学童保育料の減免措置について、入 所案内、市報、ホームページなどの情報媒体で周知していく。 ・新たに入所を希望するひとり親家庭に対しては、窓口相談や児 童扶養手当等の申請時を利用し減免制度の周知に努める。 ・未婚のひとり親への寡婦・寡夫控除のみなし適用(みなし寡婦控 除)については税制改正により令和3年8月分(令和2年度住民税 による計算)までの保育所保育料及び学童保育料保育料へ適用 となる。以後の保育料等の算定には住民税の計算において【寡 婦・ひとり親控除】があるため上記申し出不要となる。	—
	6	④	89	ひとり親家庭等医療 費助成制度の見直し S52. 4～ H22. 4～(見直し)	既存	児童家庭課	・医療費による経済的負担の軽減を図るため、ひとり 親家庭の父又は母等とその児童が、病気などで受診し た際の保険診療に係る医療費の自己負担分を助成す る「ひとり親家庭等医療費助成制度」の推進に努めて いる。	・ひとり親家庭等医療費助成金 現物給付 3,126件 償還払 6,991件 合計 10,117件	・令和2年11月診療分から現物給付を実施し、自己負担金を300 円に改正し、ひとり親家庭等の福祉の向上を図った。	30,698	・令和2年11月診療分から、現物給付を実施し、自己負担金を300 円に改正したことから、周知を図る。	36,679
	6	⑤	90	未婚の母・父への寡 婦・寡夫控除のみな し適用 H27. 9～	既存	保育課 児童家庭課 営繕課 学校教育課	・税法上、不利な扱いとなる未婚の母・父について、保 育所保育料、学童保育所保育料、市営住宅家賃など の寡婦・寡夫控除のみなし適用を実施している。	・保育料等について、みなし寡婦控除を適用して計算した。 保育所保育料等 22件(前期・後期賦課時実績) 学童保育所保育料 3件 ・市営住宅について、パンフレットや通知と併せ、みなし寡婦控除 を周知しているが、実績はなかった。 (私立幼稚園就園奨励費補助金及び公立幼稚園就園奨励費補 助金については、幼児教育・保育の無償化が施行されたことを受 け、令和元年度をもって制度が終了した。)	・保育所入所継続のための現況届の提出時にみなし寡婦控除に ついて再度周知及び申し出を実施した。 ・新たに保育所の入所を希望するひとり親家庭に対しては、窓口 相談や児童扶養手当等の申請時を利用し、未婚のひとり親への 寡婦・寡夫控除のみなし適用についても周知を図った。 ・学童保育料について、未婚のひとり親に対する税制上の措置及 び寡婦(夫)控除の見直しが行われ、婚姻歴にかかわらず未婚の ひとり親に対しても同一の「ひとり親控除」が適用され、令和2年 度をもって未婚のひとり親に対する不利な扱いはなくなった。 ・国の制度改正に伴い、母子家庭等自立支援教育訓練給付金、 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等、ひとり親家庭等日常生 活支援事業等において、未婚のひとり親について寡婦(夫)控除 がみなし適用されるよう改正されたため、周知を図る。	—	・無償化の対象外となった住民税課税世帯の3歳未満の子どもの 保育所保育料については、令和2年度もみなし寡婦控除を適用し て未婚の母・父を経済的に支援した。 令和3年4月～8月分保育所保育料等 対象世帯数8件 ・令和3年9月以降の新たに保育所等へ入所を希望するひとり親家 庭に対しては、未婚のひとり親への寡婦・寡夫控除のみなし適用 については申し出不要となった。 ・学童保育所の保育料減免制度については、「ひとり親控除」を適 用する。 ・令和2年度税制改正により、未婚のひとり親に対する税制上の 措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しが行われ、未婚のひとり親に ついて不利な扱いがなくなったことから、周知を図る。	—

資料 4

子ども館整備の進捗状況について

野田市にある 6 館の子ども館は、地域に密着した児童館として主に乳幼児と保護者や小学生などを対象に創意工夫し事業を実施していますが、規模が小さく施設も古くなってきていることから、保護者同士の交流や中高生が活動するスペースや設備が整備されていません。

このようなことから、多様なニーズに対応できる一定規模の施設として、18 歳までの児童が多様な交流や経験ができ、乳幼児と保護者が安心して利用できる「子育て支援の拠点」となる子ども館の整備を進めています。

1. 子ども館整備の考え方

野田市が新たに整備する子ども館は、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、乳幼児から 18 歳までの様々な年齢の児童が集い、遊びを通して自主性や社会性、創造性を身に付ける学びの場として、また、保護者同士が安心して気軽に交流できる場として、更には、子どもたちの体験活動を市民が支え、多世代の交流が図れる場として、子育て支援や地域交流の拠点となる子ども館として整備するものです。

2. 子ども館整備計画の概要

所在地	野田市清水 1, 122 番地 1 他	
敷地面積	9, 116. 72 m ²	
延べ面積	1152. 39 m ² (1F 666. 68 m ² 、2F 472. 49 m ² 13. 22 m ²)	
構 造	鉄筋コンクリート造・2 階建て	
屋内	1 階	プレイルーム、多目的室、音楽スタジオ、調理室、創作室、集会室
施設	2 階	授乳室、乳幼児コーナー、図書コーナー、パソコンコーナー、相談室、静養室、事務室
屋外施設	遊具、水遊び場、芝生広場、駐車場等	
整備イメージ図	別添のとおり	

3. 建設に向けた取組み状況

(1) 子ども館整備の位置付け

平成 30 年 12 月に子ども館整備に向けた庁内検討会を立上げ、子ども館整備に向けた建設コンセプトや運営方針など、整備に対する基本的な考え方や設備の規模、機能など、野田市が求める新しい子ども館について審議し、市民からの意見も踏まえながら、令和元年 5 月に「子ども館整備基本構想」を策定しました。

(2) 事業者選定

「子ども館整備基本構想」の実現に向け、民間企業のすぐれた技術を活用しつつ工期短縮やコスト削減を図るため、庁内組織として「設計・施工一括発注公募型プロポーザル審査委員会」を設置し、募集要項等を決定し、令和元年9月に「設計・施工一括発注公募型プロポーザル」を実施し、提案内容を審査し設計、施工、施工監理の事業者を選定し令和元年11月28日に契約について協定を締結しました。

(3) 設計業務

設計業務については、設計の提案事業者である松下設計株式会社と協定に基づき令和元年12月5日に委託契約を締結しました。

なお、令和3年3月10日までの履行期限でしたが、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令に伴うテレワーク導入等の影響により、履行期限を延長しましたが令和3年4月15日に業務を完了しました。

また、設計業務と並行し、建築に必要な許認可等の手続きについては、当該建築予定地が第一種低層住居専用地域であることから、600平方メートルを超える子ども館は通常建築することができないため、建築基準法第48条ただし書きの規定の適用について、県と協議を重ね令和3年1月15日に県から当該規定に基づく許可書の交付を受けました。

この他、埋蔵文化財保護法に基づく発掘調査や都市計画法に基づく開発行為に準じる協議等を済ませ、令和3年2月25日に建築確認済証の交付を受けました。

(4) 建設工事

建設工事については、確認済証の交付を受けましたので、提案事業者の山本建設工業株式会社と令和3年4月21日に工事請負契約を締結し、現在工事を進めています。

なお、建物は、バリアフリーやユニバーサルデザインを取入れるとともに、屋外遊具についても、障がいのある児童も一緒に遊ぶことができるインクルーシブ遊具の導入を計画しています。

4. 今後のスケジュール

(1) 建築工事

建築工事を令和4年5月末までに完成させ、備品等を購入し、令和4年7月下旬のオープンを目指しています。

（２）指定管理者制度の導入

新しい子ども館と既存６箇所の子ども館について、令和４年度から指定管理者制度を導入するため、関係例規の改正を行いました。

今後、選定委員会を立上げ、募集要項等を定めて事業者の募集を行います。

応募のあった事業者をプレゼンテーションにより審査し候補者を選定し、最終的には１２月議会で承認を受けて決定する予定です。

なお、年明けに引継業務を行い、既存６箇所の子ども館は年度当初の４月から、新しい子ども館は７月末のオープン当初から指定管理者による運営管理を行う予定です。

また、新しい子ども館では、子育てに関する相談を市直営で行うことを検討しています。

（３）ネーミングライツの導入

新しい子ども館については、施設を有効に活用し、その愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を付与することにより新たな財源を確保し、持続可能な施設の運営を行うことを目的に、令和４年７月末のオープン当初に合わせてネーミングライツの導入を検討しています。

資料 5

待機児童・保留者解消野田市計画と保育量について

国は、保育量の確保を定員数で求めています。運用として定員の 120%以内での弾力的活用を認めています。児童数が減少傾向にある中で、定員での確保は将来的に過剰となる可能性が高いので、野田市では保育所の整備及び既存保育所の定員増とともに、定員の弾力化により、待機児童・保留者の解消を進めてまいります。

また、0歳から2歳の入所保留者の解消策、量の確保に向けた施設整備等につきましても、保育士確保対策と併せ進めているところです。

1 入所実績について

(1) 年度当初

(人)

年度	区分	3歳以上	0歳	1・2歳	合計
29	量の見込み	1,436	113	782	2,331
	市計画	1,715	207	855	2,777
	過不足	279	94	73	446
	①入所実績	1,318	114	719	2,151
	②待機・保留者	23	6	66	95
	①+②	1,341	120	785	2,246
30	量の見込み	1,438	115	786	2,339
	市計画	1,740	207	855	2,802
	過不足	302	92	69	463
	①入所実績	1,255	115	687	2,057
	②待機・保留者	32	22	91	145
	①+②	1,287	137	778	2,202
元	量の見込み	1,440	117	790	2,347
	市計画	1,765	207	855	2,827
	過不足	325	90	65	480
	①入所実績	1,309	123	701	2,133
	②待機・保留者	52	13	90	155
	①+②	1,361	136	791	2,288
2	量の見込み	1,358	140	821	2,319
	市計画	1,456	175	786	2,417
	過不足	98	35	▲35	98
	①入所実績	1,361	122	772	2,255
	②待機・保留者	24	15	84	123
	①+②	1,385	137	856	2,378
3	量の見込み	1,313	135	790	2,238
	市計画	1,456	181	798	2,435
	過不足	143	46	8	197
	①入所実績	1,416	125	789	2,330
	②待機・保留者	22	12	45	79
	①+②	1,438	137	834	2,409

(2) 年度末

(人)

年度	区分	3歳以上	0歳	1・2歳	合計
29	量の見込み	1,402	289	857	2,548
	市計画	1,715	207	855	2,777
	過不足	313	▲82	▲2	229
	入所実績	1,327	157	736	2,200
	②待機・保留者	31	154	99	284
	①+②	1,430	311	835	2,504
30	量の見込み	1,404	291	861	2,556
	市計画	1,740	207	855	2,802
	過不足	336	▲84	▲6	246
	① ①入所実績	1,274	168	735	2,177
	②待機・保留者	27	206	104	337
	①+②	1,301	374	829	2,514
元	量の見込み	1,406	293	865	2,564
	市計画	1,765	207	855	2,827
	過不足	359	▲86	▲10	263
	①入所実績	1,351	182	757	2,290
	②待機・保留者	54	186	125	365
	①+②	1,405	368	882	2,655
2	量の見込み	1,367	205	852	2,424
	市計画	1,456	175	786	2,417
	過不足	89	▲30	▲66	▲7
	①入所実績	1,379	167	818	2,364
	②待機・保留者	22	204	104	330
	①+②	1,401	371	922	2,694
3	量の見込み	1,322	200	821	2,343
	市計画	1,456	181	798	2,435
	過不足	134	▲19	▲23	▲92
	①入所実績	—	—	—	—
	②待機・保留者	—	—	—	—
	①+②	—	—	—	—

2 待機児童・保留者の内訳について

(1) 保留者（待機児童含む）発生理由別（人）

【2年4月】理由別	(人)	区分
現在入園中だが他園への移行を希望	32	保留者 122 人
単願（1か所のみ入園希望し他園は申し込まない）	40	
他に通園可能な園があるが申し込まない	32	
市外からの受託依頼された児童だが入園できない	4	
求職活動中だが活動は不定期	14	
育児休業中（延長中または早期復職のため申し込み）	0	
選考後に申込みを取り下げ	0	
市外の保育所へ委託したが入園できない	0	定義上の待機児童 1 人
求職活動中（ハローワークや面接など定期活動中）	0	
複数の園を希望し申し込んだが入園できない	1	

【3年3月】理由別	(人)	区分
現在入園中だが他園への移行を希望	38	保留者 224 人
単願（1か所のみ入園希望し他園は申し込まない）	122	
他に通園可能な園があるが申し込まない	15	
市外からの受託依頼された児童だが入園できない	10	
求職活動中だが活動は不定期	12	
育児休業中（延長中または早期復職のため申し込み）	27	
選考後に申込みを取り下げ	0	
市外の保育所へ委託したが入園できない	0	定義上の待機児童 106 人
求職活動中（ハローワークや面接など定期活動中）	9	
複数の園を希望し申し込んだが入園できない	97	

【3年4月】理由別	(人)	区分
現在入園中だが他園への移行を希望	21	保留者 79 人
単願（1か所のみ入園希望し他園は申し込まない）	32	
他に通園可能な園があるが申し込まない	11	
市外からの受託依頼された児童だが入園できない	2	
求職活動中だが活動は不定期	6	
育児休業中（延長中または早期復職のため申し込み）	7	
選考後に申込みを取り下げ	0	
市外の保育所へ委託したが入園できない	0	定義上の待機児童 0 人
求職活動中（ハローワークや面接など定期活動中）	0	
複数の園を希望し申し込んだが入園できない	0	

3 待機・保留者解消に向けて

(1) 保育施設の整備【保育施設における定員数の確保（実績値）】 (人)

年月	3歳以上	0歳	1・2歳	合計
27年4月	1,261	120	589	1,970
27年10月 ※1	1,261	124	600	1,985
28年4月 ※2	1,291	151	667	2,109
29年4月 ※3	1,312	160	706	2,178
30年4月 ※3	1,341	160	706	2,207
31年4月 ※3	1,349	160	708	2,217
31年7月 ※4	1,421	169	756	2,346
2年4月 ※5	1,454	175	788	2,417
2年4月 ※6	1,436	167	797	2,400
3年4月 ※7	1,455	167	797	2,419
3年4月 ※8	1,455	170	813	2,438
3年4月 ※9	1,484	170	813	2,467
3年4月 ※10	1,456	172	819	2,447

※1 ひばり保育園開設（地域枠 15 人）

※2 既存7保育所の定員増（70 人）、すくすく保育園分園開設（54 人）

※3 聖華未来のこども園開設（29 から 31 年度まで段階的に定員増）

（29 年度 69 人、30 年度 29 人、31 年度 10 人）

※4 のだのこども園開設 令和元年7月（129 人）

※5 やなぎさわ幼稚園・保育園開設 0歳6人 1・2歳32人 3歳以上33人

※6 聖華未来のこども園 0歳1人 3歳以上11人

やまざき杜の保育園 0歳▲9人 1・2歳9人

のだのこども園 4・5歳▲29人

—令和3年4月以降—

※7 やなぎさわ幼稚園・保育園 3歳以上19人

※8 柳沢くくる保育園開設 0歳3人 1・2歳16人

※9 のだのこども園 3歳以上29人

※10 花輪保育所 0歳2人 1・2歳6人 3歳以上▲28人

(2) 保育施設における定員数の確保（令和4年4月見込値） (人)

区 分		3歳以上	0歳	1・2歳	計
① 保育量(入所実績+待機児童)3.4.1		1,438	137	834	2,409
②市計画	既存施設認可定員 ※令和3年4月時点	1,456	172	819	2,447
	既存保育所等定員変更				
	アートチャイルドケア野田 東部みどり保育園	4	—	4	8
	既存保育所等定員増				
	やなぎさわ幼稚園・保育園	17	—	▲2	15
	新規保育所等定員増 (仮称) しみず空と杜の保育園	42	3	15	60
	②の合計	1,519	175	836	2,530

4 保育士確保対策

① 国の処遇改善措置について

私立保育所の運営に関しては、公定価格という運営費の単価に基づき、児童数を乗じて支出しており、この公定価格は、地域・施設定員・児童の年齢ごとの単価が設定され、大きくは、基本分単価と処遇改善加算で構成されています。

基本分単価は、人件費や事業費で構成され、処遇改善加算は、職員の平均勤続年数と経験年数に応じて6%から7%の加算が実施されています。

処遇改善加算は、人事院勧告に増額改定があった場合、その相当分の金額を上乗せすることとなっており、平成27年度は3.9%、28年度は1.3%、29年度は1.1%、30年度は0.8%、令和元年度は1%が加算され、2年度は人事院勧告のマイナス改定に伴い▲0.3%となっています。

また、29年度から処遇改善加算の対象施設における職員のキャリアアップによる処遇改善として「経験7年以上で、研修を経た中堅職員に対する月額4万円の処遇改善」や「経験年数3年以上で、研修を経た職員に対する月額5千円の処遇改善」が実施されています。

② 市の対策

i 宿舎借上事業（家賃補助）

国の支援事業の一つである「保育士宿舎借り上げ支援事業」を活用し、国の補助1/2に市の単独補助を上乗せし、事業者の負担なしに市内に保育士用の宿舎が確保できるよう月額82,000円（上限）を補助するものです。

（令和2年度実績：5事業所16件 9,385,599円）

ii 合同就職説明会

保育士養成校の学生や保育士資格等を有する就職希望者を対象に、野田市内で私立保育所等の運営を行っている法人が一堂に会し、野田市役所で個別ブースを設置の上、就職説明会を実施するものです。令和2年度からは、市内私立幼稚園を運営する法人にも参加していただき、保育士だけでなく保育教諭、幼稚園教諭を目指す方にも参加いただける保育士合同就職説明会として開催しています。

（年2回実施 令和2年度 9/19：25人 1/31：新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

iii 保育士の子どもの優先入所

保育士の復職支援のため、未就学児のいる保育士等の子どもを優先利用の対象としようとするもの。具体的には、野田市内の認可保育施設で就労を予定している保育士等について、保護者の就労状況に対する指数に加点を行い、利用調整の上位になるよう配慮するものです。

（プラス20点 令和2年度 実績：33人）

iv 発達障がい疑いのあるグレーゾーン児童のクラス対応

保育の現場では「発達障がいの疑いのある児童（いわゆるグレーゾーンのお子さん）」が増えている状況があり、野田市が保育士の加配に係る賃金を単独補助しようとするもの。各事業者にとっては、保育士を配置しやすくなり、相乗効果として、クラス運営を担当する保育士のローテーションにも余裕が生まれ、保育士の負担が軽減することから、全体の保育士確保にも寄与する施策となっています。

（令和2年度実績：加配保育士13人 加配対象児童15人 施設数8か所）

v 処遇改善加算（県事業の活用）

千葉県内に勤務する保育士の他県への流出や潜在保育士の確保を目的に、平成29年10月から千葉県が独自に月額2万円を限度に賃金を上乗せする「保育士処遇改善事業」を開始した。市内の事業者からの希望もあり、近隣市においても実施していることから、月額2万円の処遇改善加算を実施しています。なお、この制度の対象は私立保育園に勤務する保育士となっていますが、保育士不足の解消は公立及び私立に共通した課題であることを踏まえ、指定管理者が運営する保育所に勤務する保育士等についても、市単独事業として実施しています。

（令和2年度実績：21園 対象者数362人 74,450,000円）

vi 通勤補助（市単独）

事業所が駐車場を借り上げる事業に要する経費として、保育士1人当たり月額6,000円（上限）×2/3を補助するものです。

（令和2年度実績：18園 対象者数240人 8,188,496円）

子どもの安心生活推進委員会及び子ども家庭総合 支援拠点機能充実専門委員の設置について

野田市子どもの安心生活推進委員会及び野田市子ども家庭総合支援拠点機能充実専門委員の設置について御報告申し上げます。

児童福祉審議会の専門委員会として設置された、野田市児童虐待事件再発防止合同委員会につきましては、平成 31 年 2 月 28 日の第 1 回目の会議から令和 2 年 8 月 7 日の第 5 回目の会議まで、事件の問題点を徹底的に検証し、再発防止に関し必要な事項の調査審議が行われ、一定の成果が得られたことから本委員会を終了いたしました。

しかしながら、学校や保育所、警察等の関係機関との連携マニュアルの作成など多くの課題が残っておりましたので、これらに対応する内部組織として「野田市子どもの安心生活推進委員会」を令和 2 年 10 月 1 日に設置いたしました。

さらに、子どもへの虐待の防止並びに子どもの安心した生活の確保及び心身の健やかな成長のできる社会の形成に関する施策を推進するため、児童虐待に優れた識見を有する者及び弁護士等の専門的見地から提言を頂けるよう、「野田市子ども家庭総合支援拠点機能充実専門委員」を設置し、児童虐待事件再発防止合同委員会の元委員 5 人に委員を委嘱いたしました。

今後、子どもの安心生活推進委員会において、施策等に関する協議を進めるとともに、必要に応じて子ども家庭総合支援拠点機能充実専門委員へ意見の照会を行い、あの痛ましい事件を風化させることがないように、児童虐待の再発防止に向け、市一丸となり全力で取り組んでまいります。

資料 6

○野田市子どもの安心生活推進委員会設置要綱

令和 2 年 9 月 2 3 日

野田市告示第 2 0 7 号

(設置)

第 1 条 子どもの安心した生活の確保及び心身の健やかな成長のできる社会の形成に関する施策を推進するため、野田市子どもの安心生活推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、子どもへの虐待の防止並びに子どもの安心した生活の確保及び心身の健やかな成長のできる社会の形成に関する施策を推進するものとする。

(構成)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長は副市長、副委員長は市政推進室長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

(専門部会)

第 6 条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、職員のうちから市長又は教育委員会が任命するものをもって構成する。

3 専門部会に座長及び副座長 1 人を置く。

4 座長及び副座長は、委員長が指名する。

5 専門部会の会議は、座長が招集し、議長となる。

6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会及び専門部会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(意見の照会)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、野田市児童虐待事件再発防止合同委員会規則を廃止する規則（令和2年野田市規則第54号）により廃止された野田市児童虐待事件再発防止合同委員会規則（平成31年野田市規則第26号）第1条の規定により設置された野田市児童虐待事件再発防止合同委員会の同規則第3条第1項第1号、第2号又は第8号の規定による委員であった者に対し、意見の照会を行うことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、児童家庭部子ども家庭総合支援課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

別表（第3条）

副市長	市政推進室長	保健福祉部長	児童家庭部長	学校教育部長
-----	--------	--------	--------	--------

資料 6

○野田市子ども家庭総合支援拠点機能充実専門委員設置規則

令和 2 年 1 1 月 1 7 日

野田市規則第 6 3 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 1 0 条の 2 の規定に基づき設置した野田市子ども家庭総合支援拠点の機能の充実を図るため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 4 条第 1 項の規定に基づき、野田市子ども家庭総合支援拠点機能充実専門委員（以下「専門委員」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 専門委員は、市長の求めに応じ、次の事項について調査し、市長に提言する。

(1) 野田市子ども家庭総合支援拠点の機能の充実に関すること。

(2) 子どもへの虐待の防止並びに子どもの安心した生活の確保及び心身の健やかな成長のできる社会の形成に関する施策の推進に関する事項

(委嘱)

第 3 条 専門委員は、野田市児童虐待事件再発防止合同委員会規則を廃止する規則（令和 2 年野田市規則第 5 4 号）により廃止された野田市児童虐待事件再発防止合同委員会規則（平成 3 1 年野田市規則第 2 6 号）第 1 条の規定により設置された野田市児童虐待事件再発防止合同委員会の同規則第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 8 号の規定による委員であった者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 専門委員の任期は、2 年以内とする。

2 専門委員は、再任されることができる。

(庶務)

第 5 条 専門委員の庶務は、児童家庭部子ども家庭総合支援課において行う。

(補則)

第 6 条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

資料6

この規則は、公布の日から施行する。

コロナ禍における子育て世帯に対する市独自の給付金について

子育て世帯については、小学校等の臨時休業等により新型コロナウイルス感染症の影響を受けています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じています。

これらを踏まえ、市独自の緊急対策事業として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯及びひとり親世帯を支援する観点から、児童手当及び児童扶養手当を受給する世帯に対し、下記のとおり臨時特別の給付金を支給し、支援をしました。

1 令和2年度実施事業

(1) 児童手当上乗せ給付金

事業名	児童手当上乗せ給付金
内容、対象等	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として、児童手当上乗せ給付金を支給したもの。 【給付額】対象児童1人につき5千円（2回支給） 【対象者】 1回目（令和2年4月30日から順次支給） 野田市から令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）を受給している方 2回目（令和2年8月31日から順次支給） 野田市から令和2年5月分（6月までの出生等を含む）の児童手当（特例給付を含む）を受給している方
件数及び支出金額	1回目 対象児童数 17,406人 87,030,000円 2回目 対象児童数 17,187人 85,935,000円
実施期間	令和2年4月17日～令和3年3月31日

(2) 児童扶養手当上乗せ給付金

事業名	児童扶養手当上乗せ給付金
内容、対象等	新型コロナウイルス感染症の影響を受けるひとり親家庭等に対して、臨時特別的な給付措置として、児童扶養手当上乗せ給付金を支給したもの。 【給付額】対象児童1人につき5千円（2回支給）

	【対象者】 1 回目（令和 2 年 4 月 30 日から順次支給） 野田市から令和 2 年 4 月分の児童扶養手当を受給している方 2 回目（令和 2 年 8 月 31 日から順次支給） 野田市から令和 2 年 5 月分（6 月までの出生等を含む）の児童扶養手当を受給している方
件 数 及 び 支 出 済 額	1 回目 対象児童数 1,827 人 9,135,000 円 2 回目 対象児童数 1,858 人 9,290,000 円
実 施 期 間	令和 2 年 4 月 17 日～令和 3 年 3 月 31 日

2 令和 3 年度実施事業

（1）児童手当上乗せ給付金

事 業 名	児童手当上乗せ給付金
内 容、対 象 等	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、影響を受ける子育て世帯を支援するために、児童手当上乗せ給付金を支給するもの。 【給付額】 対象児童 1 人につき 1 万円 【対象者】 （令和 3 年 7 月 30 日から順次支給） 野田市から令和 3 年 5 月分（転入による令和 4 年 3 月末までの新規認定者を含む）の児童手当（特例給付を含む）を受給している方
件 数 及 び 支 出 済 額	対象児童数 16,476 人 164,760,000 円 （令和 3 年 7 月 31 日時点）
実 施 期 間	令和 3 年 6 月 25 日～令和 4 年 3 月 31 日

保育施設の確認にかかる利用定員の設定・変更について

1 目的

平成 27 年度施行の「子ども・子育て支援制度」では、教育・保育給付及び地域型保育給付の実施主体が市町村とされたことから、教育・保育等の事業者が施設を設置し、運営にかかる財政支援を受けるためには、子ども・子育て支援法に基づき、市町村による「確認」を受ける必要があります。

なお、確認にあたり利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項の規定に基づき、あらかじめ市町村が条例で設置する審議会の意見を聴くこと」とされていることから、利用定員の設定及び変更について、児童福祉審議会でご意見をお伺いするものです。

2 利用定員の設定・変更の概要

(1) (仮称) しみず空と杜の保育園の定員設定の概要

清水公園駅周辺に宅地開発を進めている東武鉄道株式会社から、今後の宅地分譲による人口増加に伴う乳幼児の増加や、単なる住宅開発にせず生活支援サービスの提供、コミュニティ形成支援を通したまちづくりを進めたいとの思いから、清水公園駅東口駅前の東武鉄道株式会社所有地に保育所を誘致したいとの要望があり、市として利便性の高い駅前保育の受け皿ができることに加え、保育施設内に病児保育事業施設を創設することから、待機・保留児童の解消のため、令和 4 年 4 月 1 日に(仮称) しみず空と杜の保育園として民設民営園の開園を予定しております。

①利用定員 令和 4 年 4 月 1 日

(単位：人)

歳児	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
人数	3	6	9	14	14	14	60

②施設概要

事業者名	社会福祉法人すくすくどろんこの会	理事長	綿貫善弘
設置場所	野田市清水公園東 2 丁目 1 番地		
敷地面積	1,564.39 m ²		
延床面積	園舎	652.13 m ²	
構造	木造	平屋建て	

開園予定日 令和4年4月1日（予定）

（２）やなぎさわ幼稚園・保育園の利用定員の変更の概要

やなぎさわ幼稚園・保育園については、令和2年4月に私立幼稚園（未移行園）から幼保連携型認定こども園に移行し開園、初年度の定員は、幼稚園在園児童の受入れを鑑み、1号教育認定の定員を設定しましたが、認定こども園開園時の1号教育認定児童が卒園し減少したこと等により、段階的に2号保育認定の受入れを増加していきたいものです。

①変更内容

○令和3年度定員225名

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児		4歳児		5歳児	
認定区分	3号			1号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
人数（人）	6	15	17	3	36	24	44	16	52	12

1号認定合計	135	2号認定合計	52	3号認定合計	38	全園児合計	225
--------	-----	--------	----	--------	----	-------	-----

○令和4年度 定員225名

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児		4歳児		5歳児	
認定区分	3号			1号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
人数（人）	6	15	15	9	32	28	36	24	43	17

1号認定合計	120	2号認定合計	69	3号認定合計	36	全園児合計	225
--------	-----	--------	----	--------	----	-------	-----

②変更予定年月日 令和4年4月1日

③変更理由

認定こども園開園時の1号教育認定児童が卒園し減少したこと、また、在園児内の保育ニーズの高まり、同法人運営施設（柳沢なないろ保育園、柳沢くる保育園）からの3歳児受入も鑑み、定員を変更しようとするものです。

なお、今後の利用定員については、在園児内の保育ニーズの高まり、地域の教育ニーズ（在園児、卒園児の弟妹枠の受入等）も考慮する必要があることから、令和5年度も段階的に定員変更を行っていく予定です。

○令和5年度 定員225名（予定）

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児		4歳児		5歳児	
認定区分	3号			1号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
人数（人）	6	15	15	9	32	28	32	28	32	28

1号認定合計	105	2号認定合計	84	3号認定合計	36	全園児合計	225
--------	-----	--------	----	--------	----	-------	-----

3 待機児童状況と認定こども園の整備状況（令和3年4月1日）

保留者等	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
保留者 () 待機児童数	12	26	19	16	6	0	79 (0)
アートチャイルド ケア野田東部 みどり保育園	0	3	1	0	2	2	8
やなぎさわ幼 稚園・保育園 (R4年度)	0	0	▲2	4	8	5	15
しみず空と杜 の保育園 (R4 年度)	3	6	9	14	14	14	60
差引き保留者	9	17	11	▲2	▲18	▲21	▲4

* 利用定員については、保留者が解消されていない現状がありますので、新たに上記のとおり施設の利用定員設定し、受入児童数を増やすことは、待機児童・保留者の解消に必要なものと考えます。

4 市による確認内容

野田市においては、新制度施行にあたり、平成26年度に内閣府令及び本審議会の答申を踏まえて制定した下記の基準（野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例）に基づき、体制や運営規程が整備されているかなど、施設型給付及び地域型給付を給付すべき施設であるかの確認を行います。

【表：主な確認基準について】

基準項目	主な基準の内容
利用開始に伴う基準	・ 利用申込者への応諾義務の状況
教育・保育の提供 に伴う基準	・ 子どもの心身の状況の把握
	・ 小学校における教育と円滑な接続の状況
	・ 特定教育・保育の内容その他必要事項を記録
	・ 費用の支払を保護者から受ける際の書面による説明・同意
	・ 幼稚園教育要領、保育指針に基づき、適切な教育・保育の提供

基準項目	主な基準の内容
管理運営 に関する基準	・ 保護者及び関係機関の評価の公表
	・ 子ども又は保護者からの相談に応じた必要な助言援助
	・ 子どもの体調の急変に係る保護者または医療機関への連絡
	・ 施設の重要事項に関する規程
	・ 適切な職員の勤務体制
	・ 国籍、信条、費用負担などによる差別的取扱いの禁止
	・ 職員による虐待の禁止
	・ 子どもと家族の秘密の保持
	・ 関係事業者及びその職員からの金品、その他の利益の供与及び 收受の禁止
	・ 苦情に対する受付窓口の設置
	・ 地域住民又はその活動との連携、協力
	・ 事故発生時と再発防止のための措置
	・ 特定教育・保育事業とその他の事業との会計区分
	・ 職員、設備、会計に関する記録の整備

* 野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例から抜粋